

を解雇せり。本爭議に於ける解雇はこの日を以て最後とす。十二月廿七日以後解雇者累計百七十二名に達す。(外に治療を打切れる者にして自發的に解雇を願出で許可せる者十六名)

第一節 爭議の解決

第一項 解決談の進行

本爭議に於ける解決談は、一月初め頃より當地及び大阪に於て行はれつゝ、ありたり。

大阪に於ては總同盟西尾、鈴木等大阪在住の因縁知友其他に歎願し、本社に向つて解決に出でんことを求め來れり。本社に於ては之に對し、我住友は穩健中正なる組合運動に對して何等敵意を有せざることは、從來に於ても然りし如く、現在に於ても亦然り。然るに別子に於ける所謂組合運動なるものを見るに、實に過激不穩なる行動を專にし、日を追ふて惡化の傾向にあり。所謂右傾化を標榜する總同盟に相距ること甚だ遠し。若しこの儘にて放置せんか、一山の秩序を維持するに由なく、産業を繼續すること能はざるに至るを以て、今回斷乎たる處置に出でたるものなり。而して我住友に於ては、各部の事業は全然各主管者に一任しあるを以て、今回の爭議解決も別子に於て適當

と認むる方法に於て處理すべきものにして、本社と雖も濫りに之に干涉する事は組織上不可能の事に屬す。然るにも拘らず、大阪に鑛夫代表、婦人代表を送りて面會を強要し、最後には暴行脅迫を敢てするに至つては、誠にその意を解するに苦しむところにして、不當極まる行動なりと謂ふべくこれ等の點より見て爭議の解決はその時機に非すと認めたるを以て、その申出を斷然拒絕せり。

又當地に於ては、地方有志者、所轄官憲等各その立場より調停の意を申出でられたるが、これ等に對しても、當所は當所の爭議のため直接間接御迷惑を掛けたるを謹んで陳謝すると共に、當所が今回條理を正すために嚴然たる態度に出でざるべからざる事情を具陳するところありたり。

第二項 解決

これより先き、一月十二日來山せる望月源治は、爾來主として道後に滞在し、愛媛縣知事に調停を哀願し、二月七日以後は西尾末廣亦松山に赴きて解決につき種々歎願するところあり。一方協同會添田理事も勞資協調の立場より進んで斡旋の勞を執られ來りたる折柄、十三日破壊事件起れり。こゝに於てか爭議團は萬策盡きて、遂に同日午後、知事に對し無條件一任を以て調停を懇願せり。即ち知事は當夜松本所長及鷺尾勞働課長を松山に招致し、添田敬一郎氏と共に斡旋の勞を執られた

り。當所としては十三日水路破壊の直後に於て解決することは、將來に惡例を残すものにしてその時機に非ざることを思ひ、解決を難じたるも、知事は該暴舉に對しては特に嚴戒すべき旨を述べ、且つ組合側の慘敗なること既に明白なりとせば、彼等を引揚げしむるため一條の活路を與へては如何とのことなりしを以て、遂に知事の意見に服し、茲に圓滿なる解決を見るに至れり。その要領左の如し。

今回の爭議は、組合側に不相当の點多しと雖も、該爭議に因り多數の入監者、檢束者其他氣の毒なる者を出したるは、別子鑛業所としても遺憾なるを以て、これ等に對する慰藉料として金若干圓を一封として贈ること、し、愛媛縣知事は十六日午前九時半組合側幹部を縣廳に招致し、右慰藉料を交付すると同時に、左記意味の訓戒を與へられ、組合幹部も大いに遺憾の意を表したりと謂ふ。

爭議團は今回の爭議に於て採りたる態度及方法不穩當なりしことを深く反省し、將來穩健なる發達を遂げること留意すべきこと。特に一月一日大阪に於て住友本邸及理事宅を襲撃し、又最近十三日、所謂最後の行動と稱して水力電氣の水路破壊の暴舉を爲したるが如きことは將來決して爲すべからざること。

斯くて開始以來九旬に亘りたる爭議も、急轉直下、香阪知事の穩當なる解決により、大正十五年二月十六日を以て終局すること、なりたり。

第三節 爭議解決後

第一項 爭議解決報告及爭議團の解散(自二月十六日至二月十七日)

二月十六日午前九時、爭議解決の發表あるや、當所は鷺尾勞働課長をして、一般勞働者に對し、右の經過を發表せしめたり。即ち午前九時端出場、午後二時東平に於て、各々改善會役員並に各課の備員を集め、爭議經過の概要を述べ、今回組合側が無條件調停を愛媛縣知事に懇願せる結果、知事の斡旋により、圓滿解決を告ぐるに至りたる旨を述べ、特に改善會員が長期に亘れる紛議にも拘らず、確固たる信念の下に終始一貫節を持って動かさず、部落の改善に努力せしところありしを賞し、益々風教の改善に努めん事を希望し、改善會長、支部長等交々起ちて爭議の圓滿解決につき同慶の意を表し、益々改善會發展のために盡力すべきことを誓ひ、各々約一時間にして解散せり。尙ほ十八日付を以て當所は爭議解決に關する聲明書を公表せり。(附録第三聲明書参照)

一方組合側に於ては十六日夕刻、西尾末廣松山より歸濱し、幹部級の者と協議會を開きたる模様なりしが、午後九時特使を各部落に派して組合員の召集を行ふ。十七日午前一時集まる者百名に及び、茲に爭議團解散式に移る。

西尾末廣、加藤勘十交々起ちて、九句に亘る爭議も形勢非にして、數回に亘る挽回策も何等その効なく、今や矢折れ刀盡きて遂に起つ能はざる状態となれり。こゝに於て總同盟幹部は戰の慘敗なるを認め、知事及び添田氏に無條件解決を依頼したる結果、その調停により鑛業所より金一封(その金額は示さず)を送られて解決すること、なりたれども、その額たるや極めて少額にして、全組合員に分配するに足らず、よつて己むなく十二月二十七日付處分解雇者のみに對し、退職手當其他給與の三分の一に相當する額を支給(即ち一月十九日以後と同一の取扱をなす)すること、致したき旨を述べ、特に加藤勘十は「斯の如き慘敗の己むを得ざるに立至りたるは誠に残念なり。若し諸君に於て我等幹部の處置に一任する事能はずんば、他の應援者幹部は明朝退去するも余一人のみは飽くまでも止まつて諸君と行動を共にし、斃れて後己まん」と辯じたるに、一般組合員等は歎願要求條項の一も貫徹せず、然も從來幹部等が揚言したるところと、今回の解決條件とが餘りに懸絶せるを難する者あり、組合の恃むに足らざることを激昂する者あり、相當混亂したる模様なりしも、臆

て龜井勇治、小原傳吉等の解雇者起ちて、目下の形勢上右解決の己むを得ざる所以を述べ、遂に大勢は慘敗の己むなきを認め、幹部の處置を承認するに至り、斯くて拂曉午前四時過ぎ、茲に九句の長きに亘り惡戰苦闘せる爭議團を解散する旨を宣し、午前六時過ぎ閉會せり。

解散後鹿森、新田の組合員四十名は悄然として歸落し、殘部六十餘名は午前七時西尾末廣、同九時今村等九名の外來應援者が新居濱驛發列車にて歸郷したるを驛頭に見送りたるも、昔日の意氣なく、纔に冷酒を汲みて袂別の宴を催し、之を送りたりと謂ふ。

『附記』 組合側は左の如く金一封を分配せりと謂ふ。

- 一、金一封の三分の一を處分解雇にして退職手當なき者、即ち十二月二十七日附處分解雇及び機械課より處分解雇となりたる者に勤続年數に按分して分配せり。
- 二、處分解雇の者全部、即ち退職手當の給與なかりし者、及三分の一の給與を受けたる者に金三十圓宛分配したり。
- 三、豫告解雇の者には何等分配せず。
- 四、應援者の引上げ費用は爭議資金の殘額四百圓を充てたり。
- 五、收監者の差入費用、辯護費は三千二百圓程を要するが、之は調停者に於て都合する事となり居れり。

第二項 解雇者の退山と組合の壊滅

十七日午前中より解雇者等は端出場、東平事務所に殺到し、給與金を受取る者六十名に達し、十八日四十四名を超へ、退山者又十六日に二名、十七日一名を出したるが、その後は連日の如く事務所に来つて給與金を受取りて退山する者あり、二十五日に至つては退山者既に六十名に近く、解雇者にして給與金を受取らざる者は端出場に一名も無く、山に少數の者あり。これ等の者は解雇理由或は打切の不當、障害扶助料の金額等につき、かれこれ苦情を云ひしも係員等の説明により平穩裡に引取り、纏て解雇者は悉く退山するに至れり。一方組合本部にありては、加藤勘十を中心に殘務處理に従事しつ、ありしが、十八日夕刻、山内、高梨、飯尾の三名は松山より、段上袈裟義、鈴木悦次郎、矢野政光、本家幸三郎の四名は西條より、各々保釋又は釋放されて歸り來る。(之と同時に十二月九日事件に關聯收容中の改善會員八名も保釋出獄したり)

越えて二十日の夜、組合員十數名本部に於て會合を催したるが、その節殘留せる加藤勘十、山内鐵吉より、交々、今回の爭議は長期惡戰苦闘せしと雖も、遂に慘敗の己むなきに至りたるは誠に残念なるも、今更如何ともすべからず、只これ勞働階級解放のためにする清戰たりしを思へば、聊か以て慰むるに足らん。爭議は一先づ解決せしも、勞働組合は依然として存立し居るものなるを以て諸君は希くば組合のため益々奮勵せられたき旨演説したるも、會員中には、今般加藤其他幹部の採

りたる態度に慄らざる者あり、ために何等反響なきのみならず、金子肇外一名の如きは組合の信賴するに足らざる旨を述べ、その席に於て脱會の手續きをしたりしを以て、組合幹部等はその信望の失墜したりしを見て悄然たりしと謂ふ。

斯くて二月二十四日、加藤、山内、鈴木は機械課解雇者大森種一を伴ひて當地を退去するに及びて、勞働運動者は當所より全く跡を絶つに至れり。

一方爭議解決當時殘留組合員は六十餘名これありたるも、解決と同時に自發的に退會する者十名に達し、その後漸次減少して、三月に入り解雇者凡て退山するに及びて全部脱會し、茲に當所に組合發生以來二ヶ年にして組合は完全に崩壊消滅せり。

『附記』(一) 當所は尙ほ二月二十二日一名、二十三日八名、二十五日一名の治療打切を行ひ、二十八日三名の解雇を行ひたり右解雇については各本人より退職を願出でたるものなれども、給與金の關係上この際特に本人の利益を考慮し、當方より解雇するこゝと、したる者なり。

『附記』(二) 總同盟主催の本爭議報告演説會は二月二十二日加古川、二十三日高砂、二十四日大阪、二十五日尼崎に於て行はれたりと謂ふ。

『附記』(三) 事件終了後、三月二十七日午前十時頃、鷲尾課長一行八名兵庫縣工場懇談會石野氏を案内して黒石構内を通行中

解雇組合員十五名ばかりと出逢ひたるころ、彼等は直に課長に詰め寄り來り、課長隨行の労働者之を阻みたるが、彼等は所持せる棍棒を以て攻撃し來り亂闘に陥る。その結果數名の負傷者を出せり。課長及石野氏は無事東平に向ふ事を得たり。之れ爭議に關聯せる最後の暴行事件とす。

第七章 結語

大正十三年春以後、二ケ年に亘る當所労働組合運動、殊には大正十四年爭議の顛末を記録せること上の如し。以下簡單に當所に於ける運動を通じて表はれたる總同盟の思想を吟味し、その内的矛盾を指摘し、改善會及當所の社會問題に對する立場を闡明して結論に代ふること、すべし。

第一節 組合の内部的矛盾

當所に於ける労働組合運動を然く急速に滅亡せしめたる諸原因中、最も根本的のものは組合自らの内部的矛盾なり。

第一項 總同盟右傾化の矛盾

大正十三年三月總同盟はその全國大會に於て「今や吾等は過去に於けるよりも、その政策をより現實化し積極化せねばならぬ必要に迫られて居る。我國の労働組合運動は、少數者の運動から轉じて大衆的運動に向ふべき一階段に到着したのである」と宣言し、爾來右傾化し、我國の現狀に即し

ての諸般の合理的の方策を採用するに至れりと謂ふ。今回の争議に於ても、彼等は住友は穩健なる合理的組合運動を壓迫すと宣傳せり。果して然るや。

『附記』茲に對象とする總同盟は大正十五年春迄の總同盟なり。麻生一派の分離はこれより後に起つて更に當所の所説を證明するこゝとなりたり。

1 我國労働運動の沿革上

我國に於ける労働運動が社會事實として有力となりたるは、歐洲大戰以來にして、當時澎湃として侵入し來れる諸思想によりて至大の影響を受けたるものなり。即ち労働運動の隆盛と同時に、從來秘密結社の形に於て、漸く餘喘を保ちつゝ、ありし過激思想家が、陽に陰に活躍せる事實及び大戰終了後大多數の組合——總同盟は勿論そのうちの尤たるもの——が、サンデイカリズム共產主義を遵奉し居たる事實は、我國の労働組合が労働運動と過激思想團體との中間に彷徨し居たる事を明かに示す。

然れども、斯の如き態度は到底長く維持すべくも非ず、組合幹部の焦慮と四圍の形勢は、遂に總同盟の思想的轉回となつて表はれざるを得ざるに至れり。

爾來大正十四年迄僅々一年半、最高幹部の思想的右傾化の精神を一般組合員に普遍化せしむべ

く、時日は決して充分なりとせず。況んや我労働組合員の感情的多血的なる、右より左への急歩調に移るは寧ろ易々たらんも、過激より穩和に、急歩調より徐行への轉回は、假すに長期の時日を以てするも容易に行はれ得ざるに於ておや。

2 我國労働組合の本質上

我國の労働組合は、諸般の事情上極めて變則的發展を爲しつゝ、あるものにして、労働者の實際生活と遠く離れ去り、思想的頭腦のみ徒らに發達してその實行的施設を欠き、争議に際して機能の全般を盡すに過ぎざること、各労働團體に於て教育部(實は階級闘争の戰術論)のみ著しく發達し、其他の部科は只名目の存するに止まる事實によりて之を反映す。

換言すれば、我國労働組合は純然たる闘争團體の域を脱せず。況んや一個の文化團體と相距ること甚だ遠し。彼等が唯一無二の機能を盡すべき争議に於て、穩健化、右傾化を説くも、こは單に概念の遊戯に近く、實際上の効果なきは言を俟たず。總同盟の右傾化が最高幹部其他一部の者に止まり、未だ大衆を支配せず、所謂左翼團體たる評議會と實際上距ること數歩に過ぎざる理由の一は茲にあり。

3 組合本部と支部との關係

端的に云はゞ、目下の總同盟本部はその支部に對し、威令、統制を行ふは力に於て缺ぐるところあり。その理由は

イ 組合統制の重大要素たる財政的無力。

ロ 組合組織人員の僅少なること。總同盟現在の一組合の平均人員は約四二九名なり。故に組合

員一人の進退去就は組合に取りて重大問題と爲り、之を反比例して幹部の威力の減殺となる

ハ 特に大正十四年評議會分離原因中「幹部の専斷」が重要なものなりしに鑑み、最高幹部は努

めて支部の意見を尊重せんとしつゝあり。

斯くて總同盟は名は中央集權制の一大組合たるも、實は中央部の力弱く、支部の力却つて強

き奇現象を呈す。本部より出でたる右傾化の精神が支部に容易に徹せざるの契機こゝにも存

すと言ふべし。

4 最高幹部と中幹部との關係

總同盟の最高幹部は多くは智識階級の出身者か然らざるも相當の學識を具へたる者なるべく、

従つて近時社會の趨勢を觀、總同盟の振ふべくして振はざる所以に想到し、茲にその大衆化の宣

言を發したるものなるべし。然れども中幹部以下の組合員に至つては、最高幹部と自らその趣を

異にし、思想よりも理論よりも、その行動に重きを置くが故に、又理智的常識に於て欠けるとこ
ろあるが故に、思想の轉換は然く容易に行はれ得ず。加之我國勞働運動の弊害の主要なる一は、
組合の最高幹部と一般組合員との間に、思想的の懸隔、教育程度の差大なるのみならず、最高幹
部が我國の勞働狀態の實情に疎遠に、然も好んで概念的難解なる文字を使用し、翻譯的臭味強き
理論を羅列することなり。この點左翼評議會たと右翼總同盟たとを問はざるなり。故に一般
組合員は最高幹部の繁雜なる理論も、之を容易に理解すること能はず。こは我國過去の勞働運動
の特殊的沿革に因るものなりと雖も、斯の如く一見簡單なる弊害が意外に大なる力と爲りて、一
般組合員の右傾化を妨げつゝあるなり。

5 鑛夫組合と總同盟

何れの國に於ても、一般に鑛夫組合は左傾又は右傾の左翼たる地位を占む。我國亦然り。日本
鑛夫組合は總同盟内部に於ても左翼の團體にして、十四年春の内訌に際しても、最初は總同盟を
離れて中立となり、その去就は最も注目され居たるもの。更に十四年の内訌により分裂せる評議
會は、その徹底せる階級闘争的理論よりして、絶えず總同盟の妥協、ブルジョアへの屈伏、幹部
の墮落を攻撃して止まず、故に總同盟幹部が性急に右傾化を徹底せんと努むるときは、益々この

攻撃を助長し、聽て又總同盟内部の戰闘的急進派は却つて評議會系に走らんことを保し難し。されば動もすれば評議會に投せんとするの傾ある鑛夫組合に對し、その組織人員少なりと雖も、兎も角も總同盟唯一の全國的産業別組合たるの故を以て、比較的無力なる最高幹部が更に大なる自由を之に與へ居たる事は、蓋し想像に難からず。

6 右傾化の理論

組合員統合に最も根本的なる彼等の右傾化の理論は不鮮明にしてその真相を捉ふるに苦しむ。この點左翼評議會が、受賣りにもせよ固定せる共產主義の理論を以て一貫せるに比して遙に如かず。

右傾化後彼等が據て以て立つところの理論は「大衆化」の漠然たる文字よりして、現實主義の名の下に科學的日本主義に至り、暫時にして再轉し、國家國情を云々しつゝ、その一面に於てマルクスの階級闘争を是認し、社會主義を信奉し、最近に至つては堂々と自由主義的口吻すら漏しつゝあり。その理論の不鮮明、矛盾斯の如し。

惟ふに、總同盟幹部の揚言しつゝある現實主義とは、現實に即し現實より抽象せる普遍妥當の合則性に立脚する理論ならざるべからず。彼等の依然として信奉する社會主義と、我國情と假り

に一致し得るとするも、こは我國情なる現實必然性に對する社會主義の理論的交渉を顧み、之が有機的一致に基礎を置かざるべからず。

然らずして彼等の云ふ如く、國情は國情、社會主義は社會主義なる別個の出發點より、只便宜國家國情に叩頭利用すると爲すは、之れ凡百の卑俗的政黨者流の手段、然らざれば官憲輿論に對する遁辭に過ぎざるべし。彼等の自負する翻譯的ならざる理論と、實際派の實驗の綜合なるものは、如上の態度に於ては到底大衆をその傘下に糾合し得る根本的指導方針と爲すことを得ず。我國情を云々する總同盟は、この現實必然の日本國家に對し、そも如何なる態度に出すべきやの理論、從つて確信は未だ何等存在せずと斷すべし。右顧左眄、斯の如き精神の不徹底より生ずる結果は蓋し知るべきのみ。

斯くて總同盟現在の組織より觀察すれば、その多くの點より見て、右傾化せりと斷する事を得ず右傾化せりと云ふも、そは最高幹部其他少數者に止り、而して特に當所爭議の當事者たりし鑛夫組合依然として急進派たりしならば、總同盟の右傾化たる眞の右傾化に非ず。況んや之が據て以て立つところの理論不鮮明にして、依然として社會主義を信奉し居るの現状に於ておや。惟ふに總同盟最高幹部が、官憲輿論に對してその右傾を説き、官憲輿論亦稍之を首肯せんとするは、一應は尤も

なるが如きも、之れ總同盟が戰闘團體としての立脚地を暫く別として、寧ろ一個の社會的團體としてその存在を主張せんとする動機より出でたるものにして、官憲輿論亦概ね第三者の立物より之が承認に傾かんとするもの。労働組合に以上の社會的團體たる以外、對企業家の純戰闘的團體たる性質を有し、特に我國に於て之が事實上組合の殆ど唯一無二の重要性を有する今日、之を以て直に總同盟全體が右傾化せりと斷するは當を得ざるの甚しきものなり。

第二項 組合意識より觀たる矛盾

労働組合運動發展の階段を、第一期組合成立時代、第二期組合維持時代、第三期組合擴張時代に分てば、之に應じて組合員間に生じ来る組合意識各々趣きを異にす。即ち

第一期に於ては、組合の運動は概ね過激、野生的にして、組合員の意識只漠然たる團體意識を有するに止まり、その直接要求は利益の追及、或は會社への反抗等に過ぎず。労働問題に對する眞の理解未だ發達せず、訓練なき幼稚なる意識を有するに止まる。

第二期に於ては、組合意識漸く發達し來り、利害を度外視して、團結維持のため之と戦ふの意識燃え來り、又組合員の訓練と節制も次第に増加す。然れどもこの時機は未だ過渡期にして、組合の

精神綱領を只原則的に鵜呑みにし、團體維持のため手段を擇ばざる傾向甚だし。

第三期に至つて、始めて組合の態度穩健となると共に、組合意識は正常なる發達を爲し、その態度亦社會の現狀に即するに至る。教育、訓練亦その効果を收め來り、組合員一般に、大衆運動の一要件たる理智的養成と節制が發達し、一方組合の歴史と傳統的精神が磨き上げられ、指導者の人格と相俟つて社會集團の一となり來る。

この大觀的觀察よりすれば、當所一般組合員は第一期、總同盟は第二期（頭腦のみは第三期の初期）にあり、眞の第三期は英國並に白耳義現在の労働組合なるべし。

この事實より組合側に起りたる内部的矛盾左の如し。

- イ 一般組合員は少數の幹部級の者を除きては、大部分は第一期に屬し、組合意識發達せず、漠然たる團體意識を採るのみにして、その言動は過激野生的にして、幹部等の煽動せる言辭を盲信し、酔ひたる者の如く行動するも、その動機は主として利益打算の念なり。
- ロ 應援者及び幹部等は然らず、寧ろ第二期に屬し、當所の態度を以て組合撲滅にありと爲し、利害よりも却つて團結維持のために爭議せること。

故に今回の爭議は最初よりして、一般組合員は利益追及を主とし、幹部は團結擁護を主として起

したるものにして、十二月九日事件以後、この事明瞭となり、争議の延引に伴ひ日を追ふて益々内部の目的の矛盾著しくなれり。

總同盟が斯く迄死力を盡して抗争せるも、應援團が悪戦を續くる事九旬に亘れるも、各地の労働團體よりの寄附金が従來我國の労働運動史に嘗て見ざる程多額に及びたるも、その根本第一の理由は、彼等が團結擁護のために戦ふとの意識が強烈なりしを以てなり。

然るに、一般組合員には斯の如き意識未だ期待する事を得ず、彼等は幹部の傀儡となりつ、自らは利益を得らるべしと信じ、組合に加入し置けば解雇せられずと信じ、事を起したるものなるが、當所の解雇漸行に會して、先づ不解雇の所信を裏切らるゝと共に、争議日を経るに従ひ、利益獲得の所信も次第に絶望となり、その闘志は根底より消滅するに至りたるものにして、争議後半以後、幹部に對する批難攻撃日を追つて激烈となると共に、幹部の幾度となき煽動使喚に拘らず、一般組合員中誰一人として進んで犠牲となる者これ無かりしに見ても明なり。故に闘志の全然消滅せる一般組合員を、斯く迄引摺り行きし理由の最大なるものは、有利なる調停近く成立すべしと、幾度となく詐り公言したる結果に他ならざるなり。

二月十三日の水路破壊事件も、一般組合員の意識を無視し、不當なる手段を以て團結維持を計れ

る組合幹部が、進退に窮して採りたる行動なり。

由來労働運動發達の跡を観察すれば、組合の發達未だ幼稚なる時代に於ては、労働争議は概ね幹部煽動し、然る後一般組合員の起つを普通とし、組合高度に發達すれば、一般組合員先づ起ち、然る後指導者を動かす。當所今回の争議は前者の最も典型的なるもの、而して又前者の缺點を最も明白に示せる好例なりと謂ふべし。

第三項 組合運動方法の矛盾

更に組合員の訓練、節度の不足は、矯激極まる言動に表はれ、幹部の無資格、無誠意は、組合發展過程と實力を無視せる不當なる要求及び階級闘争の露骨なる煽動に表はれ、組合自滅の重大なる原因となれり。

由來我國に於て労働組合運動がその種子を植付けんとするや、その手段を擇ばず、過激不穩當なる言辭をも顧みざる傾向あり。又この事、労働者の氣風概して單純率直なる鑛山に於て有り得べき事は當所も敢て否定せず。

然れども當所に於けるその運動は、餘りにその程度を越へ、所謂組合運動なるものと相距ること

遙かに遠き過激極まる言動となつて表はれ、秩序の紊亂、綱紀の頽廢を招來し、十四年に入りては假病の弊風益々増加し、組合員の思想は益々惡化し、遂には暴力團體の行動すらも取るに至れる次第は、既に記録せるところ、組合の穩健右傾の如き、當所に於ては斷じて問題とならず。之れ改善會を生じたる所以にして又當所をして最後の對策を決意せしめたる所以の根本原因なり。

翻つて爭議中の言動を見る。

戰に當つて戰を説くは兵家の常、強ちに之を咎むべからずと雖も、その態度は飽迄正々堂々たるべく、苟も非理に渉る事あるべからず。産業爭議に於ては特に之を然りとす。然らば爭議に於ける應援者の言動は如何。その演説に於て一般大衆を驅つてストライクせしむべく露骨なる言辭を以て煽動せるは尙ほ恕すべし、警官の不公平を詰るはその常套手段なるを以て別とするも

「聽ては無産者の社會となるべし。資本家から賣られた喧嘩は買はざる可からず。武装せよ」

(十二月十五日組合本部演說會)

「因ノ島から應援に來れるは死を決して來れるなり。暴力を以て遣らねば駄目だ」(同前)

「被搾取者の生活より監獄の生活の方遙かに優り居れり」(二月一日愛媛縣櫻井町演說會)

等、露骨なる言辭を弄し、勞働運動上に於ける最も墮落せる暴力を使喚し、或は

「聽て幾年ならずして住友巨億の富は諸君勞働者の手に分け取りせらるべし」(前年運動勃興の際の揚言)

揚言)

「資本主義制度は破壊すべし」(一月十七日天王寺公會堂演說會)

「勞働者の血や肉を喰つて肥つた往友も云々」(十二月一日泉川村組合本部演說會)

等、暴言を放ちて、徒らに勞働者の敵意憎惡を挑發せんと試み、その爭議中撒布せる宣傳ビラ廿枚滔々數千語に及ぶも、凡て個人の誹謗か、資本主義の呪咀及び階級闘争の宣傳に過ぎず、その所謂要求條項の説明の如きも、淺薄皮相にして單に社會問題の教科書的原则を述べたるに止り、何等確固たる根底を有するに非ざるなり。

彼等の斯の如き演説及び宣傳ビラによりて、我等は我國勞働組合一般の發達が、遅々として進まざる根本的理由の一を看取することを得たり。即ち彼等は口を開けば「資本主義は末期に瀕せり、必然的に崩壊す」未來は我等勞働者の天下なり「我等が胸に燃ゆる資本主義呪咀の眞赤な魂」勞働者の階級戰線」(凡て宣傳ビラに依る)等、不穩の言辭を弄せり。若し勞働爭議が斯の如く階級闘争の様式たり、爭議發生の都度革命は近づくと思つて、斯くの如く絶叫するならば、彼等に取つては抑々左傾右傾等は問題に非ず、明かに數年前の態度を脱せざる過激極まる運動なりと言ふべし。

惟ふに、一の産業争議を革命の豫行演習と見做し、労働組合が斯る主義の宣傳團體なるが如く振舞ふによつて、産業争議は非常に重大なる意義を有するに至り、争議を悪化せしめ、輿論の味方を失ひ、何物をも得ることなく争議を惨敗に終らしめ、終には労働大衆を組合より離反せしむるに至る。將に労働運動を毒するものと言ふべし。總同盟の當所に於ける行動は、事實に於て一步をこの圏外に出でざりしなり。

最後に看過すべからざるは、組合側の暴行なり。争議中係員と衝突の結果起れる個々の小暴行事件は、或は事の成行上己むを得ずとするも、形勢不利と見るや、東西呼應して重役の身邊を襲撃せんとし、或は夜陰に乗じて建設物を破壊せるが如きは、明かに直接暴行に墜したるもの、抑々労働運動と名づくべからざる卑劣なる行動なり。暴力を以て危害を加へ、威嚇して争議を有利に展開せんと計畫するが如き、之れ果して組合の右傾化なりや。

「最後は力の問題だ」と云ふ組合の言葉は、或る一面の真理を含む。然れどもその力たる決して暴力たるべからず。暴力に墮せる時最早労働運動の範圍を脱したるものにして、天人共に許さざるところ、事ここに至つては右傾、穩健の如き、如何に最負目に見るも之を肯定すること能はざるべし。以上組合の言動を吟味し、その内部的矛盾を求めて次の結果を得たり。

イ 總同盟の右傾化未だし。一般組合員の自覺なし。従つて當所の争議は主戦派たる中幹部及び鐵夫組合によつて、一般組合員と本部とを引摺りつ、争議を爲せり。之れ第一の矛盾なり。

ロ 組合の運動方法は急進的暴力的にして、従つて一般労働者及び第三者の同情を博することを得ず、自ら求めて死地に陥れるに至れり。之れ第二の矛盾なり。

ハ 幹部の無資格、無誠意は、組合發展過程と實力を無視せる不當なる要求及び露骨なる行動に現はれ、争議を不利に導き惨敗せしむるに至れり。之れ第三の矛盾なり。

組合内部の矛盾は、斯くて争議日を経るに従つて次第に増大し來り、外、當所の嚴然たる態度、改善會の毅然たる行動及び第三者の同情失墜によつて、遂に崩壊せざるを得ざりしなり。

惟ふに、謂れなき口實を設け、率然紛議を捲き起し、その戦に臨むや、態度亦極めて無謀、猪突にして手段を擇ばず、常に矯激の言辭を放ち、革命を謳歌し、暴力に出で、戦は只血と熱とあるのみと豪語し、終に一敗地に塗れてまた起つ能はざるに至れるのみか、元來純良なる多くの労働者を驅つて破滅の淵に沈淪せしむるが如きは、自ら労働運動を毒する所以、之れ偏に幹部の無資格、無誠意に因るもの。斯の如くんば、我國に於ける労働運動の穩健なる發達は將來に於ても容易に之を望むことを得ざるべし。

『附記』 加藤勘十其他の組合員は、十二月九日の衝突事件を以て争議の原因なりとせざるも、之れ單なる口實に過ぎざる事は、彼等が既に十二月一日大會の決議によつて歎願書を十二月九日に提出し來り、こゝに争議が公式に開始せられ居たる事實を以てするも明かなり。十二月九日事件は争議の狀勢を重大且深刻ならしめたれども、決して争議の原因には非ず。却つて争議を起せる組合側の動機及びその後の行動によつて起りたる一事件に過ぎず。

第二節 改善會の根本趣旨及組合との交渉

組合幹部は争議慘敗の原因中に、改善會に言及して曰く「改善會は御用組合なり。而も住友に使嗾せられて暴力團となり、最後迄組合に對抗せり」と、又或者曰く「改善會は利に迷ひ、鑛業所の走狗となりて組合彈壓を援助せり」と。果して然るや。

第一項 會の根本趣旨

改善會の趣旨については上來度々記録するところあり。之を要約すれば、國民道德の實踐躬行を目的とせる純乎たる道德的團體なり。換言すれば、改善會は國民道德を實踐躬行し、以て眞個日本國民としての意義と價值とを把握せんとする團體なり。

會成立の動機は他なし。今や我帝國は内憂外患並び至らんとする一大危機に臨む。金權の跋扈と生活の不安と、思想の混亂と、國際的威信の失墜と、這般の大震災に因る大損害と、而してこの間に於ける上下を通じての浮華放縱の風潮は目を蔽ふべくもあらず、若し一步を誤らば祖宗の社稷をして一空に歸せしめんとす。陛下之を憂ひ給ひ、曩に國民精神作興に關する詔勅を賜ひ、今にして時弊を革めずんば或は前緒を失墜せんことを恐ると仰せらる。國民たる者 陛下のこの御慈教と祖國及び大和民族の將來に對する御深憂を拜しては、何人か恐懼感奮し覺醒努力せざる者あるべき惟ふにその危機の由つて來る禍根は、之を算すれば多々あるべきも、眞個根本的なるは國民各自の道德的信念の無視と、國民的大理想の失墜なり。

日清役前の潑瀾進取の生命なく、日露戰役前後の雄健剛毅の精神なく、今や國民的大理想は失墜し、而も西洋文明に對する模倣的態度は、勢ひ日本精神の忘却無視を來し、國民舉げて形式制度、物質を唯一無上なりとし、本來の精神鍛鍊を顧みる者なし。加ふるに國論歸趨するところなく、文明と共に反つて國民の疾苦を増加し來り、今や帝國の一大危機に瀕するに至れるは誠に故あるなり。夫れ制度は精神の所産、社會は之を組織する各人の道德意識の客觀化せられたるもの、帝國現在の危機を醸せしものは、國民各自の精神の墮落に他ならず。これを以て國民の將來の責務は國民道

徳の作興にあり、之れありて日本は始めて國體の精華を發揮し、君民一體の實を擧げ、森嚴なる建國の精神を實現するを得べし。

改善會の趣旨亦之に他ならざるなり。而も一面に於て、道は人生の現實に即したるもの、國民日々の生活を除きて道德なるものなし。故に改善會の趣旨は篤實純一、その業場、家庭、部落の日常生活を一貫し之を改善するにあり。その規範と仰ぐは即ち明治大帝の教育勅語なり。

改善會の趣旨斯の如し。而して之に基きて種々の道德的事業を行ひつゝあり。然り、只これのみ豈に他あらんや。故に改善會はその本質に於て彼の利害打算の念を動機とし、ストライク破りを以て組織せられたる黄色組合なるもの、労働條件の維持改善を目的とする工場組合なるもの、或は物質的共済を念とせる共済組合なるもの、如きとは、全然異なれり。然るに之を以て組合の暴に對し暴を以て報ゆるがための機關、或は利益のため甘んじて當所の走狗と爲る徒輩の團體と爲すが如きは、淺薄なる階級闘争説を奉ずるものか、然らずんば眞個這般の消息に深到せざるもの、言のみ。改善會は組合對抗の皮相的團體に非らず、反つて之を恥すべしと爲すものなり。

第二項 組合との交渉

改善會は道德的團體なり。然る限りに於て何等組合と交渉するところなし。然れども改善會は必然我日本國民存在の意義の自覺に立つ、而して我國民の自覺は、崇高なる我國體を中心とする道德的國家の理想實現のための國民各自の自覺を俟つに非ずんば不可能なり。故に必然改善會員は、階級闘争唯物史觀に基づく社會主義と相容れず。この事我國體が社會主義と相容れざると同じ。

更に改善會はこの種理論は別とするも、家庭の團樂、部落の和平、共同生活の安寧を破壊するを恥すべしと爲す。之れ人性に悖り會の趣旨を没却するを以てなり。

更に又改善會は、労働組合と云はず、如何なる運動も純乎經濟運動にして道德と交渉を有せず、之を無視するも可なりとの片面的解釋を採らず、労働運動と雖も出處進退亦天法に悖るべからずとの信念にその根據を置く。故に必然時處位を無視せる運動、暴力に墮せる運動と相容れず。

翻つて、當所に於ける労働運動なるものを顧るに、その根本思想は社會主義にして、此處に於ては中央の如く國狀すらも口にせず、演説に文章に、總べて激烈なる階級闘争を説き、資本主義呪詛を宣傳す。その行動の輕佻詭激、部落の道德を破壊せんとし、遂には組合壓迫を名として謂れなき口實を設け、時處位を無視せる不當の要求を掲げて事を起し、濫りに會の趣旨を誹謗し、人格的に結合せるその相談役を惡罵して全山の攪亂を企て、延いては會成立の根本趣旨を水泡に歸せしめん

とす。

こゝに至つて改善會は、己むを得ずその本來の立場、換言すれば道義の上に於て彼等と反對に立たざるを得ざりしなり。

爭議に於ける改善會の行動については、こゝに再び絮説するの要なきも、尙ほ一言すべきものあり。即ち改善會が、組合側の壓迫誘惑に會し、爭議九十日の長期に亘りて毫も節を屈せず、能く本來の面目を發揮したるは、これその動機が純正にして偏に道義維持の一點に在りしがためなり。その組合員解雇の發表を聞くに及んで滿場嗚咽せるが如き、解雇者を最後迄慰はり、袂別を惜めるが如き者、實に皆改善會員たりしが如き、亦以て會員赤心流露の一端と爲すに足らん。若し改善會が所謂御用組合たりしならば、その壓倒的會員數を以て爭議は一ヶ月を出でずして解決し居たるべし。然れども、假令道義の上とは言へ、組合と相對立するは會員の本意に非ず、如何となれば、人性の本然は平和を愛好するを以てなり。惟ふに改善會は創立以來纔に一歳に滿たず、未だ眞個本來の事業を實行するに違あらずして組合運動の渦中に立つ、云はゞ之れ非常時に際し萬己むを得ざるに出でたる變則的現象にして、以て恒常の事とすべからざるも、延いて内外の誤解を生ずる所以なり。これを以て改善會の將來は眞に重大なるべし。

第三節

當所の事業經營の方針と社會

問題に對する態度

最後に當所事業經營の方針と社會問題に對する態度を闡明し、組合慘敗の原因に及ぶ。

第一項

當所事業經營の大綱

事業經營に理想なかるべからず。當所は共存共榮を以て經營の理想とす。

凡そ財を有する者、その財は假令自己の所有に屬するものと雖も、素より天下の財寶たるを失はず、故に財を有する者は、その財を死藏することなく、進んで之を活用するの義務あり。既に之を事業に投資せば、その事業は最早單なる資本家のためだけに存するに非ずして、又天下のために存するなり。

この故に、事業經營の理想は國家社會の繁榮を根本とし、世のため、労働者のため、自己一家のためたるを要し、即ち共存共榮ならざるべからず。之を換言すれば、道義の理想なり。この事業に事業のみに非ず、國家社會の萬般を通じて皆然り。當所が年來この理想の下に事業を經營し、局に

當る者一意之に悖らざらんことを努め、その日常事業遂行の際に於ける亦この方針に基けるものにして、労働者に對する善導主義の如き、當所事業に従事する従業員をして、立派なる國民たらしめんとするを本旨とし、又之を以て事業經營家の義務なりと信するが故なり。凡そ人生の目的は天命を認識し、之を道德的に把握し、その本分を全ふして爲善至樂の人たらんとするにあり。之れ萬人に貫通するの理法にして、資本家たると労働者たるとを問はざるなり。而して縁あつて當所の従業員となれる者、亦その日々の生活を通じて爲善至樂の人たるべきを要す。蓋し道德は日常生活を除きて中空に浮游するものに非ざるを以てなり。當所亦従業員をして、この目的を遂行せしむるを要す。只局に當る者薄徳にして、到底従業者の悉くをして醇化せしむることは望んで得べからずと雖も、少くとも誠意の限りを盡して之を助長し、之が障礙を除去するに過誤あるべからず、之を善導主義と云ふ。善導主義に業場と家庭及部落の二方面あり。

業場は従業者の本務を盡すべき場所、且つその生活の大部分を占むるものなるが故に、労働者はその本分を盡して誠實に労働すべく、之に對し、係員は日常業務の指導及その障害の除去より、賃金賞罰に至る迄誠心を盡して之に報ゆるところあるべし。而して之を待つに禮を以てし、導くに徳を以てすれば、労働者は安んじてその業務を勵み能率を増進し、延いて人格を向上することを得べし。

之れ畢竟事業の繁榮、従つて之に干與せる各人の繁榮幸福を招來する根本義なり。

而して部落は、従業者の作業生活以外の日常生活にして、家庭生活並に社會生活の大部分を爲せるもの。部落を離れて業場なきなり。幸にして改善會あり、和衷協力して家庭、部落の改善を企圖しつ、あり、之に對して當所は一面的に關與するところなしと雖も、之を通じて改善を助長發達せしむるは亦事業家の義務なりと信す。之れ當所が改善會の趣旨に賛與し、係員を相談役其他として會の發展を指導援助しつ、ある所以なり。

第二項 社會問題に對する態度

社會問題に對する當所の態度亦善導主義の一語に盡く、之を簡單に説明すれば左の如し。

社會問題は現代社會不安の重要なもの、一、當所亦我國が明治以來歐洲の社會制度を踏襲したるが故に、その經濟組織に於て所謂資本主義の確立を見、従つて今日見るが如き社會不安は程度の差こそあれ、その本質に於て西歐の夫れと同一なるを認む。然れども之れ制度の齎らす自然的器械的必然なりや否や。假令之を必然とするも、その解決は果して世の所謂社會政策家の如くして得らる、や否や。

由來社會問題の發生に對する幾多の論議は、社會主義を初め、殆ど皆その發生が必然的に制度の齎したるものにして、人力の如何ともすべからざるを説き、環境の支配、社會の罪を高調するのみにて、未だ人心の頹廢、道德の無視の深處に及ぶ者無し。斯くの如く真相を認識せずしてその解決を講ず、その成らざるや必せり。之れ社會問題が西歐を發生地とせるが故なり。蓋し西歐に於ける思潮の主流は、政治社會を中心とし、制度、組織に着目し、之を改善することにより自働的に人類の理想に到達せんとする、言は、外延的精神なるが、之を以て總てを盡せりとなすは未だし。人生の倫理的把握の一面を欠けるを以て、眞に徹底せる認識は得らるべくもなく、従つてその解決策たる只一面的に止まる。惟ふに制度は人間精神の所産、社會は道德の客觀體なり、この間の消息は多言を要せず、歐洲大戰以後の人心の頹廢と、社會不安の相關關係を一見するも彰々たり。故に社會問題の發生は人心の頹廢、労働問題の發生は拜物主義、金權の跋扈夫自らの所産なり。これを以て當所は労働問題の發生を以て、責は勞資共に負ふべき不徳なりと爲す。素より社會に模倣律其他正當の人力を以て如何ともすべからざるやに見ゆる種々の原因あるを否定せずと雖も、その根本に於ては之を不徳と爲すこと然り。之れ決して當所の偏狹なる理解に非ざるなり。翻つて現在我國に於ける社會運動、特に労働運動の實情に對しては、當所は之を不穩當なるものと斷言して憚らず。

穩健化を自稱する總同盟すら上來記録せる如し。其他左翼の諸團體に至つては、翻譯的階級闘争理論を眞向に振り上げ、革命の豫行演習に痴態を盡し、宛然露國共產黨の出店の如き觀を呈す。左翼については暫く問はず、右翼左翼を通じての共通點は、共にマルクス社會主義を奉ずる一點、而もこの一點は容易ならざる問題にして、敢て左翼右翼の差等を附するの要なし。社會主義理論の検討は之を學者に委して可なり。只現實の問題として、マルクス社會主義は我國體と全然相容れず、而して國體と離れて我國民生活なきを以て、我國民生活と相容る、ことなし。我等は光榮ある祖國に社會革命の起るべきを杞憂するの必要は毫も無しと雖も、只總同盟が斯の如く、方便として政策的に國情に即すとす態度を國民として監視するを要す。經濟運動を以て國本を無視し得るの理なく道義を没却し得るの理なし。

現在我國に於ける社會運動に對する當所の態度斯の如し。故に當所は労働運動發生するや、經營者としての不徳を謝すると共に、更に労働運動者に使嗾せられて迷妄に陥り、謂れなき盲動に参加する者に對しては、誠意を以て忠告せざるを得ざりしなり。之れ組合員たると否とを問はず、邪路に陥れる者に忠告するは、道義より出づる當然のことなるを以てなり。幸にして大多數の組合員は驕然悔悟脱會したるも、猶少數の者は相結束して當所に反抗し、遂には謂れなき口實を設けて當所

第四編 第七章第三節 當所の事業經營の方針と社會問題に對する態度
に迫るに至れり。

(六〇〇)

當所は素より單なる組合員たるの故を以て之を解雇することなし、之れ善導主義に非ざるを以てなり。然れども組合員たると否とを問はず、誠意を盡して幾度か勸告するも更に聞入れざるのみか反つて反抗的態度に出で、遂には救ふべからざる境地に入れる者に對しては、他の善良なる大多數の和平のため、事業秩序維持のため、涙を揮つて之を處分せざるべからず、十二月廿七日以後の解雇はこゝに出でたるものに外ならざりしなり。

労働組合發生以來二ケ年、運動は興るべくして興り、亡ぶべくして遂に亡ぶ。當所はその始終を仔細に顧みるによりて深く反省するところあるべし。獨り個人に止まらず一切の人事に於て、最も重んずべきは道義なるを鑑みるによつて、將來の善處を期するところあるべし。之を以て本記録を終りとなす。

第八章 補遺

第一節 爭議中に於ける組合側の行動摘録

第一、別子に於て

一 面會強要並に居据

十一月二十日、二十四日、二十五日、二十六日、二十七日、二十八日、二十九日 十二月六日
八日(徹夜)、九日、十一日、十三日、二十一日、二十八日、(十一月二十七日には鷺尾課長の
家宅に侵入居据る)

二 連判要請

十二月二日より約二週間。

歎願書の連判状を作成し之が調印を求むるに際し、甘言を以て迷はし、或は威嚇の態度を示して要請せり。

三 大々の就業阻止

十二月十四日、十七日、十八日、十九日、二十日

第四編 第八章第一節 爭議中に於ける組合側の行動摘録

(六〇一)

罷業を宣告するや二百名以上の者、第四通洞坑口に集合し健全分子の入坑を大々的に阻止せり

四 深夜の示威運動

一月一日、二日、三日

酒氣を帯びて行へる示威運動。

一月六日

夜間棍棒その他兇器を持ちて行へる示威運動。

二月六日、七日、八日、九日

深夜又は酒氣を帯びて爲せる示威運動に於ては、新居濱及東平を襲撃せんとする擬勢を示し棍棒その兇器を持ちて行へる示威運動に於ては、係員、健全分子を面罵しつ、解決を有利に導かんとし、その他組合脱會者を脅迫せることあり。

尙ほ多數を以て他部落に闖入し、係員を面罵しつ、示威運動せること十數回に及びたり。

又一月十七日、女子の示威運動を行へる際、土井ヤク過つて路傍に轉倒するや、直に住友の係員に殺されたと偽電を發して氣勢を揚げんとせり。

五 暴行脅迫破壊

1 十月廿六日

黒石驛暴行事件。

2 十二月九日拂曉

正門前橋上に於ける暴行。

3 一月四日夜

新田に於ける暴行。

外來應援者、主人不在中の改善會員の留守宅に來り、罷業參加を勸誘せる折柄、來合せたる穩健分子が彼の氏名を尋ねしところ、反つて拳を振つて負傷せしたり。

4 一月十一日

鷺尾勞働課長襲撃事件。

5 一月十四日

東平暴行事件。

濫りに他部落に侵入せんとする組合員を人事係諭旨せるところ、二名の者該係員を毆打、引摺る等の暴行を加へたり。

6 一月十五日

坑水路破壊。

7 一月廿八日

肥料硫酸係長に對する暴行。

8 二月八日、九日

新田消防夫に對する暴行。

巡回中の消防夫を威嚇すること數回、遂には逃ぐるを追掛け來り路傍に突き飛ばし、之がため部落秩序の維持困難となりたり。

9 二月十三日

發電所水路破壊。

10 三月二十七日(事件解決後)

黒石驛の暴行。

十數名の解雇者は鷺尾労働課長襲撃の意圖を以て棍棒等を振つて迫り來り、護衛の者四名之を阻止せんとして亂闘に陥り負傷者を出せり。鷺尾課長は漸く危難を免る、事を得たり。

六 故意に負傷し公傷缺勤の取扱ひを受けつ、公然と罷業に参加せる假病者

組合員の大部分は斯の如き假病者にして、特に十二月十一日罷業開始後三日間、組合員の故意に負傷(微傷)し、療養期間を長引かせつ、公然罷業に参加せる者九十餘名に及びたり。

七 其他

十數回に亘る演說會に於て、公然誹謗の言を放ち、貸屋規則を無視して外來應援者を宿泊せしめ、數十枚の宣傳ビラを放つて讒謗せり。(宣傳ビラの大牛は個人的讒謗の言にして罷業が如何に不合理なりしかを明に示せり)又工場内に於て無政府革命的激烈なる思想を表明せる職工あり。

第二、大阪に於て

一 面會強要 居据

本社 十二月二十八日(之より以前數回來れる時は引見面會せり)

私宅 十二月二十九日、三十日小倉理事宅に居据る。

二 暴行

一月一日

本邸 小林廣吉、三木豊、安藝盛、本田繁次、村尾重尾の家宅侵入、玄關戸破壊、家財及器

具破壊、使丁守衛重軽傷數名。

三 大々的示威運動の威嚇

一月十七日大阪に於て、一月二十三日六甲登山に名を藉りて大々的示威運動を行はんとする擬勢を示して威嚇せり。

第一節 組合員の演説中目立てる文句

第一、別子に於て

一 十二月一日(泉川村組合本部)

「公正なるべき警官は鼠を猫が追ふ如く吾等を追ひ廻す」

「國家の機關たるべき警察が吾々を檢束す。云々」

「殘忍惡虐なる住友。云々」

「労働者の血と肉を食つて肥つた住友。云々」

「公正な筈な官憲と雖も常に資本家と無産階級と同一の取扱ひをしませぬ。云々」

「現在の制度では、資本家は益々富豪となり労働者は益々貧乏となつて行きます。働いても働

いても食ふことが出来ません。云々」

「明治四十年の別子銅山の暴動は、労働者の歎願を係員に於て無情にも撥ね附けたから暴動となつた。現在の鷺尾課長の態度では四十年の時を繰り返すのは當然である。云々」

「諸君が解決のためストライクをするならば、大阪住友工場の全職工は起つて同情罷業をすることは茲に斷言す。云々」

二 十二月十五日(泉川村組合本部)

「聽ては無産者の世界となるべし。資本家から賣られた喧嘩は買はざる可からず。武装せよ。云々」

「因ノ島から來れるは死を決して來れるなり。暴力を以てやらねば駄目だ」

三 一月六日(鹿森、龜井勇治宅)

「吾々は今日酒を車に積んで居る。そして何處へ行つて之を抜くかも知れぬが、この酒を呑んだら存命が盡きるかも知れぬ、或は萬歳を唱へるかも知れぬ。云々」

四 一月十五日(泉川村組合本部)

「警察官は労働課長を守るためのみ働いて事件の鎮壓に努めず、課長について逃げた。云々」

「一本松の警察官も買収されたか切崩しに奔走して居る。云々」

「争議は我々を解放する威力である。武器である。産業によつて生じた利益即ち富は、二、三の資本家によつて獨占せられて居る」

五 二月一日(愛媛縣櫻井町に於て)

「警察官は住友の警察官にして不公平極まる。云々」

「警察官は住友より食事の支給を受け居るため、犬も三日飼はるればその恩を知るに倣ひ、全部住友のための警察官にして、云々」

「被搾取者の生活よりも監獄の生活の方が遙かに勝り居れり。云々」

第二、大阪に於て

一 十二月廿一日(天王寺公會堂住友糾弾演説會)

「住友本社で枕を並べて死すとも吾々に有利な解決のつく迄断じて動かぬ」

二 一月二十七日(同前)

「會社と組合は兩立せず」

「資本主義制度は破壊すべきなり。云々」

「貧乏人は少しにても行動を誤れば直ぐ法の制裁を受け、金持はいくら惨酷な事をしても何等制裁を受けず。云々」

「何程金を有するも死後携へて行くことは出来ぬ。その生命の程は少しも分らぬ」と、朝日平吾を賞揚す。

三 二月廿四日(中央公會堂別子争議報告演説會)

「今や元老軍閥は影を潜め大資本家現れたり。彼等資本家の横暴の内に資本制度破滅の種を育み居れり。云々」

第三節 争議中に起れる刑事々件とその結果

一 十月二十六日黒石驛暴行事件

内容 山内鐵吉、高梨二夫、飯尾金治、其他の組合員突如加登労働課員を毆打踏蹴して治療三ヶ月を要する重傷を蒙らしむ。

結果 三月十五日判決

高梨 懲役五ヶ月

山内 懲役四ヶ月

飯尾 懲役三ヶ月

二 十二月廿四日機械課工場内不敬文字落書事件

内容 職工池田銀造なる者、工場内用具上に不敬文字を落書す。

結果 廣島控訴院にて取調の結果起訴猶豫。

三 十二月九日拂曉正門前衝突事件

内容 前日より正門前に居据れる十数名の者の退去を諭したるに、之を肯せざるのみか反つて係員に迫り、遂に高橋幸なる者佐々木係員を負傷せしめたり。

又組合側は當所合田係員を傷害罪にて訴ふ。

結果 高橋幸は罰金五拾圓

合田係員は科料拾圓

四 十二月九日角野衝突事件

内容 改善會員約二百、鑛業所よりの歸途、過日來の組合の態度を難詰せんとしてその本部に至り、組合員と應酬中亂闘に陥り騷擾罪となる。

結果 組合側

高梨 矢野 本家 罰金百圓

飯尾 段上 罰金七拾圓

改善會側

溝口 近藤 懲役八ヶ月

星加 合田 岡部 懲役六ヶ月

門脇 丁野 小野 懲役六ヶ月 (二ヶ年執行猶豫)

五 一月一日大阪本邸及小倉理事宅暴行事件

内容 十五年一月一日住吉本邸に安藝盛其他の組合運動者五名闖入暴行を働き、同日大矢外一名小倉理事邸に闖入器物を破毀す。

結果 本邸暴行者

安藝盛 懲役十ヶ月

三木豊 本田繁次 小林廣吉 村尾重尾 各懲役八ヶ月

小倉理事邸暴行者

大矢 省三 懲役四ヶ月

南山幸太郎 懲役二ヶ月

六 一月四日夜新田に於ける暴行事件

内容 外來應援者國領己三郎、穩健分子の留守宅に來り罷業參加を勧誘せるにより、改善會員横川その氏名を尋ねしに、反つて拳を振つて之を傷けたり。

七 一月十一日鷺尾労働課長襲撃事件

内容 労働課長東平よりの歸途、十數名の組合員と遭遇するや、彼等は口々に課長を罵りつ、迫り來り、隨行者數名身を以て防ぎ事なきを得たるが組合側は告訴せり。

結果 正當防衛にて無罪。

八 一月十五日坑水路破壊事件

内容 數名の者白晝坑水路の盖板三ヶ所、約十五間を破壊し、その他數ヶ所に於て建設物を破毀せり。

結果 都合により當所に於て告訴を取下ぐ。

九 一月十七日土井ヤク事件

内容 組合員の女房連一本松部落に侵入せんとして部落前にて應酬中、突然土井ヤクなる者卒倒負傷せり。

結果 關係者水野、丸岡兩係員取調べられたるも無罪となる。

十 一月二十八日今井硫酸係長襲撃事件

内容 肥料解雇下稼人川端仙助、今井硫酸係長の出勤途中を要して之を蹴り、全治十日の傷害を蒙らしむ。

結果 罰金參拾圓。

十一 二月十三日發電所水路破壊事件

内容 端出場水路、大保木水路の二箇所に於て外來應援者等夜陰に乗じて破壊を爲せり。

結果 端出場水路の分

田中 良一 懲役八ヶ月

永濱藤二郎 懲役四ヶ月

山本 繁善 懲役六ヶ月

森戸 守 川出勇次郎 各懲役一年

杉野 重雄 懲役三ヶ月

大保木水路の分

山口常次郎 懲役一年

中野 熊一 懲役六ヶ月

高谷 義雄 懲役三ヶ月

第四節 總同盟發表の爭議報告及寄贈金品

別子銅山爭議解決報告

我別子鑛山支部の住友銅山鑛業所に對する爭議は、大正十四年十一月二十日より大正十五年二月十五日に至る長期間に亘るものでありましたが、其間に於て終始一貫、全國の兄弟諸君の甚大熾烈なる同情と援助とを蒙りたることを厚く感謝致します。

本爭議解決後其始末に暇取り、解決並に會計報告の遅延せる事を御詫び致します。
爭議經過

一、最初の交渉。十一月二十日住友鑛業所の組合切崩しの壓迫熾烈となりし爲め、止むなく對抗せざるべからざる状態となり、遂に不當解雇、公傷者虐待糺彈の第一回交渉の途を開くに至つた然し住友は鑛夫の結束を恐れ、既に忘れられ居たる一ヶ月前の黒石事件にかゝりあひとして、當支部主事高梨君を飯尾、山内二君と共に不意に拘引するに至つた。

一、爭議勃發の主因。斯くて日本鑛夫組合より加藤、大阪聯合會より大矢、鈴木等來山し、此の始末並に陣容を立て直しに着手した。住友は組合潰滅のために、手段を選ばず壓迫し來つたのであるから、爾來益々鑛夫の感情悪化に自ら努め來つた事は明白である。戰を避け得ざるを知悉した支部總委員會は、遂に十一月廿日の交渉條件を撤回し、改めて十二月一日十二ヶ條の歎願條項を決議し、二千三百名(新居濱工場を含ます)の鑛夫中、進んで捺印したる六百四十七名の名に於て同五日正式に之を提出した。然るに住友は既報の如く、愈々爭議を勃發せしめんと企て、九日夜遂に支部事務所を約三百名の御用團體員をして襲撃せしめたり。

少數なりし(十三、四名位)我同志は之を防ぎ且つ戰つた。然し西條檢事局は之が騷擾の罪を爭議團側にも及ぼし、遂に多數の者が收監さるゝに至つた。呪咀と激怒は遂に爆發し、翌十日日本爭議開始の宣告をなすに至つたのである。

一、爭議形勢

(六一六)

(イ) 別子銅山山麓なる爭議團本部を中心にして、戦線四里半(内二里半は名狀し難き險崖である)にして、時恰も降雪激しく、然も全山所有を名として一切の道路を閉鎖し、部落民の自由を拘束して自分の部落以外に出入するを得せしめず、從而應援者は深夜峻坂、絶壁を攀ち、吹雪を犯して各部落に潜入する外途なき状態にして、決死の全國三十餘名の闘士諸君は其行動に多大なる不便を感じた。

住友は全力を擧げて爭議團の切崩しにか、た。公傷者の治療を突如打切れるが如き、安米手當を廢止せるが如き、百數十名を敵首し來りたるが如き、裏切者の數を新聞で公表せんが爲に公人を金を以て買収せんとしたり、其惡辣なる例證は枚舉に遑なき程である。

又警察官憲と雖も其公正を失ひたるは想像の及ばざる處にして、東京に於ける總同盟本部が内務省其他の當局を歴訪し、糺彈せるは故なきに非ずである。

正月來ると雖も一切れの餅なく一滴の酒なく、凄慘なる状態の裡に愈々深酷に爭議は推移した(ロ) 總同盟本部移動。 戦は永延き飢えは迫るも解決の端緒は現れない。大正十五年一月十日總同盟は此難局を憂慮し、且つ暴虐慘忍なる住友の態度を憤激し、遂に爭議主體を總同盟本部

に移し、會長始め大阪聯合會に下阪し之が統率を計るに至つた。

一、爭議解決經過

住友の頑冥なる態度は依然として變らない。一月元旦の大阪、兵庫に於ける住友本邸重役邸の騒擾事件等此の間に起る事あつたが、これは住友の頑冥を裏書きするものであらう。更に愛媛縣知事の調停も容易に渉らず、別子全山に漲る爭議團の空氣は幾度か住友側並に警察側と激烈なる衝突を捲き起さんとしたか數知れざる状態にあつた。此の險惡なる憤激を胎みたるま、二月十三日に至るまでの長期間爭議は持續された。

二月十三日早朝に至り、山口常次郎君外三名の一隊、川出勇次郎君外五名の一隊は遂に別子銅山二ヶ所の發電所水路を破壊した。憂慮して居た憤激は爆發された。爲に全山暗黒となり其混亂名狀すべからざる状態に一變した。

西尾氏は知事との交渉を抛棄して現場に馳せ來りたる程なりしが、此處に爭議形勢は急變し、二月十六日愛媛縣香取知事調停の下に住友側と總同盟側との會見となり、茲に三ヶ月に亘る大爭議も其結末を告ぐるに至つた次第である。

解 決 要 項

- 一、會社で發表したるものの外、金一封を爭議團に出すこと
- 一、退山料は期限の切れたるものは會社發表の八割
- 一、其他の退山者には可及的好意に考慮すること
- 一、組合側は水樋破壊事件に對し遺憾の意を表すること
- 一、會社側も今回の事件に對し遺憾の意を表すること

以上

全國同志の至大なる應援の下に此苦戰を三ヶ月間も続け、兎にも角にも住友をして解決の爲めに最後の腰を折らす事を得たるは、我等の感謝して止まぬ處であります。今回の大爭議が不幸にして其條件を撤回し、殆ど見るべき何事もなき状態を以て局を結びし事は誠に遺憾の至りであつて、我等としては無念極りなき次第であるが、住友の損害百萬圓を以てしても、我別子鑛山支部は消滅し去らず、彼の暴言と慘虐も時と力との前に其の愚劣なるを曝露せしめたるは、獨り住友の暴虐を懲らしめたるのみならず、全日本資本家階級の心膽を寒からしめたる其威力は決して無價値ならざるを信じて密に自ら慰むるのであります。

本爭議の簡單なる報告を以て感謝の意にかへる次第であります。

大正十五年三月

日本鑛夫組合別子銅山支部爭議團
日本鑛夫組合本部
日本勞働總同盟本部

別子爭議收支決算報告

収入の部

収入項目	十一月	十二月	一月	二月	計
組合員爭議基金		一、三三三・四〇〇	二七・二〇〇		一、四〇〇・六〇〇
雜收		八・六〇〇	四・九三三	八・六五五	二三・一八八
寄附金(別子にて受取の分)		八二・二二五	三、二六・七〇〇	一、三六四・三〇〇	六、四五七・八二一
同(大阪にて受取の分)				一、〇九三・五五五	
東京本部直接受取寄附金				六二・〇〇〇	
合計	二、二二三・二二五	三、一四八・八三三	二、五八八・五二二	七、八九〇・五九九	

支出の部

支出項目	十一月	十二月	一月	二月	計
通信費 電報切手 等 (別子の部) 同 (大阪の部)	一〇九〇	三九〇四	五二〇五	三六二〇	一七二〇六
交通費 自轉車 自動車 附近の交通旅費 (別子の部) 同 電車賃等 (大阪の部)	三〇五〇	二九〇二	一九〇七	四五〇一	二八〇〇六
雜費 木炭湯錢煙草 ふさん代其他 (別子の部) 同 (大阪の部)	四一七	一四九〇	三二七五	二七〇三	七七一八
旅費 東京 大阪 西條 松山等		四一八	四二九	一七四	一〇六五
食糧費 米麥其他の副食物並薪炭代	八三三	五三〇	二二二	一九四	一〇六五
ビラ代 贈寫及び 活版物 (別子の部) 同 (大阪の部)	七五〇	五二五	八三一	五〇五	三、一六七
爭議團直接戰闘費 部落維持費 應援者わらじ 懐中電燈等	一五〇〇	八九〇	二〇三	五九	八七七

支出項目	十一月	十二月	一月	二月	計
文房具費	〇五五	二四三	二二五	一四五四	六〇七七
酒代		八〇〇			八〇〇
家賃代		四八〇	三七一	二二五	一〇八四
入獄者差入費 (別子の部) 同 (大阪の部)		二五二	二二五	六九二	六九六
別子代表者在阪費用 別子爭議解決し收支決算上 支部會計に繰入れたる殘金 本部移動費並に大阪に て費消せる雜費其他			三九三	二八五	二八二
合計	四〇九五	一、六〇九	三、四〇七	二、八五八	七、九一六

收支總決算

收入總合計 七、八九〇・五九
 支出總合計 七、九一六・二七
 差引不足額 二五・六八

(之は大阪聯合會にて負擔せり)

第四編 第八章第四節 總同盟發表の爭議報告及寄贈金品
 大正十五年三月二十八日

(六二二)

別子爭議團本部取扱寄附金

寄附金額	芳名
五〇〇	柳津 近藤松殿
二八・五〇	新田會員外諸君寄附金
一〇〇・〇〇	日本勞働總同盟本部殿
三一・〇〇	日本農民組合關東同盟殿
二〇・〇〇	日本鑛夫組合足尾本山支部殿
一・五〇	東洋モスリン龜戶工場 近藤百合子殿
一・五〇	新田本村 本田殿
五〇〇	大休 大西桃代殿
五〇〇	新居濱 精養軒殿
七二・〇〇	新居濱工場勞働者有志殿

四〇〇	九州 諫早勞働組合殿
五〇〇	大阪機械勞働組合島屋支部聯合會殿
五〇〇	富士屋番頭 齋藤殿
四〇	泉川村 渡邊多三郎殿
一・五〇	同 加藤殿
一〇〇	同 廣瀬福太郎殿
二五・〇〇	新居濱工場勞働者有志一同殿
二五・〇〇	日本農民組合小坂聯合會殿
五〇〇	日本勞働總同盟關東同盟會殿
七・六〇	玉造船勞働組合殿
二〇〇	四國 高越鑛山支部殿
五〇	豊屋殿
五〇	中野時計店殿
五〇	中萩 米村殿

第四編 第八章第四節 總同盟發表の爭議報告及寄贈金品

(六二三)

- 二〇
 - 二〇〇
 - 三〇〇〇
 - 一三〇四五
 - 一〇〇〇〇
 - 一〇〇〇〇
 - 二〇〇〇〇
 - 一〇〇〇〇〇
 - 一一一六〇
 - 一〇〇〇
 - 五〇
 - 五〇〇〇
 - 五〇〇〇〇
 - 九・三〇
- 中秋 竹田殿
 - 内田マズ子殿
 - 南九州聯合會殿
 - 泉川村高須有志殿
 - 大阪電線工組合殿
 - 角野村 岸田常吉殿
 - 和歌山 勞働組合殿
 - 日本勞働總同盟本部殿
 - 九州民憲黨本部殿
 - 泉川 澤田殿
 - 同 殿
 - 大阪機械勞働組合殿
 - 三菱製紙工組合高砂工友會殿
 - 日本農民組合香川縣聯合會殿

- 一二・九〇
 - 一二・五〇
 - 五〇〇
 - 四六〇〇
 - 五〇〇〇〇
 - 五〇〇〇〇
 - 一九〇〇〇
 - 一〇〇〇〇
 - 五〇〇〇〇
 - 五〇〇〇〇
 - 一〇〇〇〇〇
 - 五〇〇〇〇
 - 五〇
 - 一六〇〇〇
- 玉造船勞働組合殿
 - 神戸 尾上京祐殿
 - 秋田 阿仁鑛山支部殿
 - 評議會擴大中央委員會殿
 - 日本勞働總同盟本部殿
 - 同 殿
 - 玉造船勞働組合殿
 - 日本農民組合香川縣木田郡聯合會殿
 - 日本勞働總同盟本部殿
 - 高越鑛山支部殿
 - 鑛夫組合足尾聯合會殿
 - 大阪地方評議會殿
 - 高須村有志殿
 - 日本農民組合東讃聯合會殿

五〇〇〇	日本農民組合奈良北葛城郡聯合會殿
一五〇〇〇	郡山労働組合殿
一五〇〇〇	關東合同労働組合大井毛織工支部殿
一〇〇〇〇	同 小石川支部殿
一三〇〇〇〇	和歌山製材製函労働組合殿
一四・一〇	日本農民組合中多度郡聯合會殿
五〇〇〇	喜光地有志殿
一六〇〇〇	日本農民組合東讃聯合會殿
一、〇〇〇〇〇	大阪電線工組合及烏屋聯合會殿
四〇〇〇〇	尼崎聯合會殿
三四〇〇〇	大阪機械労働組合北泉尾支部有志殿
二〇〇〇〇	九州聯合會殿
一一・四〇	川西會員外諸君殿
一五〇〇〇	今治労働組合殿

一五〇〇〇〇	日本労働總同盟本部殿
一五〇〇〇〇	同 殿
五〇〇〇〇〇	日本労働總同盟關東同盟會殿
五五〇〇〇	因島労働組合殿
八・三〇	因島三庄支部殿
一〇〇〇	赤松常子殿
五〇〇〇〇〇	日本労働總同盟殿

小計 五、三〇二、二五^円 註 (以上別子爭議團會計上の決算)

一、〇九三、五六	大阪移動本部にて集められたる總金額の殘高
一〇〇〇〇	借家人同盟 泉 忠殿
五〇〇〇〇	關東合同労働組合殿
二〇〇〇	伊藤徳邦殿

小計 六二、〇〇〇^円
合計 六、四五七、八一^円 註 (東京本部直接扱ひの分本文に再記入せり)

決算に記入せざる分として

信州交通労働組合寄附十圓也は電報爲替にして發送人不明のため受領不能となり判明次第大阪聯合會負擔二十五圓六十八錢への一部返済になす
長田扱別子應援金並に其他の收入(大阪移動本部)

五〇〇〇〇	電線工組合殿
五〇〇〇〇	大阪機械労働組合島屋支部聯合會殿
一三・五〇	同 鐵友支部殿
七五・三〇	同 西第一支部殿
九〇〇〇	同 同第二支部殿
五五〇〇	同 同第四支部殿
三四・一〇	同 同第五支部殿
三〇〇〇	同 同第六支部殿
四〇〇〇	同 同第七支部殿
四六・四〇	同 同第八支部殿

五六・七〇	同 同第九支部殿
二二・〇〇	同 同第十支部殿
一五〇〇〇	同 北泉尾支部殿
五六・〇〇	同 同總會席上にて
三〇〇〇	同 同廣瀬種吉殿
一〇〇〇	同 同綾野キン殿
二〇〇〇	同 上町第一支部殿
二〇〇〇	同 同第二支部殿
二五〇〇	同 千舟支部殿
五一・四〇	同 西九條支部殿
一〇〇〇	同 鐵心第一支部殿
五〇〇〇	同 北大阪第一支部殿
三五〇〇	同 北支部殿
一〇〇〇	同 大阪合同労働組合西大阪支部殿

一〇〇・七五	大阪伸銅工組合稻荷支部殿
三〇〇・〇〇	同 泉尾支部殿
一〇〇・〇〇	同 輕銀支部殿
五〇〇・〇〇	同 中川重吉殿
五〇〇・〇〇	同 梅田民衆殿
五〇〇・〇〇	同 桑田 要殿
五〇〇・〇〇	同 藤一初一殿
五〇〇・〇〇	同 島崎與一郎殿
五〇〇・〇〇	同 松本金吉殿
一〇七・二〇	同 吉澤正道殿
一〇〇・〇〇	尼崎聯合會殿
一〇〇・〇〇	灘聯合會殿
二〇〇・〇〇	高砂工友會殿
五〇〇・〇〇	大阪市電自助會上本町本部殿

一〇〇・〇〇	海員組合殿
四七・三〇	海員刷新會殿
四・二〇	德島合同勞働組合殿
五〇・五〇	鈴木會長殿
二〇〇・〇〇	清瀬某殿
・二〇	木村兵一殿
五〇・〇〇	大阪勞働學校河野密殿
・五〇	大阪勞働學校井上良二殿
三〇〇・〇〇	谷口優殿
二九・五〇	神戸演說會席上寄附
一七三・八八	天王寺演說會入場料
三五・〇〇	大阪失業防止演說會席上にて寄附
一〇三・一五	加古川 高砂演說會席上にて寄附
二五・一三	灘演說會席上にて

五〇〇〇〇	大阪合同労働組合より借入
五〇〇〇〇	大阪機械労働組合より同上
五〇〇〇	大阪合同労働組合紡績工支部殿
二〇〇〇	同 ゴム工支部殿
一五〇〇	大阪合同労働組合製材工支部殿
七〇〇	同 傳法支部殿
一二・八五	同 田邊支部殿
五〇〇〇(入獄者見舞料として)	同 殿
一〇〇〇	同 安井支部殿
一〇〇〇	同 硝子工支部殿
小計 四、〇九三・五六	

内(三千圓也)は本部中總同盟本部及其他大阪方面各組合名義にして記入ある分なり) 故に差引一千〇九十三圓五十六錢を本部に再記入す

關東労働同盟會 扱分

収入の部

二〇〇〇	神奈川鐵工組合殿
一三〇〇	東京鐵工組合蒲田第一支部殿
二八・九五	日本縫工組合殿
三〇〇〇	關東紡績労働組合吾嬭支部殿
二〇〇〇	大谷石材労働組合殿
一五四・四〇	關東醸造労働組合野田支部殿
三〇〇	關東紡績労働組合清地支部殿
一五〇〇	紡績労働組合殿
二二〇〇	東京鐵工組合大崎第八支部殿
五〇〇〇	同 三田支部殿
八〇〇	同 向島第一支部殿
三・七四	同 大崎第十二支部殿
一〇〇〇	同 澁谷第一支部殿

二〇〇〇	同所屬天野金屬工場徒弟一同殿
九・三〇	同 田端支部殿
七・八〇	同 同發會式より
一五・〇〇	同 大島第一支部殿
五・〇〇	同 芝浦第一支部殿
三〇・〇〇	同 大崎第六支部殿
八・二五	關東合同労働組合品川製菓工支部殿
七・二〇	同 品川製菓工支部殿
三・一〇	同 巢鴨ゴム工支部殿
一〇・〇〇	郵船海員協會神戸支部在陸有志一同殿
一二・〇〇	關東醸造労働組合京濱支部殿
二・〇〇	中田惣壽殿
一〇・〇〇	荷馬車労働組合殿
五・〇〇	桐生労働組合殿

五〇〇

(中央新聞經由)勝田先生殿

一〇〇〇

秋田製材工組合殿

二五・〇〇

東京革工組合殿

一〇・〇〇

關東合同所屬山崎帝國堂精製綿部一同殿

小計

五五五・七四^円

支出の部

六五〇・〇〇

別子爭議團へ送金三回分

四・一〇

電報爲替料三回分(寄附金中に入らず)

小計

六五四・一〇^円

差引不足金

九八・三六^円

右は關東同盟經常費中より填補す

追記

各組合共事件多き折柄多大の寄附金御送附下され誠に感謝に堪へません、厚く御禮申上げます
此の外別子に於ける野菜物、薪炭其他記入し切れぬ程の寄附あり深く之等の有志者に對し感謝

記

事件の當初よりのもの

一	ね	十貫	山根有志
一	豆	三十ヶ	喜光地有志
一	う	百ヶ	土橋有志
一	しん	若	同
一	ん	干	同
一	ぎ	束	枯松有志
一	く	一	山内龜太郎
一	紙	十五貫	喜光地有志
一	密	一	泉川村有志
一	柑	十五貫	同
一	醬	三十五貫	同
一	油	十貫	同
一	斗	五貫	新田有志
一	檜	二十本	
一	大		
一	唐		
一	芋		
一	根		
一	大		
一	根		
一	く		
一	す		
一	し		

一	大	二十五貫	大生院甲又有志
一	芋	二十五貫	同
一	食	一	泉川村有志
一	糧	一	大生院有志
一	品	一	森川丑之助殿
一	食	一	同
一	糧	二十貫	泉川村高須有志
一	品	五	小松農民組合
一	木	車	鹿森婦人有志九名
一	楨	二十五貫	喜光地有志
一	割	二	七福亭
一	木	車	船木有志
一	玄	二	喜光地有志
一	米	俵	中萩有志
一	食	一	
一	糧	一	
一	品	車	
一	楨	一	
一	割	一	
一	木	車	
一	茶	十	
一	斤	斤	

一	野	菜	三貫	中萩	有志
一	大根	ごぼう	若干	有	志
一	大	根	十五貫	有	志
一	ご	ぼう	八貫	有	志
一	芋		十貫	有	志
一	豆	腐	二十四丁	有	志
一	大	根	十貫	土橋	有志
一	芋		十貫	同	右
一	米		一俵	喜光地	有志
一	醬	油	一樽	同	右
一	しん	ぎく	二十三束	明石屋	文子様
一	ち	くわ	四十本	同	右
一	漬	物	十貫	喜光地	有志
一	漬	物	五百	柳谷	有志

一	大	根	十貫	喜光地	有志
一	薪	腐	二車	同	右
一	豆	腐	十二丁	喜光地	有志
一	漬	物	八貫	有	志
一	漬	物	五貫	有	志
一	唐	芋	五貫	有	志
一	漬	物	十貫	有	志
一	芋		五貫	有	志
一	大	根	十五貫	喜光地	有志
一	酒		一樽	同	右
一	芋		十貫	同	右
一	玄	米	一俵	同	右
一	米		一俵	同	右
一	米		一俵	肥料部	有志

一 薪

一 車

中 萩 有 志

第五節 加藤勤十の爭議感想記

(雜誌「大衆」大正十五年四月號所載)

別子爭議の跡を顧みて

敗戦の原因 (一)

對戰實に八十有九日(日本に於ける長期の一記録)横斷組合の最高威力を發揮して、惡戰苦闘の結果が百八十六名の誠首者と、二十五名の入獄者——他に三名の傷害脅迫に因る罰金刑——の犠牲者を出し、要求十三ヶ條(内組合を認めるの一項は事實上承認したもの)の内一ヶ條をも容れしむる事が出来なかつた。別子鑛山のストライクは明に敗戦であつた。

私は此のストライクの當事者の一人として、自己辯明がましい批判はしたくない。男らしく敗戦として敗戦の原因が何處にあつたかを探究検討して、來るべき復讐戦に備へるものである。が今度の別子の爭議は觀察の如何によつては、一般労働運動の上に教ゆる點が尠くないと思はれるから、許された範囲内で事實を赤裸々に述べて見やうと思ふ。

ストライクの第一戰的要素たる労働者の生活改善——當面の目標——の點から觀れば結果は前述の如く慘敗であつた。けれどもストライクが階級闘争の最後の闘争に向つての一過程であると云ふ觀察が許されるならば、それは豫想外の好成绩であつたこと及び住友があらゆる不義不正暴虐専横を恣にても尙且組合を潰し得なかつたことを特記し得る。

何が原因で此結果を招來したか。

イ、住友が巨額の買収費を支出したこと

ロ、別子を中心とした住友王國が完全に専制政治を布き得ること

(1) 官憲が官憲としての立場を保持し得なかつたこと

(2) 進歩的ブルジョアの輿論が絶無なること

(3) 地方新聞が住友王國——金權——に一切を奉仕したこと

ハ、住友の奸策によつて労働者が御用組合の名を以つて二分對立したること

ニ、地理的不便

ホ、食料杜絶の經濟的壓迫を加へたこと

其他數へ上げればまだ二三ないではないが、以上の數項は其重なるものである。

敗戦の原因 (二)

「百萬圓かかつて組合をブツ潰す」之が鷲尾(勞働課長)の第一モットウであつた。實際其金の出し振りは驚くべきものであつた。如何な三井と雖も、今度の住友の様に惜氣なく巨額の金を支出することは眞似し得なからうと思ふ。

縣警察部の發表は住友が四五拾萬圓の損失だと云つて居るが、吾々の見る處では決して百萬圓を下つて居ない。

十二月一日以降の出産量は平素の四割を出て居ない。産銅額に於ても已に六拾萬圓内外の損失がある。

此巨額の費用の内、買収に費されたものの一、二の例を擧げて見る。

イ、餓首者百八十何名の實家若くは親類の近く(二、三十里位)にあるものは、全部社員を派遣して先づ家族を籠絡買収し、或は父若くは母乃至、伯父母、叔父母危篤であるといふ偽電を發せしめ餓首者を郷里に呼びよせて買収した。

ロ、〇〇が住友の旨を受けて多額の金額を以て買収せんとした。甚だしきは制服の儘で……。

ハ、裏切者に多額の金を與へて或は郷里に遊ばしめ(非餓首者)或は入坑せしめ、或は湯治(負傷者)

に行かじめ、若しくは酒食を供せしめた等々。五人や六人のことなら、ストライクの場合の裏切誘引策として屢々例を見ることだが、餓首の全員に及び爭議團の殆んど全員に及ぶが如きは他に一寸類例を見ない事である。

會社の高壓手段、不當なる權力等の濫用に對しては、自ら對抗手段がある。がこの現實に現金を見せびらかしての誘惑には仲々對抗策を講ずる事が困難である。それでも一八六名の餓首者中斯の誘惑に迷つた裏切者が僅か三十一名に過ぎなかつた事は、爭議團の結束が如何に鞏固であつたかを示すものである。

別子鑛山を中心に東豫四郡の有志家とか有力者とか謂はれる連中は、其殆ど大部分が大なり小なり直接間接に住友の恩恵を蒙り、住友様々の連中である。苟も住友に逆つては彼等の存在は忽ち無くなるのである。住友は鑛山を中心に山林を數里に亘つて所有するのみならず、一面附近一帶の田地を所有する大地主である(年收三千石を算す)。而して附近の町村に對しては所謂温情主義を振り翳して、所謂有志連中をして随喜渴仰せしめて居る。即ち經濟力を以て完全に支配權を掌握して居る。隨つて其處に如何なる意味に於ても、住友に及向ふ様な意見が外部に現はれる筈がない。若し少しでもさうした傾向があれば、直ちに異端者扱ひされて追出されるか、金の鼻藥を吞まされて

軟化してしまふのである。

(六四四)

然しながら實際に鋤鋤取つて耕す小作人諸君の間には、住友の暴虐に對して何時か爆發せなければやまない鬱勃たる不平が醸されつゝ、あるのは見逃すことは出来ない。今日の爭議に小作人諸君が爭議團に寄せられた深甚なる好意は明にそれを語るものである。

地方のブルジョア新聞は固より吾等の味方だとは思はない。けれども世間體と云ふもの、良心と云ふものが少し位はありさうなものと思ふが藥にしたくもない。

對戰三ヶ月、此の間に新聞記者が爭議團を訪ねたのは、僅かに大阪朝日、毎日の記者が各一回、海南の記者が四五回、其他一二回位のものである。然も記事は毎日二段ぬき、三段見出しで爭議團の悪口雜言を書きたててゐる。吾々も最初の中こそ癢に觸つてしようがなかつたが、後には寧ろ滑稽を感じる様になつたが、其新聞が地方全體に無料で配達されて、嘘八百が純な労働者の中へはいふことは、結束を保つ上に非常な困難となつた事は争はれない。〇〇の行動は氣の毒な位威信のないものであつた。全然住友の御用機關としての範圍を一步も出てゐない。然も性の悪い陰性的なやり方である。彼等は〇〇を罷めさせられて一日も早く住友に雇はれて行くことを希望して居る連中だから、〇〇の威信と云ふことよりも、住友に忠勤を勵んで早く見出されたいのが山々なのである。

此の點はあまり露骨に書いて雑誌に迷惑がか、つても悪いからこの位で止めて置く。

敗戦の原因 (三)

鷺尾が組合を切崩す第一手段として選んだのは御用組合改善會の組織であつた。改善會の幹部には、或は小頭とか或は山中取締とかの名義を與へて、一日拾五錢位の特別手當を支給し(昨年八月頃組合の勢力も擡頭しかけた頃)改善會そのものに無利子、無期限で壹萬圓を事業資本と云ふ名目で貸出し(爭議中に又壹萬圓を支出し)て労働者を誘惑し、改善會員たることを強制して、組合を脱出せしめんとしたのであるが、皮肉にも組合は日々勢力を増大して最盛時(一時は二千人以上に算した)に復活せんとする傾向を示すに至つたから、鷺尾としては何等かの機會を捕へて組合を潰さんと決心したのである。而して彼の考へついたことは組合幹部の誅首である。それと公傷患者の虐待である。組合としては組合を潰す決心で幹部を誅首し、全體の労働者に利害關係を有つ公傷患者をあてつけに虐待して挑戦されたのに對し、時に形勢不利なるものありと見ても起たざるを得なかつたのである。之がストライクの遠因である。

一方斯く組合に挑戦すると同時に、他方極力改善會員を使喚して組合と對立關係に立たしめることに努め、偶々組合から提出したる歎願書に、労働者一同(吾々としては充分の理由がある)とした

ことを奇貨として、遂に數百名の改善會員(内意識的のものは數十名に過ぎない)をして組合事務所を襲撃(十二月九日)せしめ、組合員をして何等の準備なしに勢ひストライクを斷行せしめなければならぬ様にせしめたと同時に、全山の労働者を驅つて組合側か改善會側(事實はこの外に中立派と稱するものが出来た)かに分立せしめるに至つたのである。

ストライク決行を前にして、確に吾々の豫定を狂はしめた策に出たことは流石に鷲尾である。その棄鉢的な度胸を買つてやるべしだ。而してストライクの出發點が改善會員の襲撃が動機となつて居る以上、兩者の感情は最後まで融和しないで過して終つた。吾々は九日夜の襲撃さへ起らなかつたら、屹度改善會員をも全部爭議團に加盟せしめ得べき可能性あるを確心してゐたのであるが、この點意識的か無意識的かは知らないが、確に鷲尾のために機先を制せられた憾みを告白せざるを得ない。

この點は決して鑛山の特相ではない、工場に於ても充分に警戒すべきだと思ふ。

地理的の不便はこれほど爭議團の活動を困難ならしめたかも知れない。若し假りに前述の一切の條件がより苛酷なものであるとしても、地理的に恵れたものがあるならば、勝敗必ずしも逆略し難いものがあつたであらうことを信ずる。戦線實に五里に涉り、内三里は峻しい山路である。傳令に

よる連絡が往復で七時間から八時間かゝる、これでは機宜の處置が取り得ないことが判らうと思ふ。明治四十年別子の山に暴動が起つたのも尤もと首肯される。又土佐街道を山又山を登つて海拔四千尺の山腹に豚の住むやうな長屋の棟を眺めて、誰か此處に階級闘争の思潮が流入すると觀じられやう。けれども事實は最も勇敢なる階級闘争の戰士達が燃ゆる反逆の血に溢られてゐるのである。

又警戒の行動も、ブルジョアの良心を失つた新聞の氣狂沙汰も、地理的關係が無いとは云はれなからうと思ふ。

敗戦の原因を色々と數へ立てたが、もう一つ食料の杜絶を圖つた經濟的壓迫も、可なり苦痛であつた。組合員は負傷しても、病氣になつても、現金を持つて來なければ診察してやらない。組合員ばかりではない、其家族も同様である。診察して貰ひたかつたら組合を脱して來い。而して一方では公傷で治療中の者をドシドシ治療の打切通知を出す、此の事は直に食糧に關係を有つて居るのである。假令食糧關係を別にしても、病氣が診て貰ひたかつたら組合を脱して來い、若くは現金を持つて來いと云ふ様な慘忍なやり方が許されるであらうか、非人道だとか不義だとか慘虐だとか云ふことは、階級闘争の戦線に於て弱者の泣言と云へばそれまでの事だが、若し之が都會での出來事としたらブルジョア良心は之を平氣で許すだらうか、恐らく其非人道を責めずにはおくまい。けれども

も山では労働組合を除いて誰一人ボツトも云ふものはありやしない。

(六四八)

この揭示が出された時より暴動にならなかつたものだと思つた。之が明治四十年頃、否労働組合の組織されない時なら恐らく暴動化してゐたろう。労働組合に組織された労働者諸君は組織的力による報復手段を考へて、個人的暴動と出することは隠忍自制されたのである。尙こまかい點で重要な點が色々あるけれども一々書きにくい點が多いから敗戦の原因はこれ位でやめておく。

以上書き列べた敗戦の原因を熟讀翫味されるなら、冒頭に述べた今度の爭議が階級闘争の最後の闘争へ導くために非常な好成绩であつた事、即ち感情的に若くは利害關係で勇敢であつた労働者諸君が明確に階級意識を自覺し、苦闘の體驗によつて階級闘争の理論と實際を把握するに至つたことは何よりの收獲であつたと云はねばならぬ。

又豊富なる金の力の誘惑と、金権の前に屈して権力の迫害とが烈しかつたにも不拘、而して彼等が百萬圓費つても潰すと豪語したにも不拘、遂に組合を潰し得なかつたこと否、最後まで組合旗を支持して潰されなかつたことは、労働組合が階級闘争の機關である限り、明確なる階級意識が金の誘惑に打勝ち、権力の迫害に屈しなかつたことを語るものではあるまいか。闘争渦中にあつた私が云ふのは可笑しいか知らないが、私は今度の爭議は形の上に於て住友が勝つて、組合が敗けである

が、精神的には確かに組合が勝つて、住友が負けである。即ち住友は勝つて實は敗れ、組合は敗れて實は勝つたと斷言し得るのである。

對戰 九十日何を語る

山のストライクは冬は決して良い時期ではない。否最悪の時期である。此最悪の時期を選んで三ヶ月、この間の闘争記録を巨細に記したならば山の労働者でなければ味ひ得られない苦難が數限りなく出てくる。それは此處には記せないが、午前一時と云ふ最夜中に小便桶擔いだ百姓に化けて三里の道を山に登り、都會の運動に馴れない人々には涙の出る様なエピソードである。午前一時二時と云ふ最夜中に、路のない雪の山の中を手さぐりで三里の路を攀ち登る辛さ、明るい都會では到底味はひ得られない難行である。各方面から應援した闘士諸君の勞苦は、實際感謝に値ひするものである。

然もこの間、大阪の僚友諸君の手による二ヶ所(住友本邸と小倉理事の邸宅)の襲撃事件あり。住友の頑冥に猛省を促がすと雖も、愈々頑強を増して行くばかりで何等の展開作用を起さない。然も前述の如き誘惑と迫害は間斷なく来る。費用は莫大に要る。幾度泣かんばかりの悲痛を味つたか知れない。けれども爭議團の結束だけは見事な程強固に保たれてゐた。

住友も餘程辛かつたと見へて幾度、色々な人物を妥協の探りに爭議團によこしたかも知れないが吾々は力が全く盡きて戦ふ能はざれば即ち熄む、未だ戦ふ力のあるうちは斷乎として無意味な妥協を排して來た、之は當面の策戦としては或は拙かつたかも知れない、然し吾々としてはさうするより仕方がなかつたのである。

一方住友が製鍊事業が止るばかり(正月十四五日頃は正に止らんとした)の危険を冒し、巨額の費用を投じ、最後まで戰鬪的態度を棄てなかつたことは吾々に大きな教訓を與へたものである。

住友は元來温情主義を誇りとしてきたものである、それが確實に破綻を示したのである。温情主義の破綻は取りも直さず日本の資本家の間(例へば住友とか三井とか藤田とか)に、幾分残在して居た封建的氣分を一掃せしめたことを意味するものにして他ならない。

即ち封建的氣分を就中多分に保持して居た住友が、それをかなぐり捨てなければならなかつたことは、決して住友が好んでするのではなくして、日本の資本主義がそれを保持することを許さない状態にまで突きつめて來たことを語るものである。

更に言葉を換へて言へば、日本の資本主義も國際資本主義の流れに超然たり得ないで嫌々ながらも引きずられて行きつ、ある事を證するものである。

更に住友が今度の爭議を單なる別子鑛山の一爭議として取扱はずに、全鑛山業者の利益の爲に自ら犠牲となつて戦つた形勢の顯著なることは、一層有力に前言を裏書きするものである。

之を要するに今日の爭議の經驗は、資本家がどんな犠牲を拂つて組合を潰さうとしても、決して組合は潰されないと云ふ確信を得たこと、鑛夫組合それ自身は今日の處甚だ微力であるが、全國的組織を有する總同盟の力を充分に發揮せしめたからこそ記録的戰鬪が可能であつたこと、若し別子だけの單一組合であつたら恐らく一週間とは續くまい。鑛夫組合だけでも恐らく二週間は困難であらう。それ以上の時日は全く全國的、横斷的組織を有する總同盟の力であつたと云ふべきである。それと吾々もナマナカの妥協は斷じてやらないが、資本家も大資本家になれば、成程自己の利害のみには、妥協をなし得ない程に資本階級利害の一致を痛感して來たこと、即ち労働者が階級意識に目ざめると同時に、資本家も亦階級意識に目覺めて、斯くして階級對立が愈々鮮明となり、鬪争は愈々熾烈となるであらう事を教へたのである。

吾々はこの教訓に基いて自己組合の強力を努力すると同時に、労働者の階級的結合を一層有力にするために全國的統一を圖るべく努力する事を念願とせなければならぬ。

結 語

私は別子爭議の記述を機縁として、鑛山労働運動の全般に亘つて略述する約束をもつて居て、爭議記録を極く簡略に扱つたものであるが、それでも豫定の紙数を遙に超過した。それで鑛山労働運動に就いては他日機會を見て記述することにし、この稿は單なる別子爭議の記述だけに止める。

爭議の記述は出来る丈(冒頭に斷つてある通り)批判がましく亘るを避けた。この事實の記録から讀者諸君が自由なる批判を以つて、渦中に没頭して反省の餘裕を失つた私等に教を與へられれば、それを復讐戰の場合に役立てることとする。

(一五、三、一二)

附 錄

附録目次

編章節	項	名	頁
二	一	大正十三年七月五日林田哲雄鹿森に撒布ビラ……………	(一)
二	二	大正十三年九月鬼太郎新田に撒布ビラ……………	(三)
二	一	大正十三年八月解雇者に對する給與表……………	(三)
三	四	大正十四年三月の各部落改善會々則……………	(五)
四	三	大正十四年十一月卅日撒布宣傳ビラ(演說會開催)……………	(四七)
四	三	大正十四年十二月五日撒布宣傳ビラ(歎願書)……………	(五三)
四	五	就業狀態統計表……………	(五七)
四	三	大正十四年十二月九日衝突事件の宣傳ビラ(第一)……………	(五九)
四	三	同	上(第二)……………
四	三	大正十四年十二月十六日撒布宣傳ビラ……………	(六三)
四	三	大正十四年十二月十七日撒布宣傳ビラ……………	(六四)
四	三	大正十二年十二月十八日撒布宣傳ビラ……………	(六八)

大正十三年七月五日林田哲雄鹿森に撒布ビラ

萬國の勞働階級團結せよ

勞働者諸名!!! 兄弟よ吾等は社會の凡てが生きる爲にならぬ衣食住を生産する。吾等が働かなかつたら世界は暗だ。今日の文明は勞働者の汗と油で築きあげたのだ。

明治天皇は「文明の惠澤を共にせよ」と仰せられた。果して吾等は文明の惠澤を享けてゐるか。生産者としての重任に酬ひられてゐるか。

我等は米を作り金を掘る、そして其の凡ては地主や資本家に取られる。そして食ひかねる賃金丈けしか残らぬ。我等は衣服を作り自動車を作る。資本家はそれを着其の自動車に乗て姫買ひに行く。そして我等は南京虫の家に餓と寒さにふるへてゐる。我等は機械を發明しそれを運轉する。其の機械は資本家のものとなつて我等を搾取し失業さす。一度び不景氣の風が吹く時我等の首は無雜作に切られて路頭に迷ふのだ。我等が作った一切の文明もそれを有産者が獨占する時、それは無産者を苦しめる利器となるのだ。兄弟よ吾々は宣言する

働かざる者は食ふべ可らず。

附 録

人生の必要を満す生産労働者にのみ政治的権利も経済的自由も與へらる可きである。一切の價値は、機械と土地(物)とを以て労働(人)する事に依て發生する。資本家は其の間に在て労働者の作つた富を横領するのだ。

資本家が營利事業として機械と土地を所有する事によつて多くの労働者の血と汗を搾取する事は不合理だ。

我等は此の社會の寄生虫「資本家」を追ひ拂ひ、賃銀制度を廢して凡ての産業を労働組合の管理に移さねばならぬ。財産の私有と其の營利組織は産業の發達を害するのみならず、人道を無視する奴隸制度である。

自覺せる兄弟よ、我等は労働の尊さと我等の使命を知つてゐる。文化の進運を防げ人類の九割を奴隸とする資本家の搾取に應戦せねばならぬ。奪はれたる我等の權利と自由を回復しなければならぬ。我等の唯一の力は「團結」だ。速かに「労働組合を作れ農民組合を作れ」未來は我等のものだ。

大正十三年六月七日印刷納本
大正十三年六月十一日發行

發行兼編輯人 愛媛縣小松町 林 田 哲 雄
發行所 愛媛縣小松町 勞 農 社

大正十三年九月鬼太郎新田に撒布ビラ

吾等は何時ケガするか、何時病氣になるか、何時解雇になるか、一生安心して仕事が出来るか
今までケガして一生の片輪になつた人々はどの様ですか、死んだ時きすした時どの様にせられて
居ますか、勝手に解雇されたりして金呉れず妻や子や年取つた親を連れて路頭に迷ふ人がありまし
たらどうなりますか、かならず死な、いきませんぞ。今丈夫な人でもけがや、やまいや、かいよう
に合はぬと斷言できますか

右の様な時、相助けむがため茲に南海労働同盟は矢野政光君の今回の不明の處分解雇に對して談
判中です。人は相互ひです、人のためは我がためです、一片の人情のある人は同情心を以て今回及
將來のために團結して下さい
南海労働同盟本部
可憐の貧乏の方々よ

大正十三年八月解雇者に對する給與表

見舞金 本番賃 金百日分	饒別金 上同	家 慰安料 族上同	本番賃金	傷病ノ別	氏 名
--------------------	-----------	-----------------	------	------	-----

第六、實行細目ハ必要ノ都度協議ノ上是ヲ定ム

役 員

本會ニ左ノ役員ヲ置キ役員ハ出席會員ノ推薦又ハ選舉ニ據リテ之ヲ定メ其ノ任期ヲ一ケ年トス
第一、左ノ役員ヲ置ク

- 會長 一、 副會長 一、 理事 九、 各區ニ區長 一、 幹事 若干名

協 議 會

- 第一、協議會ハ必要ニ應シ之ヲ開キ其ノ日時ハ會長之ヲ指定ス
- 第二、重要事項ハ役員總會ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三、常務又ハ非常ノ場合ハ會長副會長理事ノ協議ニ據ル
- 第四、理事會ハ會長副會長及ヒ理事ヲ以テ組織シ毎月一回之ヲ開キ本會ノ重要事項ヲ審議決定ス議長ハ會長之レニ任ス
- 第五、總會ハ本會員ヲ以テ組織シ年四回會長是ヲ召集シ本會ノ主義ニ從ヒ相互ノ意見ノ交換ヲナス議長ハ會長之レニ任ス
- 第六、區會ハ區會員ヲ以テ組織シ必要アル毎ニ區長是レヲ召集シ開會ス議長ハ區長是レニ任ス

第七、本會ノ決議ハ出席人員ノ過半數ヲ以テ決定ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ採決ス

附 則

本會ハ大正十四年二月十一日發企人會ニ於テ是レヲ定メ直ニ施行スルモノトス

公徳宣傳會役員

會 長	岡部 松太郎	區 長	阿部 留吉
副會長	合 田 和		米倉秀太郎
理事及區長			菅 長次郎
區 別	理 事		川村 芳作
東一區	近藤市太郎		福田 繁市
東二區	川村 安次		日浦奎三郎
東三區	藤田 哲		島子 福槌
東四區	小崎喜多八		
西一區	近藤平太郎		
西二區	大西 行正		
西三區	中西 宏		

附 錄

西四區	伊藤 隆幸	曾我 磯光
西五區	高橋 利八	小野 豊朝

幹 事

東一區	國廣龜一、藤田馬吉、和田久次、大橋勇太郎、土岐龜太郎、向井馬三郎
東二區	猪岡繁若、柿本多賀藏、小野鑽、糸川浪次、池島晴好
東三區	田村甚太郎、石濱米太郎、眞鍋常太郎、竹本兼義、岡林岩子
東四區	加重儀八、宮内藤次郎、曾我才市、蔭西 彌、門脇龜鶴
西一區	平 善平、橋田琴吉、西川新吉、西森末廣、西森正廣、荒川康雄、出間猪縁、前田夏盛、曾我部福松
西二區	大村政治、猪川喜八、中平豊春、伊藤秋春
西三區	小崎武雄、橋本竹藏、眞鍋登良雄
西四區	山中友晴、古味安吉、中西正男、大村義道、小笠原竹貞
西五區	木山龜一、村上藤松、奈良忠三
役員總計	六十五人
會員總數	百八十七人

協 愛 會 々 則 (柳谷・唐谷部落)

第一條 本會ハ協愛會ト稱ス

第二條 本會ハ柳谷、唐谷部落内ニ居住スル勞働者ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ本會綱領ノ貫徹並青年團在郷軍人會ノ目的ヲ援ケ相互ノ親睦ト福祉増進ヲ目的トス

第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- | | | | | | |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 一、總 理 | 一 名 | 一、副總理 | 一 名 | 一、理 事 | 若干名 |
| 一、區 長 | 若干名 | 一、幹 事 | 若干名 | 一、顧 問 | 若干名 |
| 一、書 記 | 若干名 | | | | |

- 一、總理、副總理ハ一般投票ニヨリ選出ス
- 總理ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス總理事務アルトキハ副總理之ヲ代理ス
- 二、理事、區長ハ各區ニ於テ互選ニヨリ選出シ理事ハ區長ヲ援ケテ區内ノ事務ヲ掌ル
- 三、幹事ハ各區ニ於テ互選ニヨリ選出シ理事區長ヲ援ケテ區内ノ事務ヲ掌ル
- 四、顧問ハ本會ニ理解アル人格ノ士ヲ理事會ニ於テ推薦囑託ス
- 五、書記ハ總理之ヲ指名ス

附 錄

六、各役員選舉ニ於テ得點同數ナルトキハ最長年者ヲ以テ當選者トス

第五條 本會ノ各役員ノ任期ハ一ケ年トス但シ再任ヲ妨ケス

第六條 役員ニ欠員ヲ生シタルトキハ理事會ニ於テ適宜之ヲ處理ス

第七條 柳谷唐谷部落ヲ六區ニ分チ本會ノ事務所ヲ本部落内ニ置ク

第八條 本會ノ會議ヲ分チテ左ノ四種トス

一、總會 一、理事會 一、役員會 一、區會

一、總會ハ本會員ヲ以テ組織シ年四回總理之ヲ召集本會ノ主旨ヲ達スル爲メ相互ノ意見ノ交換ヲナス議長ハ總理又ハ總理指名

二、理事會ハ正副總理、理事ヲ以テ組織シ定例理事會ヲ年四回尙必要ノ時ハ臨時理事會ヲ總理之ヲ召集シ本會ノ重要事項ヲ審議決定ス議長ハ總理又ハ總理指名

三、役員會ハ本會各役員ヲ以テ組織シ必要ニ應シ理事長之ヲ召集相互ノ意思疏通ト本會ノ主旨ノ徹底ニ努ム議長ハ總理又ハ總理指名

四、區會ハ區會員ヲ以テ組織シ月一回或ハ必要アル毎ニ區長之ヲ召集會員家庭ト連絡ヲ執リ家族ノ了解ヲ圖リ部落ノ良風ノ馴致ニ努ム議長ハ區長又ハ區長ノ指名

第九條 本會ノ各決議ハ出席人員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ採決ス

第十條 本會々則ノ改變ハ理事會ニ於テ三分ノ二以上ノ贊成者ニヨリテ採決ス

第十一條 區會則ハ理事會ノ承認ヲ得テ各區別ニ定ムルコトヲ得

第十二條 本會ニ入會セムトスル者ハ本會員二名ノ紹介ヲ要シ本會員名簿ニ登錄ニヨリ會員ノ權利義務ヲ生ス但シ本會ノ承認セサル會員ハ本會員タルコトヲ得ス

第十三條 本會々員ニシテ本會ノ主旨ニ反スル行爲又ハ本會ヲ汚瀆スル行爲アルトキハ理事會ニ附議シ停會又ハ除名處分ヲ行フ

第十四條 本會ハ會費ヲ徵收セス

第十五條 本會則ハ大正十四年三月ヨリ施行ス

協 會 綱 領

一、吾等ハ正義ト愛ノ觀念ヲ徹底スルコト

一、吾等ハ勞働ノ神聖ニ則リ社會ト同胞ニ奉仕スルコト

一、吾等ハ個人價値ト義務ヲ認識シ互ニ人格ト自活ノ精神ヲ尊重スルコト

一、吾等ハ舊來ノ陋習ヲ打破シ生活ノ本據タル家庭ヲ整ヘ良風ヲ馴致スルコト

一、吾等ハ剛健中正ヲ旨トシ勞働者ノ眞ノ幸福ト地位ノ向上ニ努ムルコト

(一三)
以上

協 愛 會 役 員

總理 近藤庄五郎 副總理 岡 松助

書記 柏原 明 中山 竹廣

區 別 理 事 區 長 幹 事

第一區 松本織太郎 出間 金吉 栗洲繁吉、齋藤德五郎

第二區 藤田 岩吉 山川 春繁 岡田龜六、小野庄吉

第三區 布野滿太郎 藤原 清平 池田國太、井上國光

第四區 杉岡 綱吉 文野 金一 羽淵 秀藏 丁野明廣、古佐小宇一郎

第五區 赤松 縣府 伊藤 義照 川村楠雪、渡邊庄右衛門

第六區 阿部 榮作 高橋 政繁 近藤悅太、近藤喜太郎、藤田正忠

役員計 三十名

會員總計 八十七名

喜三谷部落自治組合規則

總 則

第一條 本組合ハ喜三谷部落自治組合ト稱ス

第二條 當部落ニ居住スル者ハ本組合及青年團喜三谷分團(滿十六歲以上滿二十五歲迄ノ者ニ限ル)

ニ加入スルノ義務ヲ有ス

第三條 第六條ノ事業達成ノ爲メ當部落ヲ左ノ六區ニ分轄ス

第一區 貸家 自 一 號 至 十四 號

第二區 同 自 十五 號 至 二十七 號及俱樂部飯場

第三區 同 自 二十八 號 至 四十二 號

第四區 同 自 四十三 號 至 六十 號

第五區 同 自 六十一 號 至 七十六 號及浴場

第六區 同 自 七十七 號 至 九十二 號

第四條 本規則ハ役員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ改變スルコトヲ許サス

目的及事業

第五條 本組合ハ精神作興ニ關スル詔書ノ御趣旨ヲ奉體シ一致團結以テ部落ノ風教刷新ヲ目的トス

第六條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ本組合ハ左ノ事業ヲ行フ

- 一、生活ノ浮華放縱ヲ斥ケテ質實醇厚ニ消費ヲ節約シ勤勉業務ニ精勵シ以テ貯蓄ヲ獎勵ス
- 二、思想ハ輕佻詭激ヲ矯メテ剛健中正ニ自己ノ利害ニ偏セス公益世務ニ竭シ以テ風紀ヲ匡勵ス
- 三、背德背信ノ行爲ヲ戒メ信義ヲ重シ公德ヲ守リ博愛共存共榮ノ誼ニ依リテ隣保相扶ケ健全善良ナル郷風ヲ治ントス
- 四、責任ヲ重シ秩序ヲ保チ以テ協力一致團體ノ美ヲ宣揚セントス

役 員

- 第七條 本組合ニ左ノ役員ヲ置キ組合員中ヨリ選舉推薦ス但シ任期ヲ一ケ年トシ重任ヲ妨ケス
- 一、組合長 一名
 - 二、組合副長 二名
 - 三、理事 十二名
 - 四、顧問 六名
- 第八條 組合長ハ喜三谷部落ノ飯場頭トシ組合ヲ統轄ス
- 第九條 組合副長ハ組合員中ヨリ互選シ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 第十條 理事ハ青年團員中ヨリ互選シ組合長組合副長ヲ扶ケ組務ヲ掌ル但シ理事ノ内二名ヲ書記トス
- 第十一條 顧問ハ各區ニ一名ヲ組合長組合副長合議ノ上推薦囑託シ本組合ノ趣旨ニ從ヒ援助指導スルモノトス

組合外ニ對スル部落總代ノ任務ハ顧問ニ一任ス

第十二條 第七條役員ノ外必要ニ應シ臨時役員ヲ増設スルモノトス

會 議

第十三條 會議ヲ分チテ左ノ二種トス

- 一、役員總會
- 二、部落集會

第十四條 役員總會ハ年二回(六月、十二月)トシ組合ノ重要事項ヲ審議決定ス但シ臨時必要ノ場合ハ組合長ノ召集ニ依リ役員會ヲ開クコトヲ得

第十五條 部落集會ハ毎月十九日ニ開催シ精神修養其他有益ナル講話並ニ事業施行上必要ナル事項ヲ講究ス

第十六條 役員會ノ決議事項ハ出席人員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ採決ス

第十七條 議長ハ組合長又ハ組合長ノ指名シタル者トス

賞 罰

第十八條 組合員中善行者アルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ組合長之ヲ褒賞ス

第十九條 組合規則ニ違反スヘキ行爲アル者ニ對シテハ組合長ハ忠告ヲ爲シ忠告三回ニ及フモ尙ホ

改倭ノ狀ナキ者ハ役員會ノ決議ヲ經テ組合ヨリ除名ス

喜三谷部落自治組合細則

第一條 組合員ニシテ寄食者ヲ同居セシメタルトキハ本規則ノ精神ヲ了解セシメテ組合ニ加入ノ手續ヲ爲サシムルモノトス

第二條 組合員及其ノ家族並ニ縁故者ニシテ當部落ニ於テ死亡シタルトキハ左記ノ悔米ヲ贈ルモノトス

- 一、組合員及十五歳以上ノ家族 米五合
- 二、單身寄食スル組合員ハ出米半量受米全量トス 米五合
- 三、十五歳未滿ノ者及死産、流産、生後直チニ死亡シタル者、家族 米五合
但シ死産以下ノモノニハ葬式スル場合ニ限ル 米二合半
- 四、兄弟同居スル場合ニ同居者ニ家族アルトキハ(一)ノ例ニ依ル 米五合
- 五、父母、兄弟、姉妹、叔父母、孫、甥、姪、從兄弟、從姉妹等ノ縁故者ハ當部落ニテ葬式スル場合ニ限ル 米二合半
- 六、兄弟同居スル場合ト雖モ定米ニ滿タサル者ハ集米セス

第三條 集米ハ名區毎ニ貸家番號ノ順序ニ依リ當番之ヲ集米ス

第四條 葬式手傳ハ死者ノ長家筋ハ全部、其ノ他ノ者ハ業務ニ差支ナキ限り手傳フモノトス

第五條 葬式ニ關シ里方ニ於ケル諸要件ハ互救部ヨリ出ル葬式手傳ニ依頼ス但シ互救部ヨリ手傳ノ出サルトキハ近隣ノ者協議ノ上手傳ヲ出ス

第六條 互救部ヨリ出ル手傳ハ死者ノアル長家以外ヨリ出ス様常任世話役ニ於テ考料スルモノトス

第七條 棺昇ハ誰レ彼レノ差別ナク昇キ行キ若シ昇手無キトキハ其區ノ者ニテ昇キ行クモノトス

第八條 組合員ハ全部會葬シ病氣其他不得已事故アルトキハ代人ヲ差出スモノトス

第九條 死者アル當家ニ於テ飲食セサルモノトス

但シ死者ノ長家筋ノ者ニ限り晝食一度賄ヲ爲スモ妨ケス又酒ハ昇手ニ對シ二升ヲ出スノ外ハ一切飲酒セサルコト

第十條 僧侶ニ對シテハ賄ヲ廢シ金五拾錢ヲ封贈ス

第十一條 本組合以外ノ諸團體及寄附行爲ニ對シテハ組合長ノ許可證ヲ所持スル者ニ在ラサレハ之ニ應セサルモノトス

第十二條 贈答品ハ組合ノ趣旨ニ從ヒ可成廢止スルコト

附 則

第十三條 本規則ハ大正十四年三月二十日ヨリ之ヲ施行ス

自治組合 役員

組合長 山本 仁平
副組合長 横井圓次郎 野口喜代市

理

事

顧問

第一區	岡元 愛雄	佐伯 甚七	定岡猪太郎
第二區	伊藤榮太郎	三木壽惠次	藤森 信吉
第三區 (書記)	井上松太郎	山田秀之進	佐伯 紋藏
第四區	大野 徳廣	井上音五郎	會我部權太郎
第五區 (書記)	中村 宗義	松井 兼助	伊東 福馬
第六區	山口 本藏	古川 國市	山本 米吉

役員計 二十一名

組合員總數 百五拾壹名(内勞働組合員四名現在ス)

教育會々則 (七坂部落)

總 則

第一條 本會ハ教育會ト稱ス

第二條 本會ハ長尾青年團員及當部落ノ有志ヲ以テ組織ス

目的及事業

第三條 本會ハ精神作興ニ關スル 詔書ノ御趣旨ニ基キ會員ノ風教刷新ヲ目的トス

第四條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ本會ハ左ノ事業ヲ行フ

- 一、生活ノ浮華放縱ヲ斥ケテ實質醇厚ニ消費ヲ節約シ勤勉業務ニ精勵シ以テ貯蓄ヲ獎勵ス
- 二、思想ハ輕佻詭激ヲ矯メテ剛健中正ニ自己ノ利害ニ偏セス公益世務ヲ竭シ以テ風紀ヲ匡勵ス
- 三、背德背信ノ行爲ヲ戒メ信義ヲ重シテ公德ヲ守リ博愛共存共榮ノ誼ニヨリテ隣保相扶ケ健全

善良ナル鄉風ヲ治メントス

四、責任ヲ重シ秩序ヲ保チ以テ協力一致團體ノ美ヲ宣揚セントス

役 員

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置キ會員中ヨリ選舉推薦ス任期ヲ一ケ年トシ重任ヲ妨ケス

一、會長 壹名 二、副會長 壹名 三、理事 若干 四、顧問 若干

但シ必要ニ應シ役員會ノ決議ニヨリ臨時役員ヲ設クルコトヲ得

第六條 前條役員ノ外一定ノ期間ヲ定メ青年中ヨリ二名ノ當番ヲ設ケ其ノ期間内ニ於ケル本會事業
上必要ナル事項ヲ處理報告ス

第七條 會長副會長ハ會員中ヨリ互選ニ依リテ選出シ會長ハ會務ヲ統轄ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會
長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第八條 理事ハ會長ノ指名トシ會長副會長ヲ援ケテ會務ヲ掌ル

第九條 顧問ハ會長ノ推薦ニ依テ囑託シ本會ノ趣旨ニ從ヒ援助指導スルモノトス
第十條 本會ノ會議ヲ分テ左ノ二種トス

一、役員總會 二、通常集會

第十一條 役員總會ハ會長、副會長、理事、顧問ヲ以テ組織シ年二回(六月、十二月)ノ定例集會ヲ
開キ本會ノ重要事項ヲ審議決定ス

但シ必要ノ場合ハ會長ノ召集ニ依リ臨時役員會ヲ開クコトヲ得

第十二條 通常集會ハ毎月七、十七、二十七日三回トシ精神修養其他有益ナル講話並ニ事業施行上

必要ナル事項ヲ講究ス

第十三條 役員會ノ決議事項ハ出席人員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ採決ス
議長ハ本會々長又ハ會長ノ指名スル者トス

第十四條 會員ハ時間ヲ勵行シ不得已場合ヲ除キ必ス出席シ講話其他有益ナル事項ヲ報告スルモノ
トス

第十五條 本則改正ノ必要アル場合ト雖モ役員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ改變スルコ
トヲ得ス

附 則

第十六條 本會則ハ大正十三年十一月十七日ヨリ之ヲ施行ス

教 育 會 役 員

會 長 宮武 甚助 副會長 久保伊三郎
理 事

第一區 池田龜太郎 下分勇次郎 加地逸五郎

第二區 曾我徳太郎 山内新太郎 月原照十郎

第三區	迎林政太郎	西 乙平	明石 清
第四區	伊東 鶴樹	矢葺 正保	安田 要
第五區	木下 守建	森 清次	川上 喜一
第六區	大西 松市	森 松太郎	木村 森一
顧問			
山内 兼吉	小笠兼三郎	西 才藏	谷村龜太郎
神野宇七郎	木村 政雄	木村 佐吉	戸田初太郎
通信員			
宮武 甚助	久保伊三郎	森 松太郎	木村 森一
交渉員			
池田龜太郎	下分勇次郎	迎林政太郎	伊東 鶴樹
			木下 守建
			川上 喜一
役員計	三十一名		
會員總數	七十八名		

決 議 書

君等ノ侵入ハ教青會ノ目的及事業ニ反シ當部落内ヲ動搖セシメテ秩序ヲ亂ス虞レアルモノト認ム

依テ其侵入ヲ阻止スルモノナリ

右決議ス

大正十四年三月七日

七坂部落内教青會

協 誠 會 々 則 (吳木部落)

第一條 本會ハ協誠會ト稱ス

第二條 本會ハ吳木部落内ニ居住スル勞働者ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ本會綱領ノ貫徹並ニ親友會ノ目的ヲ援ケ會員相互ノ親睦ト部落風習ノ改善ヲ目的トス

第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事長	一名	常任理事	七名	理事	八名	區長	八名
幹事	若干名	顧問	若干名	書記	若干名		

A 理事長ハ常任理事中ヨリ互選ニヨリ選出シ本會ヲ代表シ事務ヲ總理ス理事長事故アルトキハ常任理事之ヲ代理ス

- B 常任理事ハ各區ニ於テ一名宛選舉シ本會ノ常務ヲ擔任ス
- C 理事區長ハ各區ニ於テ各一名宛選舉ス
- D 幹事ハ各區ニ於テ三名宛選舉シ理事區長ヲ援ケテ區内ノ事務ヲ掌ル
- E 顧問ハ本會ニ理解アル人格ノ士ヲ理事會ニ於テ推薦囑託ス
- F 顧問ハ本會ノ主旨ニ從ヒ援助指導スルモノトス
- G 書記ハ理事長之ヲ指名ス
- G 各役員選舉ニ於テ得票同點ナル時ハ最長年者ヲ當選トス
- 第五條 本會ノ各役員任期ハ一ケ年トス但シ再任ヲ妨ケス
- 第六條 役員ニ欠員ヲ生シタル時ハ常任理事會議ニヨリ次點者ヲ以テ補欠シ前任者ノ任期ヲ繼承ス
- 第七條 本吳木部落ヲ八區ニ分チ本會ノ事務所ヲ吳木部落内ニ置ク
- 第八條 本會ノ會議ヲ分チテ左ノ四種トス
 - 理事會、總會、役員會、區會
 - A 理事會ハ理事ヲ以テ組織シ年四回ノ定例理事會ヲ尙必要ノ場合ハ臨時理事會ヲ理事長之ヲ召集シ本會ノ重要事項ヲ審議決定ス理事會ノ議長ハ理事長又ハ理事長ノ指名トス

- B 總會ハ本會員ヲ以テ組織シ年二回理事長ノ召集ニヨリ開催シ本會ノ主旨ヲ達スル爲メ相互ノ意見ノ交換ヲ爲ス
- C 議長ハ理事長又ハ理事長ノ指名トス
- 役員會ハ本會ノ各役員ヲ以テ組織シ必要ニ應シ理事長之ヲ召集シ相互ノ意思疏通ト本會ノ主旨ノ徹底ニ努ム
- D 議長ハ理事長又ハ理事長ノ指名トス
- 區會ハ區會員ヲ以テ組織シ必要アル毎ニ區長之ヲ召集シ會員家庭ノ間ニ了解ヲ圖リ連絡ヲ執リ部落ノ良風ノ馴致ニ努ム
- 議長ハ區長又ハ區長ノ指名トス
- 第九條 本會ノ各決議ハ出席人員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナル時ハ議長之ヲ採決ス
- 第十條 本會會則ノ改變ノ場合ハ理事會ニ於テ三分ノ二以上ノ賛成ニヨリテ採決ス
- 第十一條 區會則ハ理事會ノ承認ヲ得テ別ニ定ムルコトヲ得
- 第十二條 本會ニ入會セムトスル者ハ本會員二名ノ紹介ヲ要シ本會員名簿ノ登録ニヨリ會員ノ權利義務ヲ生ス

但シ本會ノ承認セサル會ノ加盟者ハ本會員タルコトヲ得ス

第十三條 本會員ニシテ本會ノ主旨ニ反スル行爲又ハ本會ヲ汚瀆スル行爲アリタルトキハ理事會ニ附議シ停會又ハ除名處分ニ行フ

第十四條 本會ハ會費ヲ徵收セス

第十五條 本會會則ハ大正十四年三月ヨリ施行ス

協 誠 會 綱 領

- 一、吾等ハ精神修養ノ完成ト肉體ノ健康ニ努ムルコト
- 一、吾等ハ正義ト愛國精神ノ下ニ社會ト同胞ニ奉仕スルコト
- 一、吾等ノ舊來ノ陋習ヨリ脱シ生活ノ本據タル家庭ヲ整ヘ美風ノ涵養ニ努ムルコト
- 一、吾等ハ剛健中正ヲ旨トシテ勞働者ノ眞ノ幸福地位ノ向上ニ努力スルコト

協 誠 會 役 員

理事長 伊藤芳太郎
 常任理事 山下順太郎 渡邊庄太郎 長井 新三 伊藤芳太郎 日野 三郎 西原米太郎
 越智 又助 松原高太郎

理事 信藤 正義 高橋磯太郎 日野喜代志 矢野 延秋 村上 善吉 村上 久助
 森川八五郎 合田藤次郎

區長及幹事

區	區 長	幹 事
第一區	村尾 政市	三塚與次郎 松本 周市 松浦 政吉
第二區	曾我部徳太郎	橋本 繁雄 神野 久吉 川淵 秋藏
第三區	曾我部伴次	三浦 清市 長井 清 二宮 治平
第四區	森 盛	日浦松太郎 加藤 竹松 松木幾次郎
第五區	田井 守彦	近藤 武重 檜垣 辨吉 田村 莞爾
第六區	加藤虎次郎	松下馬太郎 山下喜三郎 深尾 明光
第七區	松浦 圓次	橋本 春光 松本 順市 近藤 春市
第八區	小山松太郎	近藤繁太郎 野本 茂樹 天野 孟敏

役員合計 四十八名

會員總數 二百五十名

鹿森部落改善會々則

規 約

- 一、本會ハ鹿森部落改善會ト稱ス
 - 一、本會々員ハ剛健質實ノ氣風ヲ養成シ眞ノ勞働者ノ幸福ト地位ノ向上ヲ計リ共同一致シテ部落ノ安寧秩序ヲ保チ部落ノ改善ニ努メ住友豫州親友會々則ニ基キ親睦ト福利ノ増進ヲ計ルヲ以テ目的トス
 - 一、本會々員ハ飽迄誠意ヲ以テ組合ニ對シ同僚ノ反省ヲ促ス事
 - 一、組合員ニシテ本會々員ニ對シ暴行強迫其他惡手段ヲ弄シ危害ヲ加ヘ又ハ不穩ノ舉動ニ出ントスル虞レアル時ハ會員ハ協力一致シテ之レガ保護ヲナス可キ事
 - 一、組合本部役員ノ當部落内ニ立チ入ルハ部落ノ秩序ヲ亂ス虞アルニ依リ成ル可ク立入シメザル様努ムル事
- 但シ鑛業所ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限りニアラズ
- 一、本會々員ハ公明正大ナル態度ヲ持シ穩健ナラザル他ノ團體ニ加入スル事能ハズ
 - 一、部落者ニシテ本會ノ主旨ニ賛同シ入會希望ノ者ハ何人ニテモ入會ヲ妨ゲズ

- 一、本會附屬事業トシテ本會ニ於テ金融組合ヲ組織シ會員相互ノ安定部落ノ改善ヲ計ル事但シ其方法及ビ細則ハ協議ノ上別ニ之レヲ定ム
- 一、本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 二名 幹事 若干名 會計 二名 書記 三名

- 一、會長ハ本會ノ會務ヲ處理シ副會長之ヲ補佐ス
 - 一、幹事ハ會長ト協議ノ上本會ノ會務ヲ評議斡旋ス
 - 一、會計ハ本會ノ會計ニ關スル事務ヲ掌ル
 - 一、書記ハ庶務ニ關スル事務ヲ掌ル
 - 一、役員ノ任期ハ滿一ケ年トス但シ重任ヲ妨ゲズ
 - 一、本會役員ニ欠員ヲ生ジタルハ次點者ヲ以テ之レヲ補充ス
 - 一、幹事ハ會員一般ノ選舉ニ依リ之レヲ定メ會長副會長會計書記ハ幹事中ヨリ互選シ之レヲ定ムルモノトス
- 但シ投票得點多數ヨリ之レヲ定メ同數ナルハ年長順ニ從フ
- 一、役員會ハ役員過半数出席ヲ以テ成立ス

但シ事情ニ依リテハ出席役員半數以上ノ賛成ヲ得決議スル事アルベシ

一、役員會ハ會長副會長合議ノ上必要ニ應ジ何時ニテモ開催スル事ヲ得

一、本會ニ於テ春秋二回總會ヲ開催ス

但シ必要アリト認メタルキハ臨時總會ヲ開催スル事有ルベシ

一、本會々員ニシテ本會ノ主旨ニ反シ又ハ本會ノ體面ヲ汚ス者ト認メタル場合ハ役員會ノ決議ニ依リ除名スル事アルベシ

一、本會ト主旨ヲ共ニシタル他ノ團體ニシテ必要アリト認メタルキハ役員會ノ決議ニ依リ行動ヲ共ニスル事アル可シ

一、本會ハ會費ヲ徵收セズ

一、會則ノ加除訂正ヲ必要トスル場合ハ役員會ニ附議シ之レヲ變更シ一般會員ニ報告スルモノトス

一、大正十四年三月十八日役員會ノ決議ニ依リ右ノ通り加除スルモノナリ

- 鹿森部落改善會役員
- 會長 河原兼次郎
 - 副會長 安藤 蘭次 上野鶴次郎

會計 瀧本駒之助 國金 松藏

書記 伊藤榮次郎 大前 榮禪 長尾 治雄

幹事 橋本 源造 岡田 新作 福田四郎吉 矢野 新一 村安 信一 森下啓三郎

松本廣太郎 瀧本 政吉 深川 清吉 高橋 横太 大前 榮禪 尾崎 文作

村上森次郎 上野鶴次郎 都築 榮枝 佐伯 紋次 伊藤宇太郎 金子 嘉平

永井 勇作 阿部 寅三 伊藤吉太郎 加藤 岩吉 中村市次郎 安東 蘭次

甲斐 一郎 山本 高市 伊藤正太郎 山中正太郎 杉崎仁三郎 井上岩太郎

矢野 春雄 相原源太郎 日浦 新助 十河 良雄 伊藤榮次郎 久門 重夫

星加市次郎 長尾 治雄 銅金 正光 守谷 駒吉 西 國勝 清村幸太郎

越智 周作 吉田伊勢夫 國金 松藏 石崎熊次郎 西岡 梅次 杉下喜右衛門

河原兼次郎 秋山 源次 杉本峯太郎 阪本宇太郎 桑原金太郎 片上元太郎

越智喜代次 伊藤 勘八 上村 百馬 伊藤 清吉 瀧本駒之助 久門吾郎一

逸見光太郎 西原 綱次 會我部壽積 上野龜之助 石割八重吉 坂上 萬吉

見戸太佐夫

新青會々則 (川口新田部落)

綱 則

第一條 本會ヲ新青會ト稱シ川口新田ノ有志ヲ以テ組織ス

第二條 目 的

- 一、精神作興ニ關スル 詔書ノ趣旨ニ基キ國民精神ヲ作興シ剛健ナル思想ヲ養フ
- 二、各自ノ疏通ヲ圖リ生産能率ノ増進國防充實ニ努力ス
- 三、人道上正義義務ヲ重シ人權ヲ擁護ス
- 四、嚴正中立ヲ標榜シ公德ヲ重ス

第三條 事 業

- 一、流言蜚語虛偽ノ宣傳ニ迷フ事ナク質實剛健ナル精神ヲ以テ時弊ヲ革ムコト
- 二、思想ハ輕佻詭激ヲ矯メテ剛健中正自己ノ利害ニ偏セス博愛共存ノ誼ヲ篤シ福祉増進ヲ圖ルコト
- 三、背德背信ノ行爲ヲ戒メ信義ヲ重シ公德ヲ守リ責任ヲ重シテ秩序ヲ保チ協力一致團體ノ美ヲ宣揚スルコト

四、華美怠惰ヲ戒メ浪費ヲ節シ質實醇厚ニ勤勉業務ニ精勵シ貯蓄ヲ獎勵スルコト

第四條 會 則

- 一、本會ハ會費ヲ徵收セス篤志家ノ寄附ニ應ス
- 二、本會ノ主旨ニ反スル行爲又ハ汚瀆スル行爲アリタル時ハ集會ノ上附議ス
- 三、集會ハ必要ニ應シ其ノ都度各役員ノ疏通ノ上之ヲ定ム
- 四、同等主旨ナル會ニハ疏通ヲ圖リテ隆盛ナラシム

第五條 本會ノ目的事業ヲ達シ隆盛ナラシムルニ付キ左ノ役員ヲ置ク

相談役	若干名	世 話 係	各區一名
交渉員	前 後 涉	世話係補佐	各棟二一名
通信員			

決 議 文

他部落ヨリ當部落民ノ人心ヲ動亂サシ虚偽ノ宣傳スル者ト認メタル時ハ部落内ニ侵入ヲ拒絕ス

大正十四年

新田 勞 働 新 青 會

新 青 會 々 員

附 錄

附 録

伊藤甚五郎	香西德太郎	澤田 正清	山口 忠義	福森 小平	長尾甚三郎	谷崎清太郎
岡本佐太郎	西原 好平	佐々木正雄	程岡八津平	瀧口甚右衛門	小寺 政次	西村 實馬
横川 一郎	溝口 勘次	白木市太郎	水野 昇	永井 宇平	平野 爲二	越智藤兵衛
北田福太郎	門田 良雄	楠部 義一	石川 信市	伊藤 恒義	筒井 冬元	片岡 清秀
高橋 盛吉	楠部 武助	伊藤 順一	長尾芳太郎	筒井 助徳	河端禮太郎	藤原市太郎
山崎 作市	藤原 繁馬	伊藤庄二郎	高井 繁松	西坂源太郎	渡川 勝一	渡川 爲一
鹽見 只司	高橋 音松	辻 君平	和田 梅作	近藤勇三郎	香川 久吉	石川 衆藏
松尾權次郎	大野 近治	瀧本丈太郎	大本 米吉	森元 國一	平野 彦吉	高岡清次郎
住田 留吉	矢野 百藏	伊藤 岩吉	中山 新吉	池西 周造	藤田 音吉	田村 友一
山崎 故七	大浦 三郎	金 点 錫	鶴岡 留吉	田中 久松	大原 貞道	越智鶴太郎
舟坂才兵衛	奥浦 谷重	土居 秀喜	曾我部健三	弘保 周吉	金子初太郎	高津 義繼
岩崎 春海	糸島 岩吉	伊藤 音吉	高橋 金次	藤崎 藤作	曾我部金助	川口昇之助
曾我部岩吉	佐藤 本藏	近藤松太郎	藤崎 藤作	星加 政市	北田 務	山本 新太郎
伊藤宮三郎	尾藤徳太郎	原 利太郎	德永長太郎	星加 政市	中高下 稔	永野 國光
山下徳太郎	山本文五郎	加地 兼光	加藤 豊松	瀧本 朝廣	小森 義光	山本 麻雄

新 青 會 役 員

相談役 十二名

森川源七郎	渡邊 乙藏	秋山 甚吉	西森 勘吉	川上 房吉	日淺松太郎	坂下 佐十
安藤 嘉平	松田國五郎	山下飛佐吉	眞鍋住二郎	作岡 芳藏	永野 巖	渡邊 菊一
高岡 玉恵	松本 清隆	曾我 信一	吉岡 福松	松本 頼重	豊田 駕三	松本 清見
岩木 榮吉	中川 菊藏	橋村角太郎	立花吉太郎	曾我福太郎	丹 好太郎	森川大三郎
立川 信一	今井 爲一	高橋 菊一	石川 數恵	伊藤 吉丸	藤原 豊	藤原 政信
瀧口 嘉吉	筒井 鶴松	瀧口 惣助	伊藤 孫市			

世話係 三名

長尾甚三郎 岡本佐太郎 小寺 政次

世話係補佐 十六名

秋山 甚吉	近藤富三郎	越智藤兵衛	近藤松太郎	鹽見 只司	安藤 嘉平	矢野 百藏
佐藤 本藏	北田 務	渡邊 好松	山川音五郎	奥浦 谷重	金子初太郎	金本新太郎

附 録

會我部岩吉 伊藤宮三郎

交渉員 三十名

瀧口甚右衛門	船坂才兵衛	森元 國市	北田福太郎	香西徳太郎	大野 近治	瀧口 勘次
高橋 盛吉	松尾權次郎	高津 義繼	川上 房吉	近藤松太郎	横川 一郎	石川 信一
筒井 助徳	程岡八津平	澤田 正清	伊藤 岩吉	加藤 豊松	丹 好太郎	伊藤庄次郎
永野 巖	門田 良雄	白木市太郎	榑部 義一	谷崎清太郎	水野 昇	小崎 作市
大原 貞道	西原 好平					

通信員 十名

山本 麻雄	森田 政市	川口昇之助	糸島 寅吉	福森 小平	住田 留吉	和田 梅彌
大本 米吉	會我 信一	佐々木正雄				

書記 一名

伊藤 孫市

書記補佐

瀧口 勘次

共 勵 會 々 則 (立川部落)

共勵會ト稱ス

會ノ目的

- 第一條 惡思想ヲ防壓シ思想善導ヲ計ル事
- 第二條 月一回以上思想善導ニ對スル講話會ヲ開催スル事
- 第三條 勤儉貯蓄ヲ獎勵シ意志ノ疏通ヲ計ル事
- 第四條 自重共同一致ヲ以テ部落固有ノ美風ヲ發揚ニ務ムル事
- 第五條 會員ハ互ニ助ケ合フ事
- 第六條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ニ應シ共同動作ヲ取ル事
- 第七條 毎月十五日役員會ヲ開催シ必要ニ應シ總會ヲ開ク事
- 第八條 本會ニ於テ鑛業所々長及課長ニ提出事故發生シタル場合ハ親友會ヲ經由シテナスヘキ時ト本會直接爲スヘキ事有ルヘシ
- 第九條 本會主意ニ賛同入會ノ者ハ記名調印ノ事
- 第十條 部落内外ヲ問ハス他ノ會ニ入會セントスル者ハ本會ノ承認ヲ受クルニアラサレハ入會スル

附 録
事ヲ得ス

共 同 會 役 員

會 長	美濃忠太郎	
副 會 長	丹 儀太郎	大隅角太郎
中尾總代	津乘惣太郎	近藤 新助
幹 事	大西甚太郎	笠原幸右衛門
向平總代	田阪宇三郎	
幹 事	立花比佐吉	花岡榮三郎
奥ノ平總代	村上 半次	
幹 事	徳上 正直	大野 宗一
道上總代	瀧本 國松	
幹事兼書記	近藤 岩只	
幹 事	近藤 重只	朴 東 俊
道下總代	大内豊太郎	
幹 事	武野 正一	佐光昇太郎

新道總代	瀧本 糸造	
幹 事	高井宗四郎	近藤 順一
板ノ元總代	近藤 平一	
幹 事	近藤 朝次	河端岡右衛門

革 制 會 々 則

(山 根 部 落)

革制會ト稱ス

會ノ目的

- 第一條 會員ハ質實剛健ノ氣ヲ養ヒ惡思想ヲ防壓シ思想善導ヲ計ル事
- 第二條 自重共同一致ヲ以テ部落ノ安寧秩序ヲ計ル事
- 第三條 部落内外ヲ問ハス他ノ會ニ入會セントスル者ハ本會ノ承認ヲ受クルニ非サレハ之ヲ許サス
- 第四條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ニ應シ誠意ヲ以テ共同動作ヲ取ルコト
- 第五條 會員互ニ助ケ合フ事
- 第六條 毎月一回以上會合スル事

附 録

但シ十五日定例會トス

- 第七條 月一回以上思想善導ニ對スル講話會開催スル事
- 第八條 部落在住者ニシテ本會ノ主意ニ賛同入會セントスルモノハ記名捺印ヲナス事
- 第九條 會員ニシテ慶弔生シタル場合會長代表シテ訪問ス
- 第十條 本會ニシテ要求事故發生シタル時ハ親友會ノ協賛ヲ求ムル事

革制會役員及會員

- | | | | | | | | | | |
|----|--------|-----|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 會長 | 瀧本好太郎 | 副會長 | 直野桑太郎 | 惣代 | 樋本馬五郎 | 山本 | 春三 | 本宮 | 留吉 |
| 幹事 | 松下才右衛門 | 會員 | 竹田 東助 | 住田 政直 | 渡部 盛綱 | 原 茂 | 原 健太郎 | 原 春行 | 樋本馬五郎 |
| | | | 樋本馬五郎 | 原 太郎 | 原 繁松 | 鈴木保太郎 | 田中 數榮 | 瀧本 靜男 | 越野 菊松 |
| | | | 越野 菊松 | 瀧本 増雄 | 曾我部嘉太郎 | 今井秀太郎 | 今井 忠次 | 今井 種次 | 樋本 義忠 |
| | | | 樋本 義忠 | 西原 留吉 | 松本伊勢吉 | 本宮 留吉 | 松本 正一 | 瀧本 玉數 | |

- 近藤 音松
- 鈴木 太一
- 白石 圓次
- 眞鍋 與平
- 原 清之
- 白木岸右衛門

親睦會々則 (川西部落)

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ親睦會ト稱ス
- 第二條 本會ハ住友鑛業所従業員川西班牙ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ事務所ヲ中萩村ニ置ク
- 第四條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ計リ生活ノ安定人格ノ向上ニ勉ムルヲ以テ目的トナス
- 第五條 本會ハ親友會ト提携シ親友會ノ事業ヲ必要ニ應シ援助スルモノトス
- 其他第四條ノ目的ヲ達スルニ適切ナル事業

第三章 役 員

- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 會長 副會長 各一名
- 相談役 四名
- 部落幹事 若干
- 會計 若干
- 書記 若干

第七條 會長ハ會務ヲ統轄シ會ヲ代表ス

總會役員會ノ議長ハ會長之ヲ務ム

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルキハ之ニ代ル相談役ハ本會ノ重要ナル事項ニ就テ會長ノ相談ニ應ジ自己ノ意見ヲ會長ニ進言スル事ヲ得

部落幹事ハ役員會ニ於テ會務ヲ審議シ受持部落ノ會員ヲ代表ス

第八條 會長副會長相談役ハ部落幹事ノ互選トシ部落幹事ハ各部落會員ノ選舉トス

會計及書記ハ部落幹事中ヨリ會長指名トス

第九條 役員ノ任期ハエケ年トシ毎年四月ノ總會迄トス
但重任ヲ妨ケス

第四章 會 合

第十條 本會ノ會合ヲ左ノ四種トス

總會 相談役會 役員會 茶話會

總會ハ毎年四月一日

役員會ハ毎年三月、六月、九月、十二月ノ各一日

相談役會 茶話會ハ必要ニ應ジ會長之ヲ開催ス

第十一條 會員二分ノ一以上又ハ役員二分ノ一以上ノ請求アリタルキハ臨時總會又ハ臨時役員會ヲ開クコトヲ得

重要ナル會務ニ就テハ役員會ノ決議ニヨリ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第五章 入會及退會

第十二條 本會ニ入會セントスル者ハ部落幹事ニ申シ出テ會長ノ許可ヲ得ルモノトス

第十三條 本會ヲ退會セントスル者ハ會長ニ申シ出テ會長ハ前項ノ申シ出テヲ受ケタル場合直ニ相

談役會ニ諮リ退會ノ理由ヲ正當ト認メタルキハ許可スルモノトス

第十四條 會員ニシテ會ノ體面ニ關スル失行アリタル場合役員會ノ決議ニヨリ除名スルコトヲ得

第六章 會 計

第十五條 會員ノ會費ハ原則トシテ徴收セス

附 則

會則ハ會員二分ノ一以上ノ賛成アルニ非サレハ變更スル事ヲ得ス

細則ハ役員會ノ決議ニヨリ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

附 錄

親睦會役員及會員 (括弧内ハ住所)

(四四)

會長 (次郎丸) 福本 多平
 副會長 (喜光地) 安藤 竹夫
 相談役 (次郎丸) 河端七五三吉
 會計 (次郎丸) 高橋 常助
 書記 (萩生) 加地 槌平
 幹事 (上原) 山内増太郎
 (同) 眞鍋 徳一
 (同) 河野 俊夫
 (同) 福本 金助
 (同) 加地 槌平
 (同) 小倉峰太郎
 (大生院) 明石 久吉
 (土橋) 西原 福松
 (岸ノ下) 飯尾 三郎
 (上原) 西原海之助
 (中村) 福田林太郎
 (上原) 河野 俊夫
 (同) 山内 時松
 (同) 守谷長太郎
 (次郎丸) 福本 多平
 (同) 會我部森平
 (岸ノ下) 野々下八郎
 (同) 横田藤次郎
 (飯岡) 藤田定右衛門
 (本郷) 片上岩四郎
 (大生院) 明石 久吉
 (萩生) 横山 定市
 (同) 西原海之助
 (同) 宮内 兼吉
 (同) 河端七五三吉
 (萩生) 合田 定吉
 (同) 加藤吾三郎
 (喜光地) 安藤 竹夫
 (馬淵) 土岐猪之丈
 (大永) 瀧本 團次
 (上原) 山内増太郎
 (馬淵) 土岐猪之丈
 (同) 眞鍋 茂
 (同) 山内源次郎
 (同) 伊藤 豊吉
 (同) 横山 定市
 (中村) 福田林太郎
 (同) 鈴木 石太
 (段ノ上) 井上豊太郎
 (同) 瀧本今太郎

會員

(次郎丸) 福本 多平
 (同) 會我部森平
 (同) 高橋富次郎
 (同) 高橋益太郎
 (同) 加藤 恒助
 (同) 森元 續
 (大生院) 明石 久吉
 (同) 岡 甚五郎
 (同) 森賀 實夫
 (同) 加地 槌平
 (同) 森田 音吉
 (同) 岡田 克之
 (同) 西原 政秋
 (同) 佐伯文三郎
 (同) 近藤十太郎
 (同) 河端七五三吉
 (同) 伊藤 茂
 (段ノ上) 伊藤 豊吉
 (同) 伊藤 藤吉
 (同) 合田京太郎
 (上原) 原 増市
 (同) 小野 峯芳
 (同) 加藤 傳吉
 (同) 伊藤 萬造
 (同) 福田 琢次
 (同) 福田林太郎
 (同) 岡田喜之助
 (同) 杉野 助市
 (萩生) 横田藤次郎
 (同) 長井喜太郎
 (同) 高橋 常助
 (同) 福本 次市
 (上原) 瀧本梅太郎
 (岸ノ下) 野々下八郎
 (同) 飯尾 三郎
 (飯岡) 藤田定右衛門
 (同) 加藤 竹次
 (同) 星川市太郎
 (同) 岩井 門次
 (同) 福田 武太
 (同) 大西 善助
 (同) 林 政吉
 (同) 川口 友吉
 (同) 伊藤 染一
 (同) 矢野 秀雄
 (同) 福本 金助
 (同) 西原喜太郎
 (中萩) 加藤 政次
 (同) 加藤吾三郎
 (同) 森元 米三
 (同) 徳永忠次郎
 (萩生) 鴨田 今吉
 (同) 秋山 新吉
 (同) 横山 定市
 (同) 加地 繁雄
 (中村) 鈴木 八逸
 (同) 高橋 茂
 (同) 小倉峯太郎
 (同) 池西紋之助
 (同) 片上岩四郎

附 錄

(四五)

て誰人にも譲るものでありません。稼ぐに追つく貧乏なしと教へられる儘に、一日も早く貧乏から免がれやうと、一生懸命に身を粉に碎いて稼いで來ました。けれども、決して貧乏から免がれることは出來ませんでした。吾々はわれ／＼の永い間の眞實な經驗から「稼ぐに追つく貧乏なし」とは資本家がわれ／＼の無學を利用してわれわれを酷使して自分の利益を貪るために作られた言葉だとか考へられません

ハタラクミナサンヨ

われわれは、なるほど、碌々學校へは行つて居りません。けれども、毎日々々われわれの身體の上に加へられる酷使の鞭は、親のすねをかじりながら大學を卒業した人よりも、尊い實際上の教育となつてゐるのであります。而して、遂にハッキリと自分自身を見出すことができたのであります。われわれが見出した自分自身の姿が、どんなにムゴクらしい哀れなものであるか、諸君考へて御覽なさい。われわれに果して人間としてこの正しい權利自由があるでせうか。それは皆資本家のために奪はれてしまつてゐるのです。われわれに果して生活の安定享樂があるでせうか。これまた完全に資本家の掌中に握られてしまつて一つとしてわれわれが自分で思ふ様にはならないのであります

ハタラクミナサンヨ

ワレワレも人間であります。自分の生命健康を犠牲にしてまで資本家の金儲けの道具として一生を終ることはできません。自分は碌々學校へ行けなかつたが、せめては自分の子供なり弟なりだけは世間なみな人間らしい教育を受けさせてやりたいと思ふのであります。が、今のわれわれの生活は果して自分の壽命を完ふし日々の生活に幾分なりとも餘裕を見出してこれを楽しむことが出來、子供を満足に學校へ行るだけのことができるでせうか。諸君こんなことは思つただけでも頭が痛くなるばかりです

ハタラクミナサンヨ

ワレワレの勞働は世にも恐ろしい危険なものであります。朝妻と笑つて別れて出掛けたものが、晩には冷い死屍となつて歸つてくる仲間が果してないと云へるでせうか。然もかうした場合の住友の態度はどうでせう、生きて居つて稼いであればこそ住友の金儲けの道具であるが、死んでしまつたものには用がない、遺族が困らうが苦しもうが悲しまうが、住友の知つたことじやない、僅かばかりの世間體をつくらう扶助料を出して知らん顔をしてゐるではありませんか。實に無慘酷薄な處置は人道上からも許し難いのであります。あの病院に充滿せる負傷者の呻き聲を聞け、諸君はどうしてそれが他人のことだと平氣で居られやう、今日は他人の身の上であるが、何時か我が身の上

にふりかゝる運命でなくて何んであらう。然もこの傷者に對する住友の醫者の不親切極る取扱、慘忍至極な處置、どうしてそれが他人のことだと我慢してゐることが出來やう、人間としてこの血あり涙あるものは誰でもが住友のこの無情冷酷な處置を憤らずに居れない筈である

ハタラクミナサンヨ

われわれの仲間が或は慘死したり負傷したりした場合に住友が無情冷酷なる取扱をするばかりでなく、眞面目に働いてゐるものに對してもその人が深刻に人生と云ふものを考へて種々と正して尤もなことを云つたり行つたりした場合、住友はその人を直ちに大根か蕪でも切るやうにスツバスツバと滅首して路頭に迷はしめるのであります。諸君ワレワレは仕事場で働いてゐるうちこそ住友に買はれた身體であります、仕事を終へて家に歸つてからは全く自由になる身體であるはずです。然るに、住友はワレワレが家へ歸つてからでも仕事場に於けると同様に、住友の金の力でワレワレの身體を縛つておこうと云ふのであります。國家の権力と雖も法律によるほかは無暗に人の自由を拘束することは出來ないのであります、それを僅かに金の力でワレワレの一切の自由を拘束するが如きは明かに憲法の精神をジユウリンするものであります。ワレワレはかうした暴虐に對して正しい方法によつて住友の反省を促がし、ワレワレのあるかなしかの僅かばかりの自由を擁護させなけ

ればなりません。先般來ワレワレの仲間は住友のこの暴戻なる犠牲となつて解雇された諸君の問題に就ては、會社の責任者と會つて圓滿に解決せんと献身的の努力を續けてゐるにも拘らず、暴慢なる住友は言を左右に托して會見すらもしやうとせないであります。その無誠意その驕慢その暴戻は實に言語に絶してゐるのであります

ハタラクミナサンヨ

其他にも或は特價品の問題或は療養手當の問題或はわれわれの仲間が徴兵にとられた時の問題或は病氣になつた時の問題等何れもわれわれの生活の不安の原因でないものはありません。われわれは貧乏の家に生れて來た、働かねば生きて行かれない、あの金持連は日毎毎に贅澤な我儘な、われわれが夢にも見ることもできない生活を續けつゝも獨りで金が殖へて行く。彼も人間であり、而して生きさんがためにアクセクと一家を上げて膏汗を流して働き續けても、一寸とも生活が樂にならない貧乏と不安におびやかされつゝ、ある吾々もまた人間である。我々は今の世の中が呪はしく厭はしくなる、かと云つて自ら死ぬ譯には行かない、是が非でも生きんとする慾望のために働かねばならぬ。だから我々は決して働くのを嫌ふのではない、唯安心して落着いた心持ちで働けるやうにして貰はなくてはならぬ。これはどういふ立場にある人々と雖も苟も働いて生きて行く人である限り

は吾々と同じ考へを持つてあらうと思ひます

ハタラクミナサンヨ

吾々は上述したいろいろの問題、要する處我々が安心して働けるやうな事柄について篤と諸君とお談して、會社の反省を促すべきものは進んで會社の反省を促がすやうな方法を講じたいと思ひます。それで来る十二月一日(公休日)午前十時から角野の組合本部裏で演説會を開催して協議したいと思ひます。日々の勞働に安心して、負傷したり病氣になつた時でも安心して療養ができることを望む諸君は一人残らず集まつてお互ひの心持を表示したいと思ひます

『上欄外に横書に』

住友紮彈大演説會

十二月一日午前十時於角野組合本部裏(入場無料)

來れよ角野組合本部ウラ

聽けよ勞働者の眞實なる生活苦

見よ勞働者の灼熱火の如き意氣と力

『下欄外に横書に』

日本鑛夫組合別子鑛山支部

大正十四年十二月五日撒布宣傳ビラ (歎願書)

歎 願 書

私共別子鑛業所ニ働ク勞働者一同ハ、私共勞働者ノ生活ニ附隨スル不安ト危懼トニ關シ、情ヲ具シテ會社當事者ノ賢慮ヲ仰ガント欲スルモノデアリマス。私共ガコノ歎願ヲナス所以ハ、全ク永ク業務ニ精勵シ勞働能率ヲ高度ニ増進セシメンガタメニ他ナリマセン。蓋シ何人ト雖モ自己ノ生活ニ不安ト危懼ト憂歎トヲ感ズル時ハ、其ノ勞働能率ニ著シキ減退ヲ見ルベキハ眞ニ免ガレ難イ事實デアリマス。鑛山勞働ニ伴フ特殊ノ不安ト危懼ト憂懼トハ、今更絮説スルマデモナク充分御承知ノコト、存ジマス。私共ハ直接私共ノ或ハ生命ニ關シ或ハ健康ニ關シ或ハ不具癘疾ニ關スルコトデアリマスガ故ニ、如何ニシタナラバ、コノ不安ト危懼ト憂懼トヲ除キ得ベキカニツイテ衷心焦慮スルノデアリマス。ケレドモ今日ノ社會的事情ハ私共ノ自力ヲ以テシテハ到底解決シ得ベキモノデナイトノ結論ニ到達スルノデアリマス。然シナガラ、左記數項ノ事柄ニ關シ、會社當事者ガ賢慮ヲ拂ツテ

實施サル、ニ至レバ、私共ノ不安ト危險ト憂悞トハ著シク減退シテ、從ツテ私共ハ私共ノ生活ニ安心シテ能率ヲ高度ニ増進シ得ルニ至ルノデアリマス

日頃、私共勞働者ニ對シ温情ヲ以テ接スルコトヲ力説サレツ、アル會社當事者ハ、私共ノコノ生キントスル慾望ニ基ク哀切ナル歎願ニ對シ、好ク一考ヲ拂ハレテ私共ヲシテ安ンジテ勞働ニ精勵セシメ得ラルヤウ具體的ニ施設ニ着々サル、コトヲ信ズルノデアリマス

歎 願 條 項

- 一、特價品ノ復活(但シ本番賃金ハ從前通り)
- 二、給與米ハ稼働日數ノ制限ナク壹月壹人三斗ヲ支給サレタキコト
- 三、兵役ニ關スル件
 - イ、入營期間中ハ公欠勤トシ勤績年限ニ引キツヅクコト
 - ロ、演習及簡閱點呼ニ召集サレタル場合ハ日給ノ全額ヲ支給サレタキコト
- 四、死傷病者ニ關スル件
 - イ、即死者ノアリタルトキハ近親者ヲシテ直チニ現場ニツキ詳細ニ調査セシメ遺族ニ對シ規定給與金ノ外ニ吊慰金トシテ金壹千圓ヲ給與サレタキコト

- ロ、公傷者ノ療養日當ハ全收入ノ八割以上ヲ支給シ尙且一ヶ月四拾圓ニ充タザルトキハ同金額マデ繰上ゲ支給シ給與米ハ全部安米トサレタキコト
- ハ、私傷病者ニ對シテハ從來ノ現金制度ヲ廢シ安米ヲ貸與サレタキコト
- ニ、死傷病者ノ取扱ニ對シテハ親切丁寧ニサレタキコト
- 五、會社ノ都合ニヨリ解雇シタルトキハ規定以外ニ健康者ニ對シテハ日給ノ二百日分負傷者ニ對シテハ三百日分ヲ支給サレタキコト
- 六、解雇者ヲ復職セシメラレタキコト
- 七、退職手當改正ノ件
 - 勤績三ヶ年以上五ヶ年未満ニシテ退職セントスルトキハ解雇手當ノ二分ノ一
 - 勤績五ヶ年以上八ヶ年未満ニシテ退職セントスルトキハ解雇手當ノ三分ノ二
 - 勤績滿八ヶ年以上ニシテ退職セントスル時ハ解雇手當ノ全額ヲ支給サレタキコト
- 八、機械課従業員ノ皆勤賞與ハ坑内勞働者ト同一ニサレタキコト
- 九、第三坑ニ於ケル人車ト鑛車トノ區別ヲ設ケラレタキコト
- 一〇、三谷重徳君ヲ公傷トセラレタキコト

一、臨時雇制ヲ廢止セラレタキコト
 二、労働組合ニ干渉セザルコト
 三、今回ノ事件ニ關シテハ犠牲者ヲ出サザルコト
 以上
 右ノ數項ニ對シ慎重審議サレマシテ私共労働者カラ一切ノ不安ト憂悞トヲ一掃セシメラル、ヤウ取
 計ハレンコトヲ謹ンデ歎願スル次第デアリマス。而シテ右條項ニ對シ委細陳情イタシマスタメニ是
 非トモ私共ノ代表者ヲ引見サレマスヤウ御願イタシマス
 大正十四年十二月四日

別子鑛業所々長 松本順吉殿

別子鑛業所從業者一同

吾々ハ上述ノ意味ノ歎願書ヲ出シマシタ。コノ歎願條項ノ貫徹スルト否トハ、吾々ノ今後ノ生活
 ニ重大ナ關係ヲモツテ居リマス。吾々ハ此ノ際、色々ノ感情ヤ行掛リヲ棄テ、全労働者一致協力シ
 テコレガ貫徹セラル、ヤウ努力シナケレバナリマセン。吾々ノ安危興廢ハコノ機ニアリマス。全勞
 働者諸君蹶起セヨ

就業狀態統計表

(自大正十四年十一月十日 至大正十五年二月十日)

日附	就業人員		
	東平	端出場	合計
大正十四年 11. 1	97	86	183
" 2	855	828	1,683
" 3	889	886	1,775
" 4	920	906	1,826
" 5	935	910	1,845
" 6	933	920	1,853
" 7	933	930	1,863
" 8	926	934	1,860
" 9	930	925	1,855
" 10	939	930	1,869
" 11	929	928	1,857
" 12	932	901	1,833
" 13	946	921	1,867
" 14	943	905	1,848
" 15	207	99	306
" 16	919	910	1,829
" 17	949	919	1,868
" 18	948	932	1,880
" 19	946	933	1,879
" 20	949	971	1,920
" 21	958	984	1,942
" 22	962	979	1,941
" 23	974	969	1,943
" 24	962	987	1,949
" 25	950	960	1,910
" 26	960	970	1,930
" 27	989	967	1,956
" 28	974	974	1,948
" 28	980	959	1,939
" 30	953	933	1,886

日附	就業人員		
	東平	端出場	合計
大正十四年 12. 1	138	16	154
" 2	915	839	1,754
" 3	947	915	1,862
" 4	958	950	1,908
" 5	964	939	1,903
" 6	971	950	1,921
" 7	967	955	1,922
" 8	968	958	1,926
" 9	934	841	1,775
" 10	837	660	1,497
" 11	806	667	1,473
" 12	829	683	1,512
" 13	841	668	1,509
" 14	872	689	1,561
" 15	152	122	274
" 16	897	739	1,636
" 17	877	734	1,611
" 18	929	765	1,694
" 19	920	789	1,709
" 20	900	767	1,667
" 21	873	750	1,623
" 22	878	786	1,664
" 23	871	785	1,656
" 24	886	778	1,664
" 25	871	760	1,631
" 26	867	759	1,626
" 27	877	749	1,626
" 28	900	761	1,661
" 29	894	764	1,658
" 30	878	763	1,641
" 31	856	782	1,638

日附	就 業 人 員		
	東 平	端 出 場	合 計
大正十五年 1. 1	144	120	264
" 2	146	125	271
" 3	147	125	272
" 4	793	686	1,479
" 5	848	751	1,599
" 6	877	789	1,666
" 7	877	783	1,660
" 8	895	779	1,674
" 9	897	768	1,665
" 10	879	785	1,664
" 11	881	809	1,690
" 12	882	802	1,684
" 13	879	781	1,660
" 14	878	770	1,648
" 15	203	180	383
" 16	850	761	1,611
" 17	856	790	1,646
" 18	866	830	1,696
" 19	861	819	1,680
" 20	882	837	1,719
" 21	900	843	1,743
" 22	895	842	1,737
" 23	887	842	1,729
" 24	859	836	1,695
" 25	885	860	1,745
" 26	888	854	1,742
" 27	894	830	1,724
" 28	895	827	1,722
" 29	842	828	1,670
" 30	882	827	1,709
" 31	866	816	1,682

日附	就 業 人 員		
	東 平	端 出 場	合 計
大正十五年 2. 1	229	151	380
" 2	833	808	1,641
" 3	884	831	1,715
" 4	863	858	1,721
" 5	876	848	1,724
" 6	881	843	1,724
" 7	874	848	1,722
" 8	858	844	1,702
" 9	854	833	1,687
" 10	812	812	1,624

大正十四年十二月九日衝突事件の宣傳ビラ (第二)

○全労働者諸君に檄す

——見よ温情を誇る住友の暴虐を!!!

吾々は別子鑛業所の労働者多数の意志に基き、労働者の生活を改善するため歎願書の提出を決意し、去る五日以來、理非を正し條義を盡して會社當事者に面會を求めた。然るに、慘忍狂暴なる會社當事者は、嘗に面會を拒否するばかりでなく、守衛消防夫(自己専属の)等を以て暴力團を組織し暴力をもつて吾々の代表者を脅迫し、吾々の正しき歎願をジウリンし去つたのである。然も尙ほ吾々は組合の統制に服して秩序を重んじ、紛擾に陥ることを避け、節制ある團體的行動を爲さんとしたのである。然るに頑冥狂惡なる労働課長鷺尾勘解治は山の各部落に三日間に亘つて、或は事實を捏造し、或は誇大に偽はり、組合撲滅を演述し、九日午後、其の下山するにあつては數百(約五百)の労働者に作業を休ましめ、これに日給を支拂つて自己の従者の如く装ひ、昔の王侯も尙及ばざる傲慢を極め、更に鑛業所玄關に於ては酒食を供し、自己の萬歳を叫ばしめるなどの狂態を演じ、而して遂に之等數百の労働者をして我が組合事務所を襲撃せしめるに至つたのである。この暴

行騷擾が彼の煽動によると否とは別として、この突然の襲撃を受けたる組合には折から僅かに十一
二名の組合員ありしのみにて、彼等の暴行騷擾を抑壓する事能はず、約半数の負傷者を出しながら
も勇敢に自己を守り、組合を守つたのである。然も警察は事後に初めて出動すると云ふ有様である
諸君、労働者の労働条件の改善のためには、直接関係のない全国の労働者が進んで應援するにも
拘らず、果して斯の如き仲間を陥れる暴行騷擾が數百の労働者の心底からの慾求であろうか、吾等
は斷言する、偽善團體改善會の小數幹部こそ利慾に迷つて鷺尾の手先となつてゐやうが、大多數の
労働者諸君は事情に暗く彼のためにダマサレたものに過ぎない。必ず自己の眞實に進むべき道を發
見して吾々の組合に参加し來ることを信ずる。

諸君、われ／＼はこの暴行を前にして敢然として死を賭して守戰することを主張する。爭議は一
刻毎に白熱化するであらう。諸君の物質的、精神的の援助を切望する。

大正十四年十二月十日

愛媛縣新居郡角野村

別子鑛業所爭議團本部

日本鑛夫組合別子鑛山支部

大正十四年十二月九日衝突事件の宣傳ビラ (第二)

吾親愛ナル全山ノ労働者諸君ヨ

暴虐ナル住友鑛業所ハ遂ニ惡魔ノ本性ヲ曝露シテ、鷺尾労働課長自ラ世事ニうとい可憐ナ労働者
數百名ニ對シ酒食ヲ供シテ之レヲ煽動使嗾シ、吾組合事務所ヲ襲撃セシメルノ暴舉ヲナスニ至ツタ
吾等ハ事件發生以來極メテ嚴肅ニ節制ヲ重ンジ行動シ來レルモ、此暴虐コノ狼籍ヲ強制サレテ異
常ノ昂憤ヲ禁ズル事ガ出來ナイ。然シナガラ吾等ハ最後ノ忍ブ可カラザルニ至ルマデハ忍ンデ團體
運動ノ秩序ト節制トヲ保タンコトヲ欲スル。コノ意味ニ於テ直チニ労働者大會ヲ開イテ次ノ決議ヲ
ナシ住友本社ノ意嚮ヲ詰問スルコトトシタ

決 議

大正十四年十二月十日開催シタル別子鑛山労働者大會ハ左ノ數項ニ關シ住友本社ニ質問ヲ發ス
一、鷺尾労働課長ハ極メテ靜肅ニ柔順ニ吾等ノ労働條件ニ關シ條理ヲ盡シテ歎願セントスルニ吾等
ノ代表者ニ對シ管ニ面會ヲ拒否スルノミナラズ暴漢ヲシテ暴力ヲ以ツテ退去セシメタ之住友本社
ノ意志ナリヤ如何

- 二、十二月六日夜半ヨリ翌七日中吾等ハ畏クモ 皇孫殿下御生誕ヲ祝福スベク謹慎シ居タルニ鷺尾 労働課長ハ不謹慎ニモ組合撲滅ノタメニ數十名ノ改善會員ヲ引率シ示威的ニ狂奔シ果ハ改善會員 ヲシテ自己ノ萬歳ヲ叫バシム之住友本社ノ意志ナリヤ如何
 - 三、鷺尾労働課長ハ數回ニ亘リ改善會ノ席上ニ於テ或ハ虚構ノ言辭ヲ弄シ或ハ事實ヲ誇張シテ労働 組合ヲ讒誣中傷シ且労働組合ヲ撲滅スベシト演述ス之住友本社ノ意志ナリヤ如何
 - 四、鷺尾労働課長ハ九日午後下山スルニ當ツテ數百名ノ労働者ニ作業ヲ休止セシメ之レニ賃金ヲ給 シ自己ノ從者ノ如ク裝ハシメ堂々王侯ノ傲奢ヲ擬勢シ鑛業所玄關ニ於テ自分ノ萬歳ヲ叫バシム其 狀眼中ニ住友ナシ之會社ノ意志ナリヤ如何
 - 五、鷺尾労働課長ハ前記労働者ニ對シ酒食ヲ供シ婉曲ナル言辭ヲ構ヘテ之レヲ煽動使嗾シ角野村所 在ノ労働組合事務所ヲ襲撃シ土足ノ儘屋内ニ亂入シ器物ヲ破壊シ折柄居合セタル數名ニ負傷セシ メタルメミナラズ一般村民ヲシテ極度ノ恐怖ト不安トニ陥レタルガ如キ一大騷擾ヲ演ゼシム之住 友本社ノ意志ナリヤ如何
- 右數項ニ關シ責任ヲ以テ回答セラレ吾等ヲシテ吾等ノ行動ノ基準ヲ定メシメヨ
- 大正十四年十二月十日

別子鑛山労働者大會

後 援 日本鑛夫組合別子鑛山支部

住友合資會社々長殿

大正十四年十二月十六日撒布宣傳ビラ

全 鑛 夫 諸 君 よ

改善會少數幹部の利益の爲の踏臺となるな!!!

會社の改善會は私達労働者の利益の爲に造られたものではない。今度の問題を見ても労働組合は 労働者の利益の爲に勇敢に戦つてゐる。然るに改善會は其れに反對せしめんとしてゐるではないか 鷺尾労働課長は自分の利益の爲めに多くの改善會員を犠牲にして警察に引かせた。悪辣なる鷺尾は 此の罪を誤魔化さんと労働者に「くじ引」をさしたり酒食を出したりしてゐる。全山の労働者よ、此 の一時的なゴマ化し手段に乗つてはならない。彼等は「エビ」で鯛を釣らんとしてゐるのだ。彼等は 同じ労働者同志をケンカさして置いて利益を得んとするのだ。改善會員も労働組合員もドチラにも 屬してゐない人々も皆其の山に働く労働者は兄弟同志の親密さをもたなければならぬ。労働者同

志がケンカをすることによつて利益を受けるものは、會社と改善會の少數の幹部だけだ。

改善會の多くの會員は彼等は彼等の爲に踏臺になつてゐるのだ。

會社は爭議團を切崩すに「歩増」をしてゐるが、歩増は一時的なもので、そして爭議團を切崩せば永久に労働者を「ドレイ」の如く使はれるからだ。此のごまかしを知つた労働者諸君はお互の利益のために考へなくてはならない。

大正十四年十二月十七日撒布宣傳ビラ

親愛なる町村民諸君に訴ふ

坑 夫 の 生 活

吾々は別子鑛山に働く労働者であります。鑛山の労働は「佐渡の金山この世の地獄」と唄はれたり「唄の中なる千松は……」と淨瑠璃の中の文句に唄はれてゐるやうに、一度も坑内に入つたことのない人には、とても想像もできないやうな危険なものであります。現に別子の山でも多い日には二十人からの負傷者があります。死人も一年に十二三人から二十人位あります。この世の中に山の労働位危険な恐ろしい労働はありません

今 回 の 事 件

かう云ふ危険な不安な恐ろしい労働に従つてゐる吾々は幾分でも生活の上に安心を見つけ出したと思つて、多勢相談の上で色々な必要と思ふ條件を鑛業所に實施して貰はうと歎願書を出した譯であります。然るに會社は吾々労働者を犬コロか猫の子のやうに取扱つて、吾々がごんなに静肅に柔順に面會を求めても會はうとせないであります。吾々は自分や自分の妻子のために、少しでも安心して働くことができるやうにと眞剣な思いで頼んでゐるのであります。決して一時の氣マダレで頼んでゐるのではないのです。それで、堪へられないやうな侮辱を與へられても、要求が容れて貰さへすればと思つてデット我慢して柔順に頼んでゐたのであります

九 日 夜 の 事 件

然るに、會社の鷺尾労働課長は陰險な術策をもつて世の中の事情にうとい労働者の少數の者に僅かばかりの手當を出して、情實に弱い、さうして純朴な多數の労働者を引張つて改善會なる偽善的なゴマカシ的な團體を作らして労働者同志を喧嘩させる手段を取つて來たのであります

九日夜に改善會の諸君が組合の事務所を襲つたのは全く鷺尾課長の言葉巧みな煽動に因るものであります。即ち鷺尾は六日に山に登つて九日下山するまで各部落で改善會の會合を開かしめ、其の

壇上で「アルコト」「ナイコト」嘘八百を列べて労働者を煽動したのみならず、それだけでは足りないで更に下山する場合には數百の労働者を或は仕事を休まし或は仕事歸りを無理やりに引つ張り出して惣開へ連れて行き、酒食を供して再び煽動したのであります。

諸君、吾々は六日夜は鑛業所門前に徹夜を覺悟しましたが、警官から畏くも 皇孫殿下の御生誕を聞いて謹慎して祝意を表するために其處を引上げ、翌七日は一日中各自長屋に歸つて靜肅にして居つたのであります。然るに鷺尾は前記の如く狂奔しつゝ、あつたのであります。果して何れが國民としての義務を果したのでせうか、口でどんなことを言つてゐても、イザと云ふ場合に事實に現はさなかつたならば何んにもならないのであります。彼の行動は明かに不謹慎たる責は免がれないのであります。それから九日の日にしても吾々は約五十名ほど鑛業所の門前に行つてゐたのであります。すけれども、改善會の諸君が多數來ると聞きましたので、互いに氣の立つてゐた時であるから、ごんな間違があつてもならんからと正午前に柔順しく引上げて、各自部落に歸つたのであります。然るに鷺尾は夕刻になつて自己の見送人に酒食を供したなれば、當然汽車で歸らすことが見送人に對する禮儀であるにも拘らず、殊に角野村に組合事務所が在ることは充分承知の上でありますから、徒歩で歸らしたことは、腹黒き鷺尾が組合事務所を襲撃せしめやうとする作戦でなくて何んであり

ませう。殊に鑛業所玄関前の會合で「組合事務所へ行かう」と云ふ提議をした者があつて、彼を首め一同は賛成してゐるのであります。吾々はこの點について賢明なる諸君の御判斷を特に乞ふのであります。

吾々は如何なる場合は於ても、労働者同志喧嘩する意志なんか露ほごもありません。況んや同じ棟に雨露を凌いでゐる仲間同志で微かだに恨みのないものがどうしてケンカをすることができませう。然るに鷺尾は非人情にも無智な労働者を驅つて仲間ケンカをさせて漁夫の利を占めやうとするのであります。純朴なる多數の労働者は知らず識らずのうちに彼のためにダマサレて仲間ケンカをするのみならず、果ては恐ろしい騷擾の罪人となるのであります。鷺尾の人非人的な詐術は如何に金儲けのためとは云へ、言語道斷の至りであります。

吾等はあくまで正しく

鷺尾を首め會社の人々は利益の前には眼中人情もなければ徳義もないのです。彼等は今後ともどう云ふ術策を弄して吾々を壓迫し迫害し、困窮に陥らすかも知れませんが、吾々はそれは覺悟してゐます。唯彼等が暴力を用ゐて、吾々の生命が危険に迫つた時は別ですが、さもない限り絶對に、諸君が不安恐怖を感せられるやうなことはいたしません。この點は特に保證しておきます。

従来労働組合と云へば法も亂暴でもする團體のやうに誤解されてゐましたが、これは全く會社側の逆宣傳で、現に今度の事件でも某新聞の如きはよくもツウ／＼しくあんな事が書けると、思はれるやうな記事を書いて會社の御用を努めてゐます。どんな逆宣傳がありましたも、労働組合は、資本家のために苦しめられてゐる労働者の生活を擁護し、改善し向上せしめることが其の職分でありますから、色々な逆宣傳に迷ふことなく組合の秩序正しき節制と正義の強い行動を見て頂きたい。今後とも吾々は吾々の要求が貫徹するまで石に噛りついても戦ふ決心で居ります。諸君に於ても我々の真意が御諒解できましたら、我々のために精神的物質的御援助下さいませ。御願いたします。色々な風評を聞きますのでこの際我々の立場と態度をハッキリさせて諸君の御諒解と御同情とを得る次第であります。

大正十四年十二月十五日

愛媛縣新居郡角野村

別子鑛山爭議團本部

日本労働總同盟

日本鐵夫組合 別子鑛山支部

大正十四年十二月十八日撒布宣傳ビラ

見よ！ 住友の暴虐を

天下の住友惡鬼となる!!

我々別子鑛業所の従業員は今回解雇された者の復職其他數件の歎願書を會社へ提出したのである。そして我々は極めて靜肅に順序を踏み條理を盡して我等の意の有る所を會社に傳へんとしたのである。所が鬼畜に等しき横暴なる會社労働課長鷺尾勘解治は代表者との面會を拒否するのみならず、暴漢をして暴力を以て、我々の代表者を退去せしめたのである。尙其れ計りて無い。

去る九日午後鷺尾課長は五百有餘名の労働者(事情に暗く鷺尾の口先にダマサレたる改善會員)に仕事の休止を命じ一同を一ヶ所に集め改善會大會を開き、彼鷺尾は自ら議長となり

只今より労働組合事務所を襲撃する

事を決議せしめ、加之、其等の暴徒に對しては賃金を給與し、冷酒を飲ましめ、暴徒出發に際しては鑛業所玄關に於て鷺尾課長萬歳を三唱せしめて、層一層氣勢を擧げ之を煽動使嗾し、白晝堂々隊伍を組んで角野村所在の我が組合事務所を襲撃せしめたのである。

されば暴徒は、各自に竹槍の如きもの、コン棒、酒瓶、ビール瓶、岩石を所持し、午後六時頃不意に組合事務所を四面より一時に包圍したのである。折柄居合せたる山内、大矢、鈴木、三木其他爭議團幹部十三名は死の免れ難きを覺悟し、從容端座し、何等對抗せざるを見たる暴徒は掛れの號

令と共に家を焼け、戸をブチ壊せ、中の奴を殺せ等とオメキ叫んで土足のまま、居内に亂入し、竹槍
 コン棒を以て戸障子を破壊し、ビール瓶、人の頭大の石、雪駄等を雨の如く投げつけ（現場の寫眞
 保存し有り）遂に山内君外十二名の者に負傷せしめた。一方屋外の者は屋内の者と相呼應し、外部
 より家屋の破壊を開始し

有ゆる暴虐をほし、にした。

されば十三名の者も最早此迄と屋外にオドリ出で一死を以て赤手暴徒に對抗し、一時間餘に渉る
 大亂闘の結果終に、僅々十三名を以て五百に餘る暴徒を退散せしめたので有つた。爲めに一般村民
 に對し極度の不安と恐怖と迷惑とを感せしめたるが如き一大騷擾を演せしめた。

然も今だに我等の歎願條項に對して一顧も與へようとせない。

咄何たる暴虐ぞ、この無謀、慘忍、頑迷なる鷺尾の野獸的行爲を！諸君は何と見る、この鷺尾の
 背後には住友王國は白き齒を出して笑つて居るではないか、しかも口に温情主義を唱へ乍ら更に奇
 怪千萬なるは暴徒が約二里の間を行進し組合事務所を襲撃し、亂闘一時間餘の後十三名の決死的奮
 闘に依つて全部退散せしめ、組合側より現狀臨檢を要請する迄警察は袖手傍觀して居つた事である
 我等は彼のこうし行爲を糺弾し、住友總本店に對し詰問すべく大矢、小原、白石、梅本四名の代

表者を大阪へ派遣した。

正義に組し人道を知る者よ、彼が如き非人道、非道德、不義、不正なる行爲に對して我等と共に
 飽く迄一大痛棒を加へるべく奮起せられん事を希望する。而して正當なる道を踏み、正當なる權利
 を要求して奮闘せる我等に援助を與へよ。

尙此の亂闘後改善會員の大多數は、事の真相と鷺尾のギマン的煽動行爲を初めて知り、組合側に
 謝罪し同時に加名調印を申込み、且つ其れ等の人々と改善會幹部とは隨所に亂闘を演じ一般村民の
 組合に對す同情は非常なものである。

親愛なる諸君！何卒正義の爲め、人道の爲め、階級愛の爲め、否？否？同一利害を持つ御互の爲
 め極力援助せられん事を切望する。

十二月十八日

愛媛縣新居郡角野村

別子鑛業所爭議團

應

日本労働
 總同盟 日本鑛夫組合

援

日本労働
 總同盟 大阪聯合會

大正十四年十二月十八日の改善會挨拶狀

拜啓 時下寒氣日々に嚴しく相成候處益々御清榮の段奉慶賀候

陳者近時世道人心弛緩し危激なる勞働運動の爲、生等の剛健質實なる道德生活を破壊せんとするもの有之候に付、生等は改善會を組織し、詔勅の趣旨を奉體して國民道德を實踐躬行し以て部落の改善を行はんことを期し、種々の精神的事業を實行致居候關係上、道義の點に於ては勞働組合側とは反對の立場に立つの止むを得ざるに立至り申候

頃來日本鑛夫組合別子鑛山支部は面會強要に次で無理罷業を行はんが爲、濫に別子銅山従業員一同の名を以て生等別子銅山従業員たる改善會員の夢想だにもせざる歎願書を鑛業所に對して提出せんとするのみならず、地方の平和を攪亂すべき種々の示威的行動を試むる等、生等別子銅山従業員として遺憾不尠點有之候に付、適當なる機會に於て世間の疑惑を解き生等の精神の在る處を闡明致度存念に有之候處、偶々去る九日生等改善會員約二百名が相談役鷲尾勘解治氏の身邊の萬一を憂ひ、之を新居濱に見送りたる後三々五々歸途に就きたる際、此機會に於て組合側が従業員一同なる名を以てせる所以の釋明を求めんとする者期せずして一緒に集り、組合本部を訪問致候も、生等には毫

も争闘するの意志なく、組合側の無法なる攻撃に對して算を亂して走り、保護を受くるが爲めに警察に走り込むものあり或は土橋方面に走るものありて、一時地方を騒がし官憲を煩はし新聞紙上に掲載せらるゝに至りたる段何んとも申譯無之次第に御座候、生等一同深く其行動に謹みの足らざるものありたるを省み、將來は自重して今回の如き失態を再び繰返さざらん事を期し可申、本會本然の目的たる改善向上の道に向つて勇往邁進致し度所存に有之候間、何卒今回の事件に付ては不惡御思召被下今後共御同情を賜り御指導の程幾重にも御願申上候
先は右不取敢乍略儀書面を以て御挨拶迄如斯御座候 敬白

大正十四年十二月

別子銅山改善會

大正十四年十二月十九日撒布宣傳ビラ

△三度び全山の勞働者諸君に訴ふ

一、全山の勞働者諸君。吾々は全山の勞働者の幸福のために、全山の勞働者の利益のために、あの要求書を鑛業所に出してゐるのであります。あの要求書が通ることは、それだけ全山の勞働者の

利益となり、幸福となるのです。然るに鑛業所は何んとかして、吾々の正しい要求を壓迫し、迫害して、吾々を困窮に陥れやうとしてゐるのであります。連日に亘つて、各部落で「クヂ引」を引かせて色々な品物をやつたり、臨時に入坑歩合を附けたりして労働者を誘惑して居ります。けれども、かうした「クヂ引」や「歩増」は鑛業所の「苦しマギレ」の一時的の「ゴマカシ」策であります。労働者がこんな一時的のゴマカシ策に乗つて誘惑に應じやうものなら、しまひには骨の髄までシヤブリ取られてしまひます。労働者のほんとうの利益を守り幸福を増進さすものは、労働組合をおいて外ありません。

二、全山の労働者諸君。諸君が若し人間としての血あり涙あり、而して自己の將來の利益幸福を希ふならば是非共、この際吾々爭議團と同一行動をとつて、鑛業所をして吾々の要求を入れしめるやうに努力して下さい。諸君。鑛業所のゴマカシ的誘惑である一日の利益のために一年の幸福を失ふな。一時の安きを望んで永い將來の利益を失ふな。諸君を幸福の樂園に導くのも、諸君を困窮のドン底に追ひ込むのも、今この際に於ける諸君の決斷一つにあるのだ。諸君慎重に熟考して決斷せられよ。

大正十四年十二月十九日

別子鑛山労働爭議團

日本鑛夫組合別子鑛山支部

大正十四年十二月廿三日當所發表第一聲明書

聲 明 書 (其一)

昨夏以來當別子鑛業所ニ謂レナキ労働運動起リ、最近從業労働者五千名中ノ一部日本鑛夫組合別子鑛山支部ニ加盟セル僅ニ三百名餘ノ者ガ濫ニ事ヲ構ヘ虚偽誇張ノ言ヲ放チ無理罷業ヲ宣言シテ當山ノ秩序ヲ破壊セントシ、爲ニ地方ニ對シ官憲若クハ一般社會ニ對シ不安ト御迷惑ヲ煩ハスニ至リタル事誠ニ遺憾ニ堪ヘザル所、謹ンデ當所ノ不徳ヲ謝シ併セテ事件ノ真相ヲ闡明シテ大方諸賢ノ御諒察ヲ仰グ次第ニ御座候

一、事件ノ眞因

昨夏以來組合擴張運動起リ一時一山ノ秩序ヲ脅セシモ、日ナラズシテ一般労働者ノ自覺スル所トナリ、本年二月以來其勢力頓ニ衰ヘタリシガ近時労働組合法制定ノ機運ニ乗ジ、諸所ニ爭議ヲ頻發セルノ餘勢ヲ以テ圖ラズ今回ノ事件ヲ惹起スルニ至レリ。従而今回ノ事件ハ何等正當ナ

ル要求條項ノ存スルニ非ズシテ、最近凋落ニ瀕セル別子労働組合特ニ其幹部タル一二労働運動者ガ其自滅ヲ恐ル、ノ餘リ濫ニ事ヲ構ヘテ頽勢ヲ挽回セントスルニ基因セルモノニ他ナラズ候

二、面會強要ニ應ゼザル理由

去月廿日ヨリ同月末ニ至ル迄組合員ハ連日ノ如ク鑛業所ニ來リテ面會ヲ強要セリ。即チ或ハ多數ノ組合員組合旗ヲ押立テ、鑛業所門前ニ來リテ面會ヲ求ム、依テ其氏名ヲ問ヘバ大會ノ決議ニヨリ面會ヲ要求スルモノナリトテ其氏名ヲ答ヘズ、其要件ヲ問ヘバ、用事ナクシテ面會ヲ求ムルモノナシ要件ハ面會セバ判明スベケレバ須ク面會スベシトテ其要件ヲ答ヘズ、或ハ支部旗ヲ押立テ、構内ニ突入セントシ警備ノ者ト屢々衝突シ、其態度不穩ニシテ其言語亦粗暴ヲ極メ全ク禮讓ヲ知ラザルモノ、如シ。偶々所長病氣引籠中ナリシガ、近所ヨリ菓子折ヲ求メ來リテ見舞ナリトシ執拗ニ容體ヲ尋ネテ去ラズ、或ハ不在ナリト知リツ、労働課長ノ私宅ヲ訪ネ、歸ル迄待ツト稱シテ容易ニ去ラズ、甚シキハ深夜戸ヲ叩キテ睡眠セシメザルコトサヘアリキ。如此不穩當ノ態度ヲ執ル者ニ對シテハ面會ノ要ヲ認メザルノミナラズ、假令面會スルモ會談ノ要領ヲ得ザルベキナリ。即チ組合員ノ面會ヲ強要スルハ眞ニ面會ノ必要ニ迫リ之レヲ爲スニ非ズ單ニ面會ヲ強要シ勝手ナ事ヲ云ヒ立テ、面會中ノ言辭ヲ捕ヘテ誇大ニ宣傳セントスルニ過ギザ

ルナリ。是レ當所ガ昨年來屢々實驗セル所ニシテ、又組合員ガ面會ヲ求ムル事項ナリト云フ所謂大會ノ決議ニ就キテ之ヲ見ルモ明カナルガ如シ。即チ臨時雇制度ニ就キテハ最近解雇セシニ名ノ臨時雇ニ對シ當所ハ臨時雇ニハ退職手當ノ適用ナキモ特ニ考慮シテ相當ノ給與ヲ爲シタルニモ拘ハラズ、之ヲ以テ尙不足ト爲シ延テハ當所ノ臨時雇制度ヲ撤廢セヨト云フニアルモ、斯ル事柄ニ就キ當所ハ組合側ヨリ批難セラル、根據ヲ認ムルコト能ハズ、次ニ負傷者虐待ノ件ノ如キ、當所ハ誠心誠意出來得ル限りヲ盡シ負傷者救濟ニ勉メツ、アリテ、負傷者虐待ノ如キハ曾テ夢想ダモセザル所、然ルニ組合ガ之ヲ云々スルハ夫ノ黒石暴行事件(後出)ノ非理ヲ掩ハントスル陋策ニ過ギズト見ルベキナリ。次ニ所謂不當解雇ノ件ナルガ、飯尾金治ハ其性行極メテ不良ニシテ時ニ狂暴ヲ逞フシ係員ノ命令ニ從ハザルガ故ニ肥料製造所ニ於テハ之ヲ解雇シタリ右ハ當所ニ何等關係ナキコトナルモ其解雇ハ當然ノコトナリ。井上光親ハ其性頗ル狂暴ニシテ公傷休業中ニ拘ハラズ常ニ大酒ヲ呷リテ暴行ヲ爲シ、已ニ本年ノミニテモ二回ノ傷害罪ヲ犯シ刑罰ヲ受ケタルモノナリ。仍テ當所ハ秩序維持ノ爲メ諭旨解雇ト爲サントセシニ、却テ係員ニ暴言ヲ吐キ威嚇ノ態度ヲ示セルヲ以テ遂ニ之ヲ處分解雇トナシタルモノニテ、斯クノ如キ當然ノ解雇ヲ不當ナリト妄稱シ、更ニ多數ノ力ヲ以テ面會ヲ強要シテ復職セシメントスルガ如キ、

彼等ノ行爲ノ極メテ不當ナルハ言ヲ俟タザル所、當所ハ斯ノ如キ面會強要ニ應ゼザルベカラザルノ理由ヲ認メザルガ故ニ面會ヲ謝絶シタル次第ニ候

三、無理罷業ノ敢行

不當ナル面會強要ニ効ヲ奏セザルヤ、組合ハ本月一日大會ヲ開キ其決議ニ依リ連判狀ヲ作成シ各部落ニ亘リテ甘言ヲ以テ一般労働者ノ調印ヲ要請セルモ、自覺セル當所労働者ノ大多數ハ之ニ應ゼズ、調印シタルモノハ極メテ少ナカリシト云フ。然ルニ彼等ハ一方歎願書十二ヶ條ヲ作リ數十名ノ多數ニテ門前ニ迫リ、従業者一同ノ名義ヲ僭稱シ、或ハ面會ヲ求メ或ハ歎願書ノ受理ヲ求メシモ、代表ノ形式並ニ實質ナキガ故ニ面會モ歎願書ノ受理方モ之ヲ謝絶セリ

然ルニ彼等ハ徹宵門前ニ在リテ去ラザルガ如キ不穩當ノ行動ヲ取ルガ如キハ、寔ニ其意ヲ解スルニ苦シム所ナリ。然ルニ組合ハ更ニ九日夜泉川村ニ於ケル衝突事件ヲ奇貨トシ十四ヶ條ノ要求書ヲ作成シテ當所ニ迫リ、又檄ヲ四方ニ飛バシテ應援ヲ求メ、去ル十一日夜ヨリ罷業ヲ宣言シ、就業妨害罷業勸誘ニ力メタリ。然レ共従業者ノ絶對多數ハ自重自覺シテ斯ノ如キ無理罷業ニ反對シテ調印ヲ拒ミ、就業妨害ヲ意トセズ敢然トシテ平日ノ如クニ就業シツツアリ、罷業者三百餘名ノ八九分ハ公傷患者(其中假病ノ疑アルモノ多シ)ニシテ殆ド罷業ノ實ナシ。是ニ於テ

カ彼等ハ虚偽ノ宣傳ヲ爲シ、地方ノ人心ヲ收攬セント試ミルト共ニ、又遠ク人ヲ派シテ或ハ住友本社ニ迫リテ因縁ナキ訪問ヲ爲シ、或ハ術策ヲ廻ラシテ在大阪住友工場ヲ動かサントシツ、アル状態ニ有之候

四、要求條項ニ對スル當所ノ態度

當所ガ受理ヲ拒ミタル所謂要求條項ノ内容ヲ聞知スルニ、其ノ最も重要ナル條項ハ賃金ヲ其儘ニシテ特價品制度ヲ復活セヨト云フニ在リ。組合ハ昨夏宣傳ノ時盛ニ當所ノ特價品制度ヲ攻撃シテ、斯ノ如キ制度ハ労働者ヲ瞞着セルモノナリ宜シク賃金ニ繰入レテ特價品制度ヲ廢止スベシトナシタリシガ、未ダ期年ナラザルニ早クモ前言ヲ驪シ、賃金ヲ其儘ニシテ此制度ヲ復活セヨト云フガ如キハ、實ニ主義主張ナキ要求ナリト謂フベシ。抑々特價品制度ハ戰時物價暴騰ノ際一時的臨機ノ策トシテハ適當セリト雖モ、此レヲ永ク持續スルハ労働者ヲシテ不知不識ノ間ニ天物ヲ暴殄スルノ不陰德ヲ行ハシメ、労働者指導ノ上ニ遺憾尠カラザル點多キヲ認メ、昨年十月多大ノ犠牲ヲ拂ヒテ斷然此ヲ廢止シタルモノナルガ故ニ、今更其復活ヲ要求セラル、トモ當所ハ斷ジテ此レヲ認ムルコト能ハザル處ニ御座候。他ノ諸條項ニ至ツテハ事極メテ小問題ニシテ、此等ノ案件ハ總テ當所親友會評議員會(工場委員制度)ニ提出シテ平和裡ニ處理スルコト

ヲ得ベキナリ、何ヲ苦ンデ罷業ノ方法ニヨルヤ、實ニ謂レナキ無理罷業ト謂フベシ。是レ當所ノ甚ダ了解ニ苦シム處ニ御座候

五、別子ニ於ケル勞働運動ノ傾向

昨年以來別子ニ於ケル勞働運動ノ傾向ハ、世上傳フル組合ノ穩健化トハ著シク其趣ヲ異ニシ、其行動ニ於テ其思想ニ於テ惡化シツ、アルモノ、如シ。係員ヲ呼ブニ木葉傭員ト稱シ、善良勞働者ヲ犬猫ト侮辱シ、二百年來培レタル友子同盟ノ情誼ヲ無視シ、組合加入ヲ強要シ、罪ナキ兒童ヲ犬ノ子猫ノ子ト稱シ、坑内ニテ負傷スルトモ非組合員ハ救ハジト揚言スルガ如キ、人道ニ背反スル不當ノ行動ハ舉テ數フベカラズ。爲メニ一山ノ道義ハ地ヲ掃ハントシ憂心轉々禁ズル能ハザルモノアリシガ、遂ニ志アル勞働者ハ相謀リ奮然蹶起シテ部落ノ改善ニ力メ、漸ク組合員ノ數ハ前記ノ如ク少數トナルニ至レリ

然ルニ組合員ノ態度ハ最近ニ至リ益寒心ニ堪ヘザル状態トナレリ。即チ過日當所專用鐵道黒石驛頭ニ於ケル組合員ノ暴行事件ノ如キ、爭議惡化シテ興奮ノ極暴行ニ及ビタルニアラズシテ、平日忽然トシテ係員ヲ毆打シ遂ニ治療三ヶ月ヲ要スル重傷ヲ負ハシメタルモノニシテ、斯ノ如キヲ勞働運動ト解シ居レルニ至ツテハ國家社會ノ爲メ悲マザルヲ得ズ、其犯人山内鐵吉、高梨

二夫、飯尾金治等ハ夫々懲役ノ宣告ヲ受ケタリト云フ

又當山ニ於ケル公傷休業者ハ昨年組合運動始マリテ以來驚クベキ増加ヲ示シ、而モ此等公傷休業者ノ過半數ハ他覺的ニ殆ンド何等ノ故障ヲ見出ス事能ハザルニ拘ハラズ、徒ニ自覺的疼痛ヲ訴ヘテ治療期間ヲ長引カシ、依テ以テ休業扶助料ヲ貪リ無爲徒食スルノミカ、此等ノ徒ニ限リ其ノ大部分ハ組合ニ加入シテ運動ニ狂奔スルモノ多ク、連日東平若クハ端出場ヨリ組合本部ニ往復シ來ツテ面會ヲ強要シ、示威運動ニ參加シ就業妨害スル等、壯者モ尙及バザルノ運動ヲ爲シツ、アリ。又去ル九日以來公傷者ノ激増シタルノ事實ヨリ察スル時ハ、公傷休業ニ非ザリシ組合員ノ多クハ、亦故意ニ負傷シテ公傷ノ取扱ヲ受ケ休業扶助料ヲ貪リテ罷業運動ニ參加セルモノ、如シ。彼ノ黒石事件及去九日夜衝突事件ニ於テ狂暴ナル働キヲ爲シタル飯尾金治ガ公傷者トシテ休業扶助料ヲ受ケ居レルニ徴シテモ、此間ノ消息ヲ窺知スルニ難カラザルベシト相信シ申候

彼等ノ矯激ナル態度ハ管ニ此レノミニ止マラズ、中ニハ危險ナル主義思想ニ感染セリト認ムベキ事實アリ、實ニ憂懼措ク能ハザル所ニ有之候

最近組合ハ九日夜泉川村ニ於ケル衝突事件ニ關シ、種々ノ宣傳ヲ逞フシツ、アリト雖モ、其理

非何レニアルヤハ懸テ司直ノ手ニ依リテ明白タルベキガ故ニ茲ニ之ヲ發セズ、只事當所ニ關シテ地方ヲ騷ガセシ事ハ誠ニ遺憾千萬ニシテ謹ンデ茲ニ陳謝ノ意ヲ表シ候

右ニ述ブルガ如ク今回ノ事件ノ真相ハ實ニ謂レナキ無理罷業ニシテ、之ニ參加セルモノハ多クハ公傷休業者ニシテ、其公傷者タラザリシモノモ亦多クハ九日以後ニ於テ公傷トナリタルモノナリ。而シテ從業者ノ大部分ハ自重自覺シテ公傷者ノ無理罷業ニ加擔セズ、就業妨害ニ遇フモ敢然トシテ就業シ、事業ハ殆ンド平日ト異ラズ、即チ罷業トハ實ニ組合側ノ自稱罷業ニシテ一般ニ罷業ノ實ナシ。然レ共當所ハ一日モ早ク此ノ如キ雲霧ノ消散シテ世人ノ迷惑ヲ除去セン事ヲ冀フヤ切ナリ。若シ夫レ此ノ如キ無理罷業ニ對シ寸毫トテモ讓歩スル所有ランカ、爲ニ道義ハ破レ産業ハ不安トナリ、延テハ我國ノ勞働問題ニ一大影響ヲ及ボスベキモノ有ルヲ慮リ、昂メテ慎重ニ處セントスルノ意圖ヲ有シ、飽ク迄公正ナル方針ノ下ニ行動センコトヲ期シ可申候。仰ギ冀クバ大方ノ諸賢當所ノ誠意ト苦衷ヲ諒トセラレ、今回ノ事件ニヨリ社會ニ甚大ナル御迷惑ヲ相掛ケ申セシ段偏ニ諒恕セラレン事ヲ誠恐惶謹デ白ス

大正十四年十二月廿三日

住友別子鑛業所

大正十四年十二月廿七日當所發表第二聲明書

聲 明 書 (其二)

曩ニ聲明書ヲ發表シテ今回ノ當所勞働紛議ニ付、事件ノ真相ト當所ノ態度ヲ闡明シテ大方諸賢ノ諒恕ヲ仰ギシガ、本件ハ當所一小部分ノ勞働者ガ煽動セラレテ遂ニ無理罷業ヲ敢行シ、一山ノ秩序ヲ紊セルモノニシテ、カ、ル盲動ヲ許スニ於テハ事業ノ綱紀ヲ維持シ得ザルヲ憂へ、涙ヲ忍ンデ本日其運動者ノ主ナル者ヲ解雇スルノ止ムナキニ立至申候。從而之ニ關スル種々ノ宣傳流説ノ行ハルベキヲ慮リ、茲ニ解雇ノ止ムヲ得ザリシ理由ヲ闡明シテ再ビ大方諸賢ノ御諒察ヲ仰グ次第ニ御座候

一、當所ニ行ハレタル運動ハ盲動的ナルコト
昨夏以來及今回ノ事件ニ際シ、日本鑛夫組合別子鑛山支部ニ加入セル當所一部勞働者ノ言動ハ名ヲ勞働運動ニ藉ルモ其所謂穩健化ト相距ルコト甚ダ遠ク、組合擴張ノ爲メニハ係員ヲ面罵シ友子ノ情誼ヲ無視シ、部落ノ平和ヲ紊シテ憚ル所ナク、本年ニ入りテハ曩ニ黒石驛ニ於テ平時忽如トシテ係員ヲ毆打シ重傷ヲ負ハシメ、今亦漫ニ事ヲ構ヘテ面會ヲ強要シ、私宅ヲ執拗ニ訪問スルノミカ、濫ニ全山五千ノ從業員ノ名ヲ僭稱シテ歎願書ヲ作成シ、或ハ虛偽誇張ノ宣傳ヲ

爲シ或ハ公然誹諷ノ言ヲ放チ、甘言ヲ以テ連判狀ノ調印ヲ強請シ、遂ニハ要求書ナルモノヲ作成シ組合ノ威力ヲ頼ンデ無理無體ニ罷業ヲ宣言シ、或ハ就業阻止ヲ行ヒ或ハ一團トナリテ部落ニ侵入セントシ、或ハ職務ヲ放棄シテ大阪ニ至リ事態ノ紛糾ニコレ努メツ、アル等、其言動一トテ盲動的ナラザルハナク、正義ニ基ク正當ナル勞働運動ト相距ルコト遠シト謂フベシ。而モ彼等ノ揚言スル要求條項タル正義道德ヲ無視シ主義主張ナシ。其然ラザルモノハ皆悉ク親友會評議員會(工場委員會)ニ於テ平和裡ニ處理シ得ル問題ニシテ敢テ無理罷業ヲ宣言シ紛議ニ依ルヲ要セザルモノナルコトハ、右一部勞働者以外ノ四千有餘ノ大多數従業員ガ平常ノ如ク就業シ極力其謂レナキ盲動ヲ批難シツ、アル事實ヨリ見ルモ明ナリト存候

當所ハ今回ノ事件以來右一部勞働者ノ態度ハ盲動的ニシテ其中ニ何等ノ道理ヲモ認メザルノミカ、内ハ一山ノ綱紀ヲ紊リ外ハ一般地方社會ニ對シ多大ノ不安ト御迷惑トヲ相掛クルニ立至申候、是ニ煽動セラレタルガ爲メニ純真ナル勞働者ガ如此盲動スルニ至リタルモノナリトハ云ヘ、其行動其モノ、責重大ナルベク、附和雷同セルモノハ別トシテ激烈ナルモノ迄之ヲ恕スニ於テハ、遂ニハ事業經營ノ秩序ト社會ノ道義ヲ維持スルコトヲ得ザルベシ。於是乎當所ハ不得止本日涙ヲ揮ツテ右勞働者ノ内其性行最モ不良ナルモノヲ解雇致候次第ニ御座候

二、右運動ニ參加セル者ノ多クハ公傷休業者タルコト

昨夏勞働運動起リシ以來當所ニ瀰漫セル假病ノ弊風ハ全國ニ其比ヲ見ザル所ナリ。自己ノ過失ニ因ル些細ノ負傷ヲ訴ヘテ公傷休業者トナリ、多額ノ扶助料ヲ得テ無爲徒食スルノミカ、小人閑居シテ不善ヲ爲スノ徒續出シ、而シテ其非行ヲ保護スル爲メニ組合ニ加入スル者著シク増加シ來レリ。是ヲ以テ今回ノ事件ニ際シテモ其運動ニ狂奔シ毎日峻嶮ナル坂路ヲ數里往復シテ組合本部ニ通ヒ、壯者モ猶不及ノ活動ヲ敢テシツ、アル者ハ多クハ亦右ノ如キ公傷休業者其大部分ヲ占ムルノ憂フベキ現象ヲ招來致候。即チ現在罷業セリト稱シツ、アルモノ三百餘名中、其眞ニ職務ヲ放棄シテ狂奔セル者ハ僅々數十名ニ過ギズ、他ハ皆其名稱ヨリスレバ靜カニ療養中ナルベキ公傷休業者ニ御座候。如斯公傷休業者ハ其血色言動何等常人ト異ナラズ何等他覺的症狀ヲ認メザルニ、徒ニ自覺的疼痛ヲ訴ヘテ治療期間ヲ長引カセツ、公然東奔西走シテ一山ノ秩序ヲ紊シツ、アリ、斯クテモ尙忍ブベシトナラバ當所ハ遂ニハ遊惰不良ノ徒ヲ養成シ、事業統御ノ道ナキニ立至ルベシ。於是乎當所ハ斷然處斷セザルベカラザルニ立至リタル次第ニ御座候

三、當所事業經營ノ方針ト今回ノ態度

當所ハ住友家年來ノ公正ナル經營方針ニ基キ、國家的事業ノ爲メニ聊カ努力シツ、アリシガ、

局ニ當ル者ノ不才不徳ノ爲メ折角ノ方針モ其效果ヲ舉グルコトヲ得ザルノミカ今回ノ如キ不祥事ノ發生シタルハ誠ニ遺憾至極トスル所ナリ。當所ノ組合運動ニ對スル態度ハ昨夏其運動ノ起レル時ニ際シ「單ニ勞働組合員タルノ故ヲ以テ解雇セズ、然共組合員タルト否トヲ問ハズ迷路ニ陥レル者ニ對シテハ誠意ヲ以テ之ニ反省ヲ促サザルヲ得ズ」ト明言シタリ。然ルニ不幸ニシテ昨年來別子勞働組合ニ加入セル一部従業員ハ、其言フ所爲ス所輕佻危激ニシテ一山ノ秩序部落ノ平和ヲ脅サントシ幾回トナク反省ノ機會ヲ與ヘラレタルモ更ニ其效ナキノミナラズ、今ヤ何等正當ノ理由ナクシテ無理罷業ヲ敢行シ全山ノ秩序ヲ紊亂セントシツ、アリ。彼等ノ胸中ニハ組合ニサエ加入シ居ラバ天下何者カ恐ル、者アラントナシ、眼中友子ノ情誼モ社會ノ道德モ秩序モナキモノノ如シ。事茲ニ至ツテハ當所ガ如何ニ誠ヲ竭シテ其反省ヲ促シ善導ヲ主義トスルモ亦救フニ由ナシ。如斯當所ノ力ヲ以テシテ彼等ヲ善導スルコト能ハズトセバ己ヲ得ズ秩序維持ノ爲其條理ヲ正シテ處斷セザルベカラズト存候

解雇ノ己ヲ得ザル理由ハ以上具陳セルガ如クニシテ、當所ガ常ニ共存共榮穩健中正ノ態度ヲ以テ善導ヲ念トシツ、モ、圖ラズ今回ノ事件ヲ生ズルニ至リ、今ヤ七十餘名ノ解雇ニ依リテ亦復社會ニ對シ多大ノ不安ト御迷惑相掛申候段誠ニ恐懼措ク能ハザル所ニ御座候。仰ギ冀バ大方ノ諸賢當所ノ誠意ト苦慮トヲ諒トセラレ、今回ノ措置ノ己ヲ得ザリシ事情ヲ諒恕セラレン事ヲ誠恐惶謹テ白ス

大正十四年十二月廿七日

住友別子鑛業所

治療終了通知書

治療終了通知

貴殿ノ公傷ハ本日限り治療終了全治セル旨病院ヨリ當課ニ通知セラル依テ貴殿ニ通知ス

年 月 日

住友別子鑛業所勞働課出張所

何 某 殿

治療終了通知

貴殿ノ公傷ハ本日限り治療終了シ殘存障害アリトノ旨病院ヨリ當課ニ通知アリタリ依テ相當ノ障害扶助料ヲ給與ス二十九日當課ニ出頭セラレタシ

年 月 日

住友鑛別子鑛業所勞働課出張所

何 某 殿

解雇通知書及解雇狀並に給與

通 知 書

別記ノ理由ニ基キ鑛夫雇傭勞役規則第五十三條第六號ニ依リ解雇ス
右通知ス

大正十四年十二月二十七日

課 夫

殿

住友鑛別子鑛業所勞働課

解 雇 狀

最近ニ於ケル諸君ノ所謂勞働運動ナルモノヲ見ルニ其行動ニ於テ其思想ニ於テ漸次惡化ノ傾向アリ
即チ昨年來徒ニ部落ヲ騷ガシ安寧ヲ害シタル行動ノ如キ又本年黒石暴行事件ノ如キ比々皆然リ殊ニ
當所ニハ親友會評議員會ナル機關アリテ總テノ問題ハ此機關ヲ通ジテ平和裡ニ處理シ得ベキニ拘ラ

ズ最近漫ニ事ヲ構ヘテ故ナク面會ヲ強要シ係員ノ私宅ニ脅威ヲ加ヘ連判狀ヲ作りテ部落ヲ騷ガシ無
理無體ニ主義主張ナキ罷業ヲ敢行セル不逞ナル行爲ニ至リテハ當所ハ其秩序維持ノ爲メ斷ジテ
看過シ能ハザル所ナリ而シテ君ハ卒先シテ如斯無理解ナル運動ニ參加シ最モ激烈ニ行動シタルハ甚
ダ不都合ナル行爲ニシテ其責輕カラズトス依テ鑛夫雇傭勞役規則第五十三條第六號ニ依リテ解雇ス

通 知 書

別記ノ理由ニ基キ鑛夫雇傭勞役規則第十一條第二號ニ依リ解雇ス
右通知ス

大正十四年十二月二十七日

住友鑛別子鑛業所勞働課

課 夫

殿

解 雇 狀

最近ニ於ケル諸君ノ所謂勞働運動ナルモノヲ見ルニ其行動ニ於テ其思想ニ於テ漸次惡化ノ傾向アリ
附 錄

即チ昨年來徒ニ部落ヲ騷ガシ安寧ヲ害シタル行動ノ如キ又本年黒石暴行事件ノ如キ比々皆然リ殊ニ當所ニハ親友會評議員會ナル機關アリテ總テノ問題ハ此機關ヲ通ジテ平和裡ニ處理シ得ベキニ拘ラズ最近漫ニ事ヲ構ヘテ故ナク面會ヲ強要シ係員ノ私宅ニ脅威ヲ加ヘ連判狀ヲ作りテ部落ヲ騷ガシ無理無體ニ主義主張ナキ罷業ヲ敢行セル不理不當ナル行爲ニ至リテハ當所ハ其秩序維持ノ爲メ斷ジテ看過シ能ハザル所ナリ而シテ君ハ如斯無理解ナル運動ニ參加シ熱心ニ行動シタルハ甚ダ不都合ナル行爲ニシテ其行爲ハ正ニ鑛夫雇傭勞役規則第五十三條第六號ニ該當スルモ情狀ヲ酌量シ同規則第十一條第二號ニ依リテ解雇ス

今回ノ解雇者ニ對スル給與

- 第一、鑛夫雇傭勞役規則第十一條第二號ニ依リ解雇セラレタル者ニハ左ノ給與ヲ爲ス
 - 一、退職手當 規定全額ヲ支給ス
 - 二、養老金 規程ノ資格アル者ニ對シ規定全額ヲ支給ス
 - 三、貯蓄獎勵金 本月賃金支給日ニ之ヲ受クル資格アリタル者ニ對シ特ニ之ヲ支給ス
 - 四、豫告賃金 十四日分ヲ支給ス

五、豫後保養料 今回治療終了ノ負傷者ニハ特ニ豫後保養料トシテ治療費並ニ休業扶助料ノ三ヶ月分ヲ支給ス(尙身體障害ヲ殘存セルモノニハ障害扶助料ヲ支給ス)

六、今回ニ限り所定ノ歸國旅費ニ代ヘ特ニ退山料トシテ原籍地ノ遠近ヲ問ハス一様ニ單身者金五拾圓家族持金壹百圓ヲ支給ス 但解雇後十五日以内(即チ明年一月十一日迄)ニ退山スル者ニ限ル

前項退山料ハ解雇後十五日ヲ過クルモ尙川口新田、立川以南ノ當所事業區域地内ニ滞留スル者ニハ之ヲ支給セス

第二、鑛夫雇傭勞役規則第五十三條第六號ニ依リ解雇セラレタル者ニハ左ノ給與ヲ爲ス

- 一、貯蓄獎勵金 本月賃金支給日ニ之ヲ受クル資格アリタル者ニ對シ特ニ之ヲ支給ス
- 二、豫後保養料 今回治療終了ノ負傷者ニハ特ニ豫後保養料トシテ治療費並ニ休業扶助料ノ三ヶ月分ヲ支給ス(尙身體障害ヲ殘存セル者ニハ障害扶助料ヲ支給ス)
- 三、今回ニ限り特ニ退山料トシテ單身者金五十圓家族持金壹百圓ヲ支給ス 但解雇後十五日以内(明年一月十一日迄)ニ退山スル者ニ限ル

前項退山料ハ解雇後十五日ヲ過クルモ尙川口新田、立川以南ノ當所事業區域地内ニ滞留スル

附 錄
者ニハ之ヲ支給セズ

(九二)

通 知 書

別記ノ理由ニ基キ鑛夫雇傭勞役規則第五十三條第六號ニ依リ解雇ス
右通知ス

大正十五年 月 日

住友鑛別子鑛業所勞働課

課 夫

解 雇 狀 殿

客廠以來當所ニ起リタル不理事不當ナル勞働運動ニ對シ條理ヲ正シテ秩序ヲ維持スルガ爲メニ己ムヲ得ズ解雇ヲ行ヒテ一山ノ覺醒ヲ促シタリ然ルニ一部ノ者ハ更ニ反省セザルノミナラズ最近益々惡化ノ兆アリ當所ニ關スル問題ハ當所ニ於テ處理スベキモノナルニ拘ハラズ之ヲ大阪ノ本社ニ迫リ遂ニハ一月一日二箇所ニ於テ暴行ヲ敢テシタルガ如キハ勞働運動トシテ最モ墮落セル不都合極マル行動

ト謂フベシ當山ニ於テモ此レト相呼應シテ益々無理解ナル運動ヲ續ケシガ故ニ諸君ノ將來ヲ思ヒ去月四日忠告狀ヲ送リテ其反省ヲ希望シタルニモ拘ラズ却テ益々猛烈ニ不都合ナル行動ヲ敢テシツ、アリ而シテ君ハ率先シテ如斯無理解ナル運動ニ參加シ毫モ反省スルコトナク最モ激烈ニ行動シタルハ甚ダ不都合ナリトス依テ鑛夫雇傭勞役規則第五十三條第六號ニ依リテ解雇ス
但此際特別ヲ以テ退職手當及養老金ノ各三分ノ一ニ相當スル金額ヲ給與ス

給 與 金 通 知

貴下ハ鑛夫雇傭勞役規則第五十三條第六號ニ依リ解雇トナリタルモノナレ共特ニ左ノ給與ヲ爲ス

- 一、退職手當 特ニ規定額ノ三分ノ一ヲ支給ス
- 一、養 老 金 特ニ規定額ノ三分ノ一ヲ支給ス
- 一、豫後保養料 特ニ治療費及休業扶助料ノ三ヶ月分ヲ支給ス
- 一、退 山 料 特ニ金壹百圓ヲ支給ス但解雇後十五日以内(即チ來ル二月 日迄)ニ退山スル時ニ限ル

退山料ハ解雇後十五日ヲ過グルモ尙川口新田、立川以南ノ當所事業區域内ニ滞留スル時ニハ之ヲ支給セズ

附 錄

(九三)

解雇者に對する注意事項

注 意 事 項 (其一)

- 一、歸郷者ノ賃金、退山料、貯金ノ支拂日及場所ハ別ニ揭示ス
- 一、歸郷者ニハ本月分及來月十日迄ノ家賃電燈料、村掛リ物ヲ免除ス
- 一、病院ハ來月十日迄ハ從來ニ引續キ在籍中ノ者ニ準ジ特ニ診療ス

注 意 事 項 (其二)

- 一、左ノ物品ハ希望ニ依リ買取ルモノトス
 - 薪 一把以上
 - 炭 一俵以上

右ハ現在販賣所ニ於ケル販賣價格ニヨリ買取ル但其ノ品ハ當販賣所ヨリ各本人ノ買受ケタル品ニ限ル

其買取期間ハ本日ヨリ來月十日迄トス

疊

右ハ使用ニ堪ユベキモノニ限リ土木課ノ評價額ニヨリ買取ル但シ其品ハ當所ノ貸家ニ居住シ各本人ガ使用シ居リタル物ニ限ル

其買取期間ハ本日ヨリ來月十日迄トス

疊買取希望ノ者ハ速ニ係員ニ申出ラルベシ

一、歸郷者ニ對スル物品ノ掛賣ハ廿七日限リトス廿八日ヨリハ一切掛賣ヲ爲サズ

通帳ハ廿八日早朝所屬課ニ差出サルベシ

一、二十七日迄ニ特價米借受ノ資格アリテ未ダ借受ケザル者ニハ總テ値違金ヲ給與シ現品ヲ渡サズ

一、安米鑛夫ノ安米貸與ハ二十七日限リトス安米鑛夫高米労働者ニ不拘特價米ハ本月廿八日ヨリ來

月十日マデノ間ニ労働課ノ證明ニヨリ一回限リ特ニ男七升迄女及賃金七十錢未滿ノモノニハ五升

迄ノ範圍ニテ現金ニテ賣渡スモノトス

一、前項現金賣ノ特價米ハ買戻ヲ爲サズ

一、販賣所ハ狹隘ナルニ付混雜セザル様各自注意セラレタシ

注 意 事 項 (其三)

一、歸郷者ノ荷物運搬ニツキテハ各部落ノ人事係員ニ於テ萬端ノ世話ヲ爲スニ付便宜相談セラルベ

シ

一、東平インクライン、索道及當所汽車ニ限り荷物運搬ハ無料トス但其期間ハ來月十日迄トス
一、荷造等ノ注意

荷札ハ荷物一個ニツキ必ラズ二枚宛付ケル事

荷札ハ無料給與ス

荷札ニハ氏名及其行先ヲ明記スルコト但係員ニ代書シ貰フコトヲ得

荷造ハ十分入念ニ爲スベキコト

手荷物ハ本人ニテ其個數ヲ記憶シ十分注意ヲ爲スベキコト

水物類瓶入破損シ易キ物繩掛ケナキ物又ハ風呂敷包ノ類ハ預ルコトヲ謝絶ス

手荷物トセラレタシ

一、出發ノ日並ニ時間等ハ準備ノ都合アルニ付前日中ニ係員ニ申出ラルベシ

當所第一聲明書に對する反駁宣傳ビラ

(大正十四年十二月二十七日撤布)

□再び親愛なる町村民諸君に訴ふ!!

今回の争議が去る九日夜の襲撃事件に誘發されたものなる事は先に我等の立場を鮮明すると共に諸君の賢慮に訴へた所であります。

然るに卑劣なる鑛業所當事者は、去る廿日附を以て長文の聲明書を發し、事實を偽はり誣妄の言を弄して、諸君の賢明を覆はんとしてゐるのであります。即ち口に「諸君に對する迷惑を遺憾として自己の不徳を謝す」と稱し乍ら、全文を通じて一も謹慎反省の色なく徹頭徹尾組合側並に労働者に對する惡罵侮蔑に充たされてゐるのであります。

彼等は一、事件の真相。二、面會強要に應ぜざる事由。三、無理罷業の敢行。四、要求條項に對する當所の態度。五、別子に於ける労働運動の傾向の五項目を列べ、虚偽の言を以て、自己の非を逞ふせんとしてゐるのであります。吾等は全文を通讀して唯會社當事者の奸智に長けた「ヘリクツ」を見出すのみで、之を一々反駁する大人氣なさを感ずるのであります。

彼等が何故に斯の如き言辭を弄してまで、自己の非違を覆ひ労働者側を罵るのであるか、其處に會社側の重大なる弱點が存するのを見逃す事が出来ないであります。吾等は彼等の聲明書を反駁する代りに、其の重大なる弱點を指摘して諸君の注意を喚起したいと思ひます。然も會社の此の重大なる弱點は諸君の生活上重大なる影響があるのであります。然らばその重大なる弱點とは何か、

それは即ち日日採掘せる鑛石の減少であります。

元來毎年十二月から翌年三月頃までは非常出鑛時と稱して最高度の出鑛を見るのであります。それは精鍊と農作物との關係で此期間は農作物が煙害を被ること少ないので、極力精鍊を急ぐのであります。四月頃からは麥の穂が出たり桑の芽が出たり、續いて稻作の時代に入りますが故に、農作物の煙害被害が著しいことになりますから精鍊を加減して被害を少なくせなければならぬのであります。以上の理由で今頃は例年ならば少し位負傷したり、病氣の者までカリ出して入坑させて、多量の鑛石を出すことに努力するのであります。

然るに今回の爭議が起つて以來、會社當事者は自己のツマラナイ優越的慾望を満足させるため、意地張りて瘦我慢して、入坑者は平日の如くあり、出鑛も普通の状態であるとシラを切つて居りますが、何ぞ知らん、爭議發生以來、鑛石運搬の汽車の回数を一日に二回減じ、鑛車の連結函数を減じて世間體をツクロツテ居るのであります。然し如何に彼等が世間體をツクロツテモ鑛石を出す直接の働き手は鑿岩機夫でありまして、その鑿岩機夫の八割までは組合に加入して居りますが故に、前記の如く出鑛量の激減を見て居るのであります。尙坑内に於ては負夫が過剰を告げ、撰鑛場では多數の勞働者が手をツカネて遊んで居る有様でありまして、遂に星越の撰鑛場では、四十名からの

臨時夫を解雇してゐるのであります。

之を以て見ても如何に鑛業所がウロタエてゐるか判るではありませんか、この自己の弱點をかくして而して夏期になつて煙害被害を例年の如くゴマカサンとする、腹黒い奸策の伏線としてあつた聲明書を發したのであります。

諸君は以上の簡單なる吾等の言葉を何うお取りになるか知らないが、農家の諸君は來春以後に於ける自己の農作物に對する煙害を充分に監視されなければ非常な迷惑を蒙られるであります。吾等は事件の發生以來、諸君が吾等に寄せられた好意に對して、會社の術策を告げて諸君の注意を喚起する義務を感ずると共に、鑛業所の嘘八百の聲明が斯うした會社の弱味をカタサンがために出されたものであると云ふ事を諸君に知つて貰ひたい。これこの聲明書を發する所以である。

大正十四年十二月二十四日

別子鑛山勞働爭議團
日本鑛夫組合 別子鑛山支部 後援

大正十四年十二月廿八日撒布打切反駁宣傳ビラ (第一)

●全山の勞働者諸君

奸悪な鷺尾の時代錯誤の斷末魔の悲鳴を聞け!!

鷺尾労働課長は、最後の悲鳴を上げて自己の非を覆はんと、嘘八百を並べて見、悪いモガキ振りを示してゐる。彼が一般組合員に發したる警告文を見よ、それは彼が少しも労働者に對して親切な所なく労働者の生活改善に對して如何に不親切不注意であるかを物語つて居るに過ぎない

一、鷺尾は今回の要求は不當であると云ふ。果して此要求は吾々労働階級の生活改善に及するものなりや、吾々は労働者の生活改善である限り尙又他の鑛山に於て既に實行しつゝ、あるものを天下指折の富豪住友に實施を要求するは當然であると確信す。彼等の不當と言ふ言葉は、一般民衆を欺瞞せんとする詭辯である事を看破せざるを得ない

二、暴虐なる彼は組合員を如何にも暴漢の如く罵倒すれ共、事件發生以來の組合行動は合法的手段に出でたるに反し、彼等こそ實に國家社會の秩序と平和を攪亂しつゝ、あるではないか

三、彼鷺尾は吾々組合員を不徳漢の如く罵らんが爲に、坑内に於て突然負傷者に對し組合員はそれを見殺しにした如く吹聴すれ共事實は全く反對である。現に改善會最高幹部(山中取締)某は自己の相手方の重傷者を其ま、坑内奥深く置去りにして立歸りたるを、吾組合員は勇敢に危険を冒して、其の急場を救ひ出した事實。然も彼鷺尾は常に無事に労働に耐える間は甘言を以て虐使し、

一度び不幸にも負傷した者には恰も手の「ヒラ」をカヘシタ如く會社の爲にならぬと慰安の言葉に更へて慘虐なる悪罵を以て之を迎える。此慘忍なる冷血漢の態度と果して何れが正義なりや。彼鷺尾は最早や血迷ひ最後のモガキに自己の非を覆はんと凡ゆる虚構の事實を捏造して斷末魔の焦燥を續ける反面、爭議團側の運動方針の展開に依つて、大阪に於ける住友關係の四工場の従業員が同情罷業をせんとするに當り、自己の不徳と最後の運命の近づきつゝ、あるを知り、改善會の席上に於て最う自分は立つても座つても居られないと最後の悲鳴を擧げてゐるではないか

愈々吾々労働階級の戦勝の黎明を投げた
全山の労働者諸君よ今一度の踏張だ、最後まで勇敢に戦へよ

大正十四年十二月二十七日

別 子 鑛 山 争 議 團
日本鑛夫組合別子鑛山支部

大正十四年十二月廿八日撒布打切反駁宣傳ビラ (第二)

見よ！ 労働者諸君!!

要心せよ！ 労働者諸君!!

△遂に悪魔の本性を曝露した鷺尾のキチガイ沙汰を

▼人間は日頃ドンナことを云つてもイザと云ふ場合になれば其の本性を曝露するものだ。

▼鷺尾は日頃ウマイことを云つて諸君をゴマかして来た、諸君も亦、或程度まで鷺尾を信じて来た然るに今度鷺尾の取つた態度はどうか、人間として血の通つてゐるもの、到底やることの出来ない惨虐、専制、横暴をやつてのけたではないか

▼ドコの世界に公傷患者数十名に對して一齊に治療打切を通告するやうな悪魔があるか、天下廣しと雖も鷺尾唯一人しかないのだ。又醫者も醫者だ、如何に金で住友に買はれてゐるからとて立派に醫師法と云ふ特別の法律で保護され、取締られてゐる者ではないか、それがオメ／＼自己の確心を傷け鷺尾一派の悪魔の強制によつて嘘、偽の診断をするとは何事だ。現に二十五日に診断して二十九日迄の薬を與へてゐるものに對して、二十六日附をもつて治癒したから打切るとは、ドコを押せばさうした世迷ひごとが出てくるのか、これ皆鷺尾のなせる仕業である

▼悪魔鷺尾はこれによつて労働者の陣容を亂さんとするツモリであらふが、労働者が彼の奴隷であつたら知らぬこと、又羊のやうだつたら知らぬこと、苟も赤い血の流れてゐる人間である限りは、この惨虐、この壓制、この暴戾に對してどうしてジツとして居られやう。如何に鷺尾が金の力でや

つてこやうとも、吾々は最後の一人となるまで、餓えて死に至るまで、反抗して戦ひ續けなくてはおかぬ。而して彼をして人間の正道に立ち歸らしめるであらう

▼全山の親愛なる労働者諸君。鷺尾は今諸君に對してはうまいことを云つて諸君の御機嫌を取つてゐるが、諸君の機嫌を取る必要がなくなつたら、またしても今度の惨虐な悪魔振りが諸君の上に加へられないであらうか？ 誰れがそうでないかと斷言することが出来やう

▼されば今度の鷺尾の悪鬼の魔劍は諸君の兄弟仲間に對して加へられたものであるが、やがて何時か諸君の上に加へられる日が来るであらう。諸君。「前車の覆へるを見て後車の戒めとせよ」ころばぬ先の杖」だ。諸君が今の中に保證を得なかつたならば諸君は今日限り人間としての人格を棄てて鷺尾の奴隸とならなければならぬ

▼諸君、諸君は今や「人間か」「奴隸か」の分れ目に立つてゐる。吾々は最後の一人が餓えて死に至るまで戦ふのだ。諸君はどうする!!!

▼諸君奮起せよ!! 而して仲間の危急を救ふと同時に自分の將來の保證を求めよ

大正十四年十二月二十八日

別 子 鑛 山 争 議 團
日本鑛夫組合別子鑛山支部

大正十四年十二月廿九日撒布宣傳ビラ

檄

今や日本の資本主義は其の崩壊期たる帝國主義時代に入り、資本階級は最後の狂暴を發揮して、露骨に吾等無産階級の擡頭を彈壓せんとしつゝ、ある。温情の假面を被れる彼住友も其の例に漏れるものではない。吾等はあらゆる迫害に抗して組合を組織するや、時に暴力的干涉あり時に金力に依る懐柔あり、加ふるに地理的不便と相俟つて、組合維持の困難なることは名狀すべからざるものがありました。然も吾等は一步も退かず敢然として戦ひ續けて來ました。今回の事件發生當時に於ても、住友は虚言を弄して労働者を隔着し、數百名を驅つて組合事務所を襲撃せしめるの暴舉を敢行し、ために襲撃者側から八名組合側から八名の同志が檢舉せられるの情勢となつたのであります。此暴虐を使嗾したる張本人鷲尾労働課長は豺狼の如き慘虐、暴戾、壓制振りを發揮して、遂に七十餘名の公傷者に一齊に治療打切の通告を發し、同時に馘首の通告を發したのであります。

之れ明かに住友の本性を曝露して爭議團に對して調度の物品配給を打ち止め、我等を飢餓に陥れんとする術策に他ならないのであります。若し斯くの如き暴舉に屈せんか、吾等は永遠に奴隸たる

に甘んじなければならぬのであります。吾等は斷じて屈することは出來ない。吾等は最後の一人となるまで、飢へて死に至るまで、斷々乎として抗争せなければならぬ。

全労働者諸君!! 吾等をして階級戦線の勇敢な兵卒たらしめよ。

山には雪が降つてゐる。朔風に晒されて爭議團員は布團もなくて寝もやらぬ有様である、餓は眼前に寒さは後にヒシヒシと迫つてゐる。

同志諸君!! 吾等をして戦はしめよ。少しでもよい物質的の援助をお願い致します。

一九二五 十二月二十八日

愛媛縣新居郡角野村

別子鑛山 爭議團

日本鑛夫組合別子鑛山支部

大正十五年一月四日撒布宣傳ビラ

●全山の兄弟諸君!!

——會社の苦しまぎれの流言に迷ふな——

全山の労働者の作業上の不安を除き、生活を改善向上するために、今回のストライキが起つて以來、鷺尾労働課長はあらゆる術策を弄して吾々の組合を一舉に潰さんと計畫し、ハタの見る眼もいたまじいほどの狂奔を試みたが、組合は微動だもせなかつた。のみならず日に兄弟諸君の理解と同情を得て、罷業は大きく強くなつて行くばかりであつた。

此の形勢に驚いた鷺尾は天人共に許さざる「公傷患者の治療打切」と言ふ慘虐なる暴舉をなし、續いて七十餘名と云ふ多數を、押せまつた年の暮に餓首して、これに依つて吾々の結束を亂し組合を潰さんとしたのである。然るに誰がかゝる暴舉を許さう、「公傷患者の治療打切」の問題に關しては、直ちに大阪鑛山監督局の活動となり、監督官が出張し來つて詳細に實情を調査して適當の處置を講ずることとなり、餓首問題に對しては罷業團員をして團結益々固く死を覺悟して抗争する決意を生せしめ、兄弟諸君の同情亦期せずして餓首者に集まり、ために罷業團の結束は倍加するの堅固さを加へ、意氣は益々灼熱化し來つたのである。此形勢に驚いた鷺尾は更に今度は、子供ダマシの嘘八百の流言を放つて結束を紊さうとか、つた。即ち一二の例を示せば

- 一、組合には金が無くなり、米も段々減つて來て今に困る。云々
- 二、應援者はアキレテ歸つた。云々

三、餓首者に對し、早く退職金を貰つて消防夫にでも雇はれるやうにしたらごうだ。云々

四、入坑者は平常と變りなくある、従つて鑛石も普通に出鑛しつゝある。云々

とあることないことツキマゼて、あつちこつちの部落で流言を放たしめて居る。

けれども兄弟諸君、考へて見給へ、なるほど吾々は金が無くつて、充分な生計が出来ないからこそ要求を出したのだ、初めから金で住友と對抗するつもりは露ほども無い。が今や吾々の正義の叫びは全國の労働者諸君の理解と同情とを得て、吾々をして戦ふに差支ない丈の軍資金は續々と寄附されつゝある。日本労働總同盟は全力を入れて吾々を應援する決意をもつて居る。此の點に於て吾々は大船に乗つた心持ちで戦ふことが出来るのだ。又應援團の諸君は自分の業を捨て、自分等同様金持ちのために苦しめられてゐる労働者のために死を賭して戦ふ勇敢な階級的戦士である。何を苦しんで歸る必要があらう。

次に何んの理由もないのに餓首して置きながら今更消防夫云々とは、何の世迷ひ言葉であらふ。要するに彼等がかゝる流言を放つて諸君を迷はさんとするのは、それだけ會社が苦しませの世迷ひごとであり、苦しくなつた證據だ。

全山の兄弟諸君!! 會社の最後の苦しませの流言に迷ふことなく、吾々の結束に同情と應援を